

河内長野市 飼い主のいない猫を減らす活動 ガイドブック



令和5年12月 作成
令和6年6月 改定
令和7年7月 改定

河内長野市 地域資源循環部 環境政策課

目次

1. 飼い主のいない猫の命と住民の生活環境を共に守るために・	3
2. 飼い主のいない猫を減らす活動の実践・	5
2-1. 地域の理解醸成	
2-2. 活動の体制・ルールづくり（地域猫活動の場合）	
2-3. 活動拠点づくり（地域猫活動の場合）	
2-4. 個体把握	
2-5. 飼い主のいない猫の捕獲とその後	
3. 飼い主のいない猫を減らす活動における行政の位置づけ・	7
3-1. 飼い主のいない猫を減らす活動の役割	
3-2. 大阪府の支援	
3-3. 河内長野市の支援	
4. 河内長野市の活動支援制度・	8
4-1. 制度の概要	
4-2. 必要書類等	
5. 活動団体登録制度・	11
5-1. 団体登録制度の趣旨	
5-2. 団体登録すると可能になること	
5-3. 自治会等団体の代表者が窓口で閲覧できる情報について	
5-4. 登録の要件	
5-5. 登録の流れ	
5-6. 様式記入例	
5-7. 登録団体一覧表のイメージ	

6. 飼い主のいない猫用捕獲器の貸出・・・・・・・・・・ 39

6-1. 貸出の概要・対象者

6-2. 貸出期間

6-3. 貸出申請に必要な書類

6-4. 注意事項

6-5. 様式記入例

7. さくらねこ無料手術チケットの配布・・・・・・・・・・ 56

7-1. チケット利用の概要・交付対象者

7-2. 利用の流れ

7-3. 注意事項

7-4. 様式記入例

8. 飼い主のいない猫不妊手術費用補助金の交付・・・・・・・・ 66

8-1. 補助金利用の概要・交付対象者

8-2. 利用の流れ

8-3. 注意事項

8-4. 様式記入例

9. 参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 155

9-1. 河内長野市河内長野市飼い主のいない猫を減らす活動団体登録要領

9-2. 河内長野市飼い主のいない猫用捕獲器貸出要領

9-3. 河内長野市さくらねこ無料不妊手術チケット利用要領

9-4. 河内長野市飼い主のいない猫不妊手術費用補助金交付要綱

9-5. 団体会則例

9-6. 活動地域の区域図例

9-7. 地域猫活動用猫トイレの作り方

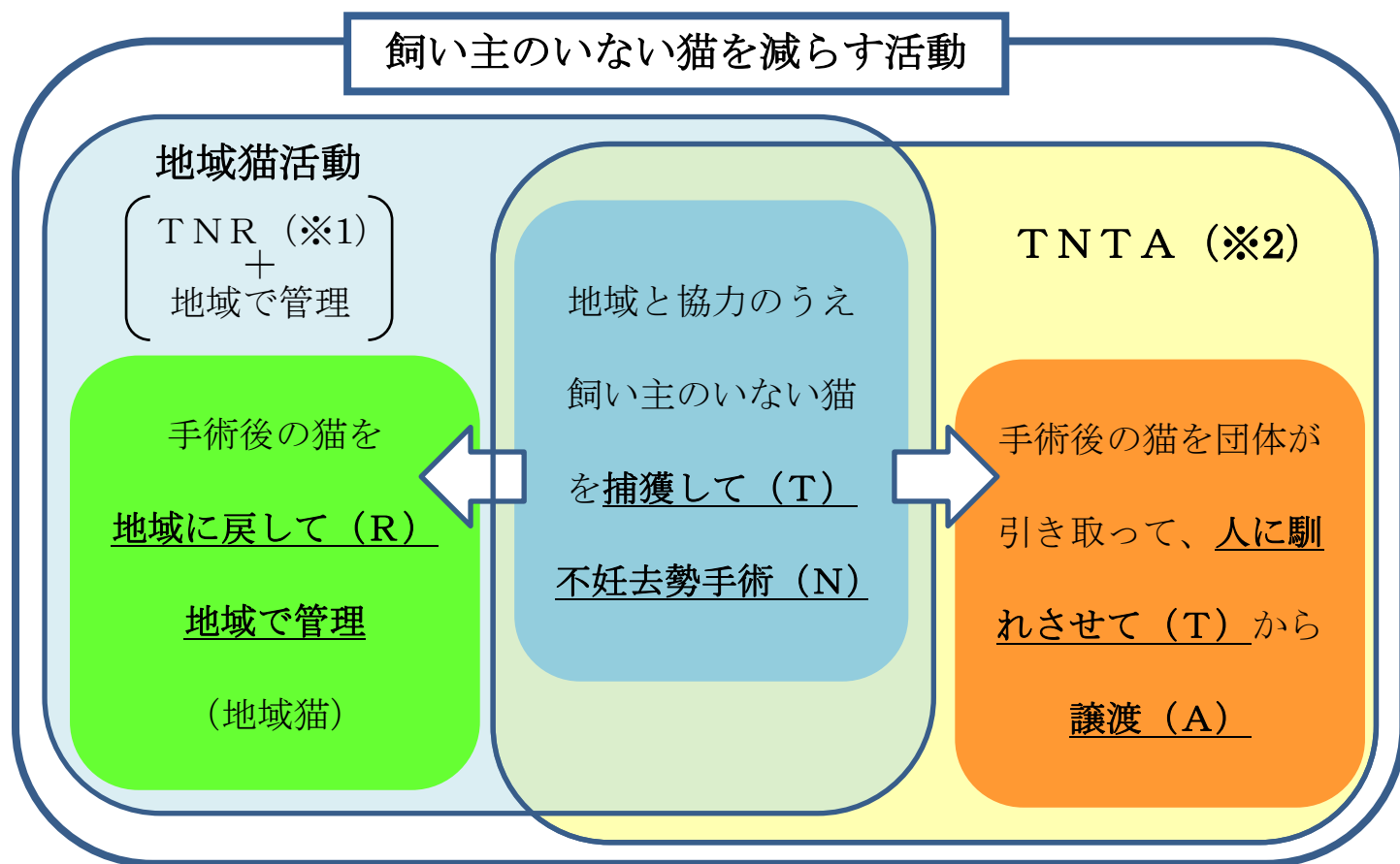
10. 担当者あとがき・・・・・・・・・・・・・・・・ 181

1. 飼い主のいない猫の命と住民の生活環境を共に守るために

河内長野市では飼い主のいない猫を減らす活動を支援します

皆様の住む地域でも数の違いこそあれ、飼い主のいない猫（いわゆる野良猫）がいると思われます。同じ地域で生活する“隣人”として、地域住民と猫が共生できることが望ましいですが、残念なことに、糞尿被害など猫が人に迷惑をかけてしまう事例もあります。こういった飼い主のいない猫を原因とするさまざまなトラブルの解決方法の一つとして注目されているのが、地域で協力して猫の管理を行う「地域猫活動」です。

「地域猫活動」とは、飼い主のいない猫に不妊去勢手術を行った後、猫を地域に戻し、地域住民が協力して猫を管理することにより、周辺的生活環境の向上を図るとともに、飼い主のいない猫の増加を抑制することを目的として行う活動です。また、今いる猫が寿命を全うすることで、長期的には飼い主のいない猫を減らすことにつながります。その他、飼い主のいない猫を減らす活動としてTNTAがあります。河内長野市では地域環境美化の観点からこれらの飼い主のいない猫を減らす活動を支援しています。



※1 TNR

TNRとは、**Trap・Neuter・Return** を略した言葉で、捕獲器等で飼い主のいない猫を捕獲（**Trap**）し、不妊去勢手術（**Neuter**）を実施し、元の地域に戻す（**Return**）ことを指します。

※2 TNTA

TNTAとは、**Trap・Neuter・Tame・Adopt** を略した言葉で、捕獲器等で飼い主のいない猫を捕獲し（**Trap**）、不妊去勢手術（**Neuter**）を実施し、保護団体などが引き取って人に馴らし（**Tame**）、最終的に新たな飼い主に譲渡する（**Adopt**）ことを指します。

2. 飼い主のいない猫を減らす活動の実践

2-1. 地域の理解醸成

飼い主のいない猫を減らす活動を実施するためには、活動に対する地域住民の理解が不可欠です。まずは、地域住民に対して生活環境の改善を目的とする活動であることを説明し、猫を好きな人だけでなく、猫を嫌いな人も納得できるルール作りを行い、地域内でトラブルが生じないように飼い主のいない猫を減らす活動に理解を示してもらうことが重要です。

2-2. 活動の体制・ルールづくり（地域猫活動の場合）

活動を継続していくためには特定個人に負担が集中しないような体制と明確なルールが必要です。飼い主のいない猫の捕獲、動物病院への運搬やその後の給仕・清掃等明確な役割を挙げ、誰が担うのかを決める必要があります。無理せず継続するためには、役割分担やローテーションを組むことも大切です。

地域猫活動に取り組む際の組織の構成としては、地域内の有志の住民が中心となるケースや自治会等の役員が中心となって取り組むケースもありますが、一つの方法として地域内に地域猫活動の専門部会を作る方法があります。この方法のメリットとしては、自治会等の役員交代の影響を受けることなく継続的に地域猫活動に取り組むことができることが挙げられます。いずれにせよ地域猫活動には地域の同意が大前提となりますが、例えば猫を嫌いな人が最前線で活動を担うような体制は避けるべきでしょう。

2-3. 活動拠点づくり（地域猫活動の場合）

飼い主のいない猫に対する給仕については、なるべく住民の迷惑になりにくい場所を探し、同じ場所で決まった時間に与えるようにしましょう。給仕場所を清潔に保つために日常的な清掃も重要となります。また、地域猫用のトイレを整備することも、生活環境の改善に有効な手段です。

2-4. 個体の把握

飼い主のいない猫の数を常に把握し管理することで、猫の健康状態の変化に気づくことができるとともに、新たな猫が地域に入りTNRやTNTAの実施が必要となった際にも役立ちます。

2-5. 飼い主のいない猫の捕獲とその後

捕獲器を使用して、傷つけることのないように猫を捕獲します。地域内の飼

い猫が捕獲器にかかることの無いように、必ず予め地域内に捕獲活動を実施する日程等を周知し、飼い猫を外に出さないよう呼びかける必要があります。捕獲したら、飼い主のいない猫を動物病院に運搬し、不妊去勢手術を受けさせます。

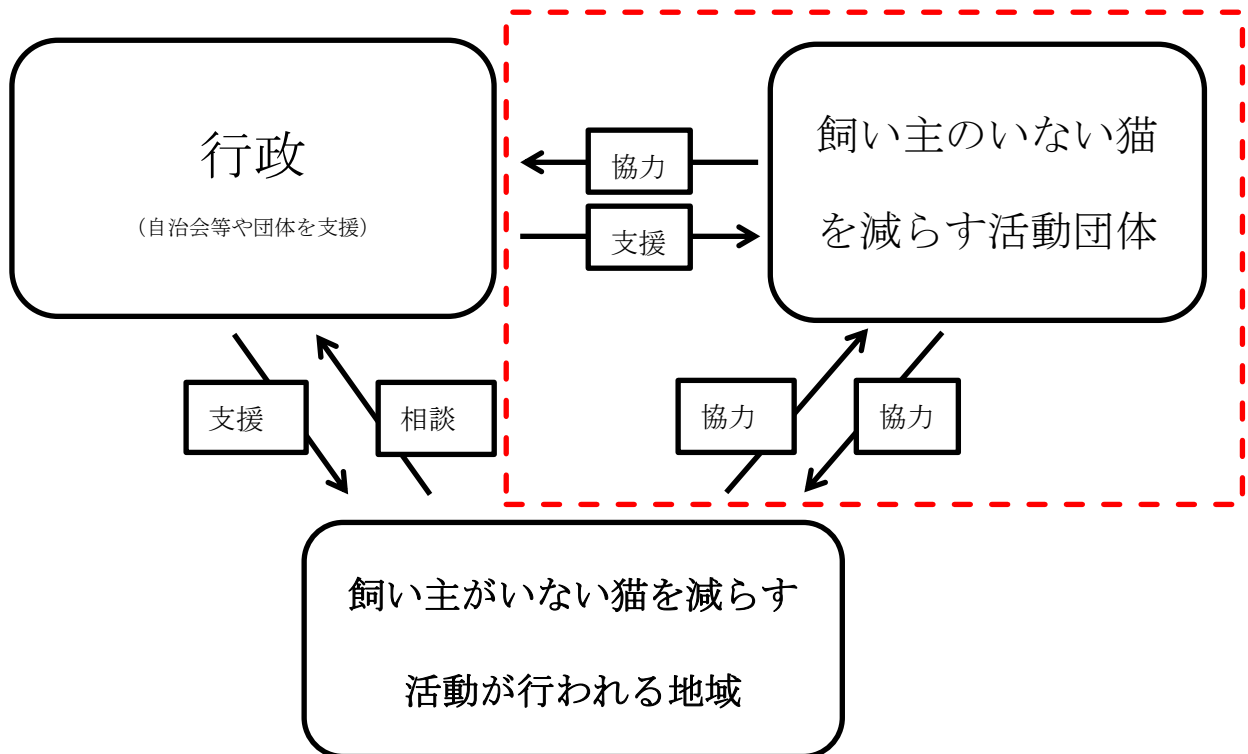
地域猫活動の場合は、猫を元の地域に戻し、猫の繁殖を防ぎながら地域猫として地域の中で管理していきます。

TNTAの場合は、保護団体などが猫を引き取り、人に馴れさせるトレーニングを行いながら譲渡先を探していくこととなります。

3. 飼い主のいない猫を減らす活動における行政の位置づけ

3-1. 飼い主のいない猫を減らす活動の役割

飼い主のいない猫を減らす活動は地域住民（自治会等）が主体となる場合や活動団体が地域と協力して取り組む場合等様々ですが、行政はその活動を行う地域及び活動団体を支援することで当該活動をサポートします。



3-2. 大阪府の支援

- ・大阪府内の地域猫活動の普及啓発活動
- ・所有者のいない猫対策物品の貸与等
- ・所有者のいない猫対策事業の実施支援
- ・所有者のいない猫に関する相談受付

3-3. 河内長野市の支援

- ・自治会等へ飼い主のいない猫を減らす活動団体の紹介
(以下の支援は、自治会等又は市の活動団体登録制度に基づく団体登録を受けた団体（後述）が対象)
- ・飼い主のいない猫用捕獲器の貸出
- ・どうぶつ基金発行の「さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）」の交付
- ・飼い主のいない猫不妊手術費用補助金の交付

4. 河内長野市の飼い主のいない猫を減らす活動支援制度

4-1. 制度の概要

河内長野市の飼い主のいない猫を減らす活動支援制度は下記4つの制度で構成されます。

- ① 飼い主のいない猫を減らす活動団体登録制度（以下、「団体登録制度」といいます。）
- ② 飼い主のいない猫用捕獲器の貸出（以下、「捕獲器貸出」といいます。）
- ③ さくらねこ無料不妊手術チケットの交付
- ④ 飼い主のいない猫不妊手術費用の補助及び当該補助を受けた保護猫が含まれる保護猫譲渡会の会場費用に対する補助金の交付（以下、「補助金交付制度」といいます。）

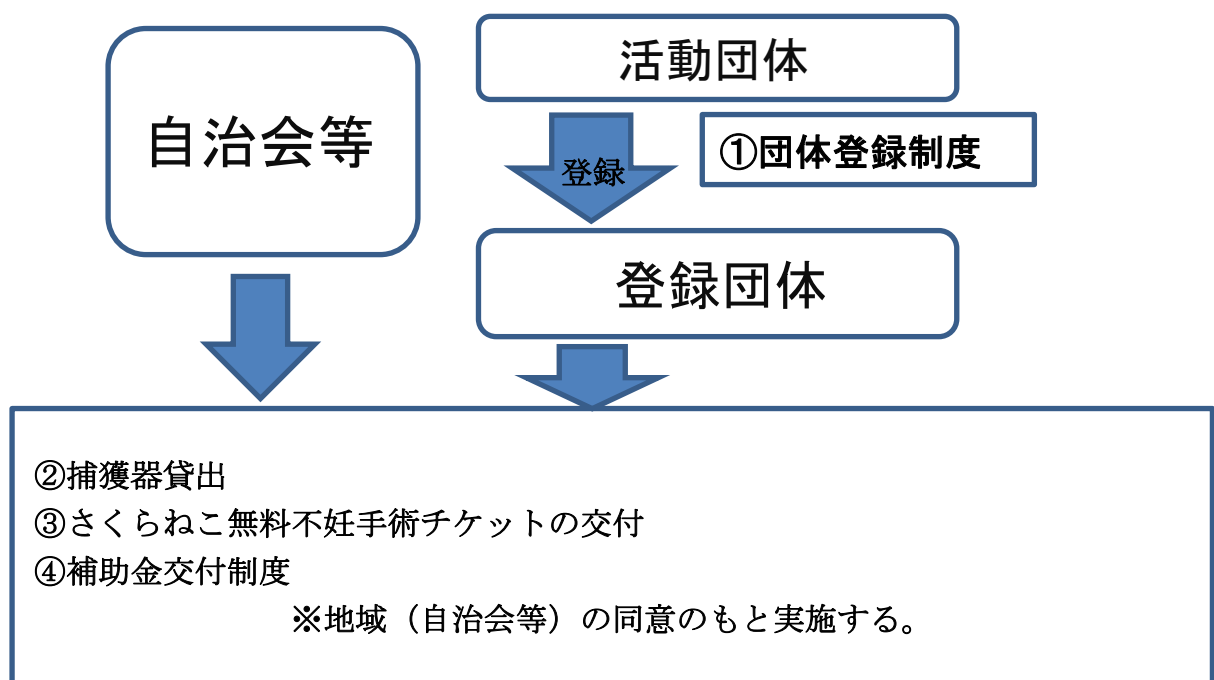
これらの制度の対象となるのは河内長野市内で飼い主のいない猫を減らす活動を行う以下の2種類の団体です。

- (1) 自治会等（市内の連合自治会、自治会、町会その他これらに準ずる団体）

②～④の支援制度を利用することができます。

- (2) 飼い主のいない猫を減らす活動団体

上記①の活動団体登録制度に基づく団体登録の手続きを経て「登録団体」となることで、自治会等と同様に②～④の支援制度を利用することができます。



4-2. 必要書類等

河内長野市の飼い主のいない猫を減らす活動に係る支援策

自治会用

申請時期 (捕獲器貸出&さくら猫無料不妊手術チケット)	捕獲器の貸出	さくら猫無料不妊手術チケット	申請時期 (補助金)	飼い主のいない猫不妊手術費用補助金
TNR活動予定月の前々月末まで		○交付申請 【提出書類】 河内長野市さくら猫 無料不妊手術チケット交付申請書 (様式第1号) 【添付書類等】 ・活動地域の区域図 ・賠償責任保険への加入 を証する書類(※1)	交付対象事業の開始日まで	○交付申請 【提出書類】 河内長野市飼い主のいない猫 不妊手術費用補助金交付申請書 (様式第1号) 【添付書類等】 ・誓約書(様式2号) ・活動地域の区域図 ・賠償責任保険への加入 を証する書類(※1) ・申請者(代表者)の本人 確認書類
使用月の前月1～5日まで		⇒市がどうぶつ基金へ申込		
使用月の初日以降	○貸出申請 【提出書類】 河内長野市飼い主のいない猫用捕獲器貸出申請書 (様式第1号) 【添付書類等】 ・活動地域の区域図 ・賠償責任保険への加入を 証する書類(※) ⇒市が捕獲器を貸出し(期間は一カ月以内)	⇒市が交付決定を通知、チケットを交付 (有効期間一カ月)		⇒市が審査後・決定通知を送付
TNR活動月の月末まで		○チケット使用(TNR活動)	決定通知後から事業完了日	○TNR活動
捕獲器貸出から一カ月以内	○返却及び活動報告 【提出書類】 河内長野市飼い主のいない猫用捕獲器利用報告書 (様式第2号) 【添付書類等】 ・捕獲器(返却)			
TNR活動の翌月末まで		○活動報告 【提出書類】 河内長野市さくら猫 無料不妊手術チケット利用報告書 (様式第3号) 【添付書類等】 ・猫の写真(手術前、手術後) ・活動地域の区域図 ・利用しなかったチケット(返却)	事業完了日の翌月末まで (ただし、事業完了日が3月の場合、3月末日まで)	○実績報告 【提出書類】 河内長野市飼い主のいない猫 不妊手術費用補助金実績報告書 (様式第6号) 【添付書類等】 ・活動地域の区域図 ・活動現場の写真 (捕獲器の設置状況がわかるもの) ・猫の写真(手術前、手術後) ・領収書の写し ⇒市が交付確定通知書を送付
			交付確定通知到着後	○補助金の交付請求 【提出書類】 河内長野市飼い主のいない猫 不妊手術費用補助金交付請求書 (様式第8号)

※1 ただし、市役所自治協働課に自治会名簿を提出した団体については、賠償責任保険への加入を証する書類の提出不要

河内長野市の飼い主のいない猫を減らす活動に係る支援策

河内長野市の飼い主のいない猫を減らす活動団体用

申請時期 (地域活動はさくらねこ無料不妊手術チケット)	団体登録	捕獲器の貸出	さくらねこ無料不妊手術チケット	市民市民公益活動補助制度【参考】	申請時期(補助金)	飼い主のいない猫不妊手術費用補助金
団体登録時 随時	〇登録 【提出書類】 飼い主のいない猫を減らす活動団体登録申請書 (様式第1号) 【添付書類等】 (様式第2号) ・飼い主のいない猫を減らす活動団体規約等 ・団体の活動内容も規定した規約等 ・その他市長が必要と認める書類 ⇒市が登録可否決定を通知			〇登録 【提出書類】 市民活動団体証 【添付書類等】 ・団体の名簿 ・活動内容がわかる資料 (規約や事業計画書など) ⇒登録完了第1		
団体登録決定後に申請可能 TNR活動予定月の前々月末まで			〇交付申請 【提出書類】 河内長野市さくらねこ 無料不妊手術チケット交付申請書 (様式第1号) 【添付書類等】 ・活動地域の区域図 ・賠償責任保険への加入 を証する書類		団体登録決定後に申請可能 交付対象事業の開始日まで	〇交付申請 【提出書類】 河内長野市飼い主のいない猫 不妊手術費用補助金交付申請書 (様式第1号) 【添付書類等】 ・誓約書(様式2号) ・活動地域の区域図 ・賠償責任保険への加入 を証する書類(第1) ・申請者(代表者)の本人 確認書類 ⇒市が審査後、決定通知を送付
使用月の前月1～5日まで 使用月の初日以降		〇貸出申請 【提出書類】 (様式第1号) 【添付書類等】 ・活動地域の区域図 ・賠償責任保険への加入を 証する書類 ⇒市が貸出額を決定し、(期間は一カ月以内)	⇒市がどうぶつ基金へ申込 ⇒市が交付決定を通知、チケットを交付 (有効期間一カ月)			
TNR活動月の月末まで 捕獲器貸出から一カ月以内		〇返却及び返却報告 【提出書類】 (様式第2号) 【添付書類等】 ・捕獲器(返却)	〇チケット使用(TNR活動)		決定通知後から事業完了日	〇TNR活動
TNR活動月の翌月末まで			〇活動報告 【提出書類】 河内長野市さくらねこ 無料不妊手術チケット利用報告書 (様式第3号) 【添付書類等】 ・猫の写真(手術前、手術後) ・活動地域の区域図 ・利用しなかったチケット(返却)		事業完了日の翌月末まで	〇実績報告 【提出書類】 河内長野市飼い主のいない猫 不妊手術費用補助金実績報告書 (様式第6号) 【添付書類等】 ・活動地域の区域図 ・活動現場の写真 (捕獲器の設置状況がわかるもの) ・猫の写真(手術前、手術後) ・猫収束の写真 ⇒市が交付決定通知書を送付
					交付決定通知到着後	〇補助金の交付請求 【提出書類】 河内長野市飼い主のいない猫 不妊手術費用補助金交付請求書 (様式第8号)
翌年度当初	〇登録の更新 【提出書類】 (様式第4号) 【添付書類等】 (様式第5号) ・飼い主のいない猫を減らす活動団体規約等 ・その他市長が必要と認める書類 ⇒市が登録更新可否決定を通知			〇登録の更新 【提出書類】 市民活動団体証 【添付書類等】 ・団体の名簿 ・活動内容がわかる資料 (規約や事業計画書など) ⇒登録更新完了第1		

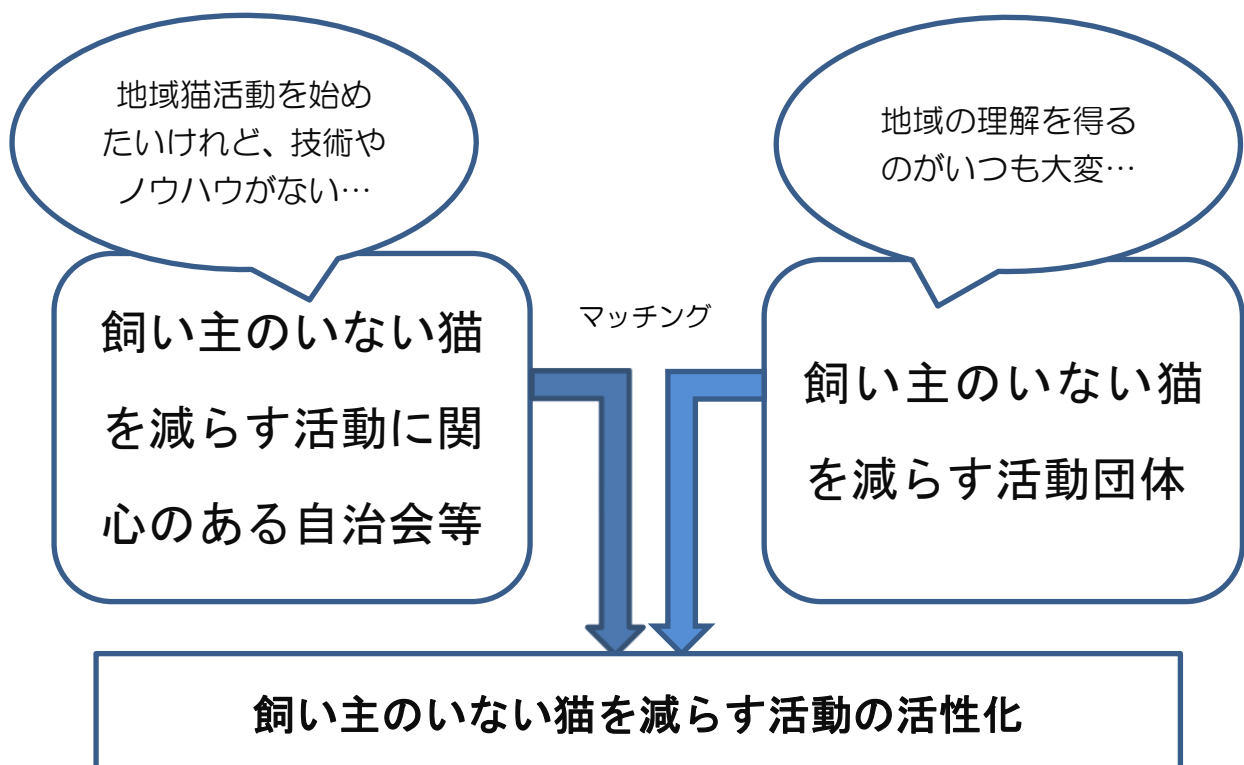
※1 ただし、市役所自治協働課に自治会名簿を提出した団体については、賠償責任保険への加入を証する書類の提出不要

5. 飼い主のいない猫を減らす活動団体登録制度

5-1. 団体登録制度の趣旨

地域猫活動の実施には「地域の同意」が必要不可欠です。飼い主のいない猫を減らす活動団体が地域の同意を得てTNRやTNTA等を実施することの難しさがある一方で、自治会等から地域猫活動の実施を検討しているものの地域内に知識や技術を持った住民が見当たらず実施に至らないといった相談が寄せられることがあります。

団体登録制度は、本市において活動の継続性が見込まれる飼い主のいない猫を減らす活動団体を把握し、適切に支援するとともに、登録団体を地域猫活動にかかる技術的支援や助言を必要とする自治会等とマッチングすることで、本市における地域猫活動の普及に寄与することを目的としています。



5-2. 団体登録すると可能になること

登録団体は、「捕獲器貸出」、「さくらねこ無料不妊手術チケットの交付」及び「補助金交付制度」の各制度が利用可能となります。

5-3. 自治会等団体の代表者が窓口で閲覧できる情報について

団体登録の際に、飼い主のいない猫を減らす団体登録申請書において「閲覧可能」とされた連絡先等の情報については、自治会等の地域代表者が例えば「地域猫活動を実施するにあたって、飼い主のいない猫を減らす団体の協力を仰ぎたい」という意向を持つ場合等に、市環境政策課窓口にて「登録団体一覧表 (P. 37～P. 38 参照)」を閲覧することができます。

同表のなかで登録団体は、「TNRの実施」や「TNTAの実施」、「地域猫活動に関する助言」など、団体として無理のない範囲で自治会等をサポートできる項目について意思表示してください。(団体登録の内容については年度途中の変更が可能です。)

5-4. 登録の要件

飼い主のいない猫を減らす団体として登録するためには以下の条件を満たす必要があります。また、登録された団体が条件を満たさなくなった場合は、団体の登録を取り消すことがあります。

- (1) 市内の一定の区域において、地域猫活動を前提としたTNR又はTNTAを目的とした猫の捕獲及び不妊手術を行うこと。
- (2) 同一の世帯に属さない3名以上のもので構成されていること。
- (3) 地域猫活動を前提としたTNR又はTNTAを目的とした猫の捕獲を行う地域(以下「活動地域」という。)内の住民に対して活動の周知を行い、同意を得ること。
- (4) 現在の活動地域におけるTNR、TNTAを前提とした猫の捕獲及び不妊手術及びTNR以降の地域猫活動(実施主体となる場合)に係る苦情、トラブル、損害等について、自らの責任において対応を行うこと。
- (5) 毎年度、市長の求めに応じて地域猫の状況(地域猫活動の場合)及び活動状況を報告すること。
- (6) 自ら動物を愛護するのみならず、「動物の愛護及び管理に関する法律」の精神に則り、動物の愛護や適正な飼養に関する普及啓発その他の活動を行うこと。
- (7) 河内長野市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は団体の代表者若しくは役員等が同条第2号に規定する暴力団員若しくは同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当しないこと。

5-5. 登録の流れ

登録に際して提出する書類は次のとおりです。

◆新規登録時（前年度団体登録を行わなかった場合）

- ・飼い主のいない猫を減らす活動団体登録申請書（様式第1号）
- ・飼い主のいない猫を減らす活動団体構成員名簿（様式第2号）
- ・団体の活動内容を規定した規約等

◆更新時（前年度団体登録している場合）

- ・飼い主のいない猫を減らす活動団体登録更新申請書（様式第4号）
- ・飼い主のいない猫を減らす活動実績報告書（様式第5号）
※変更事項がある場合のみ必要
- ・変更事項が確認できる書類（規約や構成員名簿等）

5-6. 飼い主のいない猫を減らす 活動団体登録関係

申請等様式記入例

5-6-1. 飼い主のいない猫を減らす活動団体登録申請書

記入例

捕獲した猫を地域猫にする活動での登録 記入例

記入例①・・・特に非公開の情報がない場合

記入例②・・・連絡先など一部情報を公開したくない場合
(日中電話対応が困難な場合等を想定)

記入例③・・・団体名の一部を公表したくない場合
(団体名に地域名が含まれている場合等を想定)

捕獲した猫を保護猫にする活動での登録 記入例

記入例④・・・特に非公開の情報がない場合

記入例⑤・・・連絡先など一部情報を公開したくない場合
(日中電話対応が困難な場合等を想定)

記入例⑥・・・団体名の一部を公表したくない場合
(団体名に地域名が含まれている場合等を想定)

飼い主のいない猫を減らす活動団体登録申請書

令和7年5月1日

（宛先）河内長野市長

（団体名） 河内長野市ねこの会
（代表者）住 所 河内長野市 ● 町 ● ● ● ●
氏 名 猫助 弥太郎
電話番号 080-●●●●-●●●●

飼い主のいない猫を減らす活動団体の登録を受けたいので、河内長野市飼い主のいない猫を減らす活動団体登録要領第5条第1項に基づき、次のとおり申請します。

ア. 捕獲した猫を地域猫にする活動での登録（第4条第1号「地域猫活動を前
提としたTNR」の区分に該当する場合は申請団体名を閲覧台帳に記載

① 窓口で閲覧可能とする団体名	☒ 同上 ☐ その他（ ）
② 団体構成員数	10名
③ 活動履歴	令和6年3月1日 から 至現在
④ 窓口で閲覧可能とする情報（任意選択）	☒ 代表者名 ☒ 代表者電話番号 ☒ メールアドレス（nekodasuke@kawachinyagano.lg.jp） ☒ ホームページの URL（www.kawachinyagano.lg.jp）
⑤ 自治会等団体をサポートできる内容（任意選択）	☒ TNR（飼い主のいない猫を捕獲し、不妊去勢手術を施し、元の場所に戻すこと） ☒ TNR・地域猫活動に係るサポート ☐ その他（ ）
⑥ 自治会等団体をサポートできる要件（任意選択）	☒ TNRの実施や地域猫活動について自治会等が地域猫活動団体と連携の上で地域内での周知を主体的に行うこと ☒ TNR後の給餌・清掃活動について自治会等が自主的・継続的に取り組むこと ☒ その他（地域猫活動状況を毎月メールで連絡すること）
備考	

※太枠内に記入された内容については、飼い主のいない猫を減らす活動団体のサポートを受けながら地域猫活動を実施したい自治会等団体（連合自治会、自治会、町会その他これらに準ずる団体）の代表者が環境政策課窓口で閲覧できるものとします。
（①の項目については閲覧可能とします。②③の項目については閲覧不可とします。④⑤⑥の項目については任意で選択し、記載する場合は申請団体名を閲覧台帳に記載）

⑤のサポートを行うことに条件がある場合は☒を入れてください。
選択肢以外に具体的な要件がある場合はその他に☒を入れて括弧の中に要件を記入してください。

<添付書類確認欄>※添付する書類にチェックを入れてください。

No.	添付書類（内容に変更があったものを添付すること）	チェック
-	飼い主のいない猫を減らす活動団体登録申請書（様式第1号）（本申請書）	—
①	飼い主のいない猫を減らす活動団体構成員名簿（様式第2号）	☒
②	団体の活動内容を規定した規約等	☒
③	その他市長が必要と認める書類	☒

イ. 捕獲した猫を保護猫にする活動での登録

（第4条第2号「TNTAを前提とした猫の捕獲及び不妊手術」の区分に該当する場合）

① 窓口で閲覧可能とする団体名	☐ 同上 ☐ その他（ ）
② 団体構成員数	
③ 活動履歴	年 月 日 から 至現在
④ 窓口で閲覧可能とする情報（任意選択）	☐ 代表者名 ☐ 代表者電話番号 ☐ メールアドレス（ ） ☐ ホームページの URL（ ）
⑤ 自治会等団体をサポートできる内容（任意選択）	☐ TNTA（飼い主のいない猫を捕獲器等で捕獲し、不妊手術を実施し、人に馴れさせ、及び譲渡すること）の実施 ☐ その他（ ）
⑥ 自治会等団体をサポートできる要件（任意選択）	☐ TNTAに係る活動に際して自治会等が飼い主のいない猫を減らす活動団体と連携の上で地域内での活動を行うこと ☐ その他（ ）

記入不要

（捕獲した猫を保護猫にする活動での登録をする際に使用）

備考

※太枠内に記入された内容については、飼い主のいない猫を減らす活動団体に TNTA の相談をしたい自治会等団体（連合自治会、自治会、町会その他これらに準ずる団体）の代表者が環境政策課窓口で閲覧できるものとします。

（①の項目については閲覧可能とします。②③の項目については閲覧不可とします。④⑤⑥については閲覧可能とする項目のみ選択・記載してください。）

<添付書類確認欄>※添付する書類にチェックを入れてください。

No.	添付書類（内容に変更があったものを添付すること）	チェック
-	飼い主のいない猫を減らす活動団体登録申請書（様式第1号）（本申請書）	—
①	飼い主のいない猫を減らす活動団体構成員名簿（様式第2号）	☐
②	団体の活動内容を規定した規約等	☐
③	その他市長が必要と認める書類	☐

捕獲した猫を地域猫にする活動での登録
(連絡先など非公開情報がある場合)

飼い主のいない猫を減らす活動団体登録申請書

(宛先) 河内長野市長

飼い主のいない猫を減らす活動団体の登録を受けたいので、河内長野市飼い主のいない猫を減らす活動団体登録要領第5条第1項に基づき、次のとおり申請します。

④ 窓口で閲覧可能とする団体名	☒ 同上 ☐ その他 ()
⑤ 団体構成員数	10名
⑥ 活動履歴	令和6年3月1日 から 至現在
④ 窓口で閲覧可能とする情報 (任意選択)	☐ 代表者名 ☐ 代表者電話番号 ☒ メールアドレス (catlife@kawachinyagano.lg.jp) ☒ ホームページのURL (www.nekolife.lg.jp)
⑤ 自治会等団体をサポートできる内容 (任意選択)	☒ TNR (飼い主のいない猫を捕獲し、不妊去勢手術を施し、元の場所に戻す) ☒ TNR・地域猫活動 () ☐ その他 ()
⑥ 自治会等団体をサポートできる要件 (任意選択)	☒ TNR の実施や地域猫活動について自治会等が地域猫活動団体と連携の上で地域内での周知を主体的に行うこと ☒ TNR 後の給餌・清掃活動について自治会等が自主的・継続的に取り組むこと ☐ その他 ()
備考	

(①の項目については閲覧可能とします。②③の項目については閲覧不可とします。④⑤⑥については閲覧可能とする項目のみ選択・記載してください。)

<添付書類確認欄>※添付する書類にチェックを入れてください。

No.	添付書類（内容に変更があったものを添付すること）	チェック
-	飼い主のいない猫を減らす活動団体登録申請書（様式第1号）（本申請書）	—
①	飼い主のいない猫を減らす活動団体構成員名簿（様式第2号）	☒
②	団体の活動内容を規定した規約等	☒
③	その他市長が必要と認める書類	☒

イ. 捕獲した猫を保護猫にする活動での登録

（第4条第2号「TNTAを前提とした猫の捕獲及び不妊手術」の区分に該当する場合）

④ 窓口で閲覧可能とする団体名	☐ 同上 ☐ その他（ ）
⑤ 団体構成員数	
⑥ 活動履歴	年 月 日 から 至現在
④ 窓口で閲覧可能とする情報（任意選択）	☐ 代表者名 ☐ 代表者電話番号 ☐ メールアドレス（ ） ☐ ホームページの URL（ ）
⑤ 自治会等団体をサポートできる内容（任意選択）	☐ TNTA（飼い主のいない猫を捕獲器等で捕獲し、不妊手術を実施し、人に馴れさせ、及び譲渡すること）の実施 ☐ その他（ ）
⑥ 自治会等団体をサポートできる要件（任意選択）	☐ TNTA に係る活動を実施に際して自治会等が飼い主のいない猫を減らす活動団体と連携の上で地域内での活動を行うこと ☐ その他（ ）

記入不要

（捕獲した猫を保護猫にする活動での登録をする際に使用）

備考

※太枠内に記入された内容については、飼い主のいない猫を減らす活動団体に TNTA の相談をしたい自治会等団体（連合自治会、自治会、町会その他これらに準ずる団体）の代表者が環境政策課窓口で閲覧できるものとします。

（①の項目については閲覧可能とします。②③の項目については閲覧不可とします。④⑤⑥については閲覧可能とする項目のみ選択・記載してください。）

<添付書類確認欄>※添付する書類にチェックを入れてください。

No.	添付書類（内容に変更があったものを添付すること）	チェック
-	飼い主のいない猫を減らす活動団体登録申請書（様式第1号）（本申請書）	—
①	飼い主のいない猫を減らす活動団体構成員名簿（様式第2号）	☐
②	団体の活動内容を規定した規約等	☐
③	その他市長が必要と認める書類	☐

添付書類：（1）地域猫活動団体構成員名簿（様式第2号）

（2）団体の活動内容を規定した規約等

（3）その他市長が必要と認める書類

様式第1号（第5条関係）

記入例③

捕獲した猫を地域猫にする活動での登録
（公開時団体名の一部を変更したい場合）

飼い主のいない猫を減らす活動団体登録申請書

令和7年5月1日

（宛先）河内長野市長

（団体名） ●●町の猫を助け隊
（代表者）住 所 河内長野市 ●町 ●●●
氏 名 猫野 正平
電話番号 080-●●●●-●●●●

飼い主のいない猫を減らす活動団体の登録を受けたいので、河内長野市飼い主のいない猫を減らす活動団体登録要領第5条第1項に基づき、次のとおり申請します。

ア. 捕獲した猫
提としたTNR

その他に☑を入れた場合は（ ）内の名称を閲覧台帳に記載
記入例の場合、活動エリアが名称からわかるため名称の一部非公開

⑦ 窓口で閲覧可能とする団体名	☐ 同上 ☒ その他（ 猫を助け隊 ）
⑧ 団体構成員数	10名
⑨ 活動履歴	令和6年3月1日 から 至現在
④ 窓口で閲覧可能とする情報（任意選択）	☒ 代表者名 ☒ 代表者電話番号 ☒ メールアドレス（cathelp@kawachinyagano.lg.jp） ☐ ホームページの URL（ ）
⑤ 自治会等団体をサポートできる内容（任意選択）	☒ TNR（飼い主のいない猫を捕獲し、不妊去勢手術を施し、元の場所に戻すこと）の実施 ☒ TNR・地域猫活動に係る助言・相談 ☐ その他（ ）
⑥ 自治会等団体をサポートできる要件（任意選択）	☒ TNRの実施や地域猫活動について自治会等が地域猫活動団体と連携の上で地域内での周知を主体的に行うこと ☒ TNR後の給餌・清掃活動について自治会等が自主的・継続的に取り組むこと ☐ その他（ ）
備考	

※太枠内に記入された内容については、飼い主のいない猫を減らす活動団体のサポートを受けながら地域猫活動を実施したい自治会等団体（連合自治会、自治会、町会その他これらに準ずる団体）の代表者が環境政策課窓口で閲覧できるものとします。

（①の項目については閲覧可能とします。②③の項目については閲覧不可とします。④⑤⑥については閲覧可能とする項目のみ選択・記載してください。）

<添付書類確認欄>※添付する書類にチェックを入れてください。

No.	添付書類（内容に変更があったものを添付すること）	チェック
-	飼い主のいない猫を減らす活動団体登録申請書（様式第1号）（本申請書）	—
①	飼い主のいない猫を減らす活動団体構成員名簿（様式第2号）	☒
②	団体の活動内容を規定した規約等	☒
③	その他市長が必要と認める書類	☒

イ. 捕獲した猫を保護猫にする活動での登録

（第4条第2号「TNTAを前提とした猫の捕獲及び不妊手術」の区分に該当する場合）

⑦ 窓口で閲覧可能とする団体名	☐ 同上 ☐ その他（ ）
⑧ 団体構成員数	
⑨ 活動履歴	年 月 日 から 至現在
④ 窓口で閲覧可能とする情報（任意選択）	☐ 代表者名 ☐ 代表者電話番号 ☐ メールアドレス（ ） ☐ ホームページの URL（ ）
⑤ 自治会等団体をサポートできる内容（任意選択）	☐ TNTA（飼い主のいない猫を捕獲器等で捕獲し、不妊手術を実施し、人に馴れさせ、及び譲渡すること）の実施 ☐ その他（ ）
⑥ 自治会等団体をサポートできる要件（任意選択）	☐ TNTAに係る活動に際して自治会等が飼い主のいない猫を減らす活動団体と連携の上で地域内での活動を行うこと ☐ その他（ ）

記入不要

（捕獲した猫を保護猫にする活動での登録をする際に使用）

備考

※太枠内に記入された内容については、飼い主のいない猫を減らす活動団体に TNTA の相談をしたい自治会等団体（連合自治会、自治会、町会その他これらに準ずる団体）の代表者が環境政策課窓口で閲覧できるものとします。

（①の項目については閲覧可能とします。②③の項目については閲覧不可とします。④⑤⑥については閲覧可能とする項目のみ選択・記載してください。）

<添付書類確認欄>※添付する書類にチェックを入れてください。

No.	添付書類（内容に変更があったものを添付すること）	チェック
-	飼い主のいない猫を減らす活動団体登録申請書（様式第1号）（本申請書）	—
①	飼い主のいない猫を減らす活動団体構成員名簿（様式第2号）	☐
②	団体の活動内容を規定した規約等	☐
③	その他市長が必要と認める書類	☐

様式第1号（第5条関係）

記入例④
捕獲した猫を保護猫にする活動での登録
（特に非公開情報がない場合）

飼い主のいない猫を減らす活動団体登録申請書

令和7年5月1日

（宛先）河内長野市長

（団体名） 猫の命を大切にする会
（代表者）住 所 河内長野市●町●●●●
氏 名 猫我 好美
電話番号 080-●●●●-●●●●

飼い主のいない猫を減らす活動団体の登録を受けたいので、河内長野市飼い主のいない猫を減らす活動団体登録要領第5条第1項に基づき、次のとおり申請します。

ア. 捕獲した猫を地域猫にする活動での登録（第4条第1号「地域猫活動を前提としたTNR」の区分に該当する場合）

⑩ 窓口で閲覧可能とする団体名	☐ 同上 ☐ その他（ ）
⑪ 団体構成員数	
⑫ 活動履歴	令和 年 月 日 から 至現在
④ 窓口で閲覧可能とする情報（任意選択）	☐ 代表者名 ☐ 代表者電話番号 ☐ メールアドレス（ ） ☐ ホームページの URL（ ）
⑤ 自治会等団体をサポートできる内容（任意選択）	☐ TNR（飼い主のいない猫を捕獲し、不妊去勢手術を施し、元の場所に返す） ☐ TNR・地域猫活動に係る助言・相談
⑥ 自治会等団体をサポートできる要件（任意選択）	☐ TNRの実施や地域猫活動について自治会等が地域猫活動団体と連携の上で地域内での周知を主体的に行うこと ☐ TNR後の給餌・清掃活動について自治会等が自主的・継続的に取り組むこと ☐ その他（ ）

備考

※太枠内に記入された内容については、飼い主のいない猫を減らす活動団体のサポートを受けながら地域猫活動を実施したい自治会等団体（連合自治会、自治会、町会その他これらに準ずる団体）の代表者が環境政策課窓口で閲覧できるものとします。
（①の項目については閲覧可能とします。②③の項目については閲覧不可とします。④⑤⑥については閲覧可能とする項目のみ選択・記載してください。）

<添付書類確認欄>※添付する書類にチェックを入れてください。

No.	添付書類（内容に変更があったものを添付すること）	チェック
-	飼い主のいない猫を減らす活動団体登録申請書（様式第1号）（本申請書）	—
①	飼い主のいない猫を減らす活動団体構成員名簿（様式第2号）	☐
②	団体の活動内容を規定した規約等	☐
③	その他市長が必要と認める書類	☐

記入不要

(捕獲した猫を地域猫にする活動での登録をする際に使用)

イ. 捕獲した猫を保護猫にする活動での登録

(第4条第2号「TNTAを前提とした猫の捕獲及び不妊手術」の区分に該

当する場合)

同様に☑を入れた場合は申請団体名を閲覧台帳に記載

⑩ 窓口で閲覧可能とする団体名	☒ 同上 ☐ その他 ()
⑪ 団体構成員数	20名
⑫ 活動履歴	令和元年 4月 1日 から 至現在
④ 窓口で閲覧可能とする情報(任意選択)	☒ 代表者名 ☒ 代表者電話番号 ☒ メールアドレス (catlovenagano@kwachinyagano.lg.jp) ☒ ホームページのURL (www.catlifekn.no.jp)
⑤ 自治会等団体をサポートできる内容(任意選択)	☒ TNTA (飼い主のいない猫を減らす活動)を実施し、人に馴らすこと ☐ その他 ()
⑥ 自治会等団体をサポートできる要件(任意選択)	☒ TNTAに係る猫の捕獲の実施に際して自治会等が飼い主のいない猫を減らす活動団体の活動を主体的に行うこと ☐ その他 ()
備考	

自治会長などから相談があった際に団体がサポートできる項目に☑を入れてください。

⑤のサポートを行うことに条件がある場合は☑を入れてください。

※太枠内に記入された内容については、飼い主のいない猫を減らす活動団体に TNTA の相談をしたい自治会等団体（連合自治会、自治会、町会その他これらに準ずる団体）の代表者が環境政策課窓口で閲覧できるものとします。

(①の項目については閲覧可能とします。②③の項目については閲覧不可とします。④⑤⑥については閲覧可能とする項目のみ選択・記載してください。)

<添付書類確認欄>※添付する書類にチェックを入れてください。

No.	添付書類（内容に変更があったものを添付すること）	チェック
-	飼い主のいない猫を減らす活動団体登録申請書（様式第1号）（本申請書）	—
①	飼い主のいない猫を減らす活動団体構成員名簿（様式第2号）	☒
②	団体の活動内容を規定した規約等	☒
③	その他市長が必要と認める書類	☒

記入例⑤

捕獲した猫を保護猫にする活動での登録
(連絡先など非公開情報がある場合)

様式第1号(第5条関係)

飼い主のいない猫を減らす活動団体登録申請書

令和7年5月1日

(宛先) 河内長野市長

(団体名) ひだまりかわちにゃんこ
(代表者) 住 所 河内長野市●町●●●●
氏 名 猫川 陽子
電話番号 080-●●●●●-●●●●●

飼い主のいない猫を減らす活動団体の登録を受けたいので、河内長野市飼い主のいない猫を減らす活動団体登録要領第5条第1項に基づき、次のとおり申請します。

ア. 捕獲した猫を地域猫にする活動での登録(第4条第1号「地域猫活動を前提としたTNR」の区分に該当する場合)

⑬ 窓口で閲覧可能とする団体名	☐ 同上 ☐ その他 ()
⑭ 団体構成員数	
⑮ 活動履歴	令和 年 月 日 から 至現在
④ 窓口で閲覧可能とする情報(任意選択)	☐ 代表者名 ☐ 代表者電話番号 ☐ メールアドレス () ☐ ホームページの URL ()
⑤ 自治会等団体をサポートできる内容(任意選択)	☐ TNR(飼い主のいない猫を捕獲し、不妊去勢手術を施し、元の場所に戻すこと)の実施 ☐ その他 ()
⑥ 自治会等団体をサポートできる要件(任意選択)	☐ TNRの実施や地域猫活動について自治会等が地域猫活動団体と連携の上で地域内での周知を主体的に行うこと ☐ TNR後の給餌・清掃活動について自治会等が自主的・継続的に取り組むこと ☐ その他 ()

備考

※太枠内に記入された内容については、飼い主のいない猫を減らす活動団体のサポートを受けながら地域猫活動を実施したい自治会等団体(連合自治会、自治会、町会その他これらに準ずる団体)の代表者が環境政策課窓口で閲覧できるものとします。
(①の項目については閲覧可能とします。②③の項目については閲覧不可とします。④⑤⑥については閲覧可能とする項目のみ選択・記載してください。)

<添付書類確認欄>※添付する書類にチェックを入れてください。

No.	添付書類（内容に変更があったものを添付すること）	チェック
-	飼い主のいない猫を減らす活動団体登録申請書（様式第1号）（本申請書）	—
①	飼い主のいない猫を減らす活動団体構成員名簿（様式第2号）	☐
②	(捕獲した猫を地域猫にする活動での登録をする際に使用)	☐
③	その他市長が必要と認める書類	☐

記入不要

イ. 捕獲した猫を保護猫にする活動での登録

（第4条第2号「TNTAを前提とした猫の捕獲及び不妊手術」の区分に該当する場合）

⑬ 窓口で閲覧可能とする団体名	☒ 同上 ☐ その他（ ）
⑭ 団体構成員数	20名
⑮ 活動履歴	令和元年 4月 1日 から 至現在
④ 窓口で閲覧可能とする情報(任意選択)	☐ 代表者名 ☐ 代表者電話番号 ☒ メールアドレス (sancat@kwachinyagano.lg.jp) ☒ ホームページの URL (www.sancat.ne.jp)
⑤ 自治会等団体をサポートできる内容(任意選択)	☒ TNTA（飼い主のいない猫を捕獲器等で捕獲し、不妊手術を実施し、人に馴れさせ、及び譲渡すること）の実施 ☐ その他（ ）
⑥ 自治会等団体をサポートできる要件(任意選択)	☒ TNTA に係る飼い主のいない猫の周知を主体的に行うこと ☐ その他（ ）
備考	

公開したくない情報は口のままにしてください。

記入例の場合、メールやホームページから相談を受ける想定です。

※太枠内に記入された内容については、飼い主のいない猫を減らす活動団体に TNTA の相談をしたい自治会等団体（連合自治会、自治会、町会その他これらに準ずる団体）の代表者が環境政策課窓口で閲覧できるものとします。

（①の項目については閲覧可能とします。②③の項目については閲覧不可とします。④⑤⑥については閲覧可能とする項目のみ選択・記載してください。）

<添付書類確認欄>※添付する書類にチェックを入れてください。

No.	添付書類（内容に変更があったものを添付すること）	チェック
-	飼い主のいない猫を減らす活動団体登録申請書（様式第1号）（本申請書）	—
①	飼い主のいない猫を減らす活動団体構成員名簿（様式第2号）	☒
②	団体の活動内容を規定した規約等	☒
③	その他市長が必要と認める書類	☒

記入例⑥

捕獲した猫を保護猫にする活動での登録
(団体名の一部を公表したくない場合)

様式第1号(第5条関係)

飼い主のいない猫を減らす活動団体登録申請書

令和7年5月1日

(宛先) 河内長野市長

(団体名) 西高野街道ねこだすけ
(代表者) 住 所 河内長野市●町●●●●
氏 名 猫空 海
電話番号 080-●●●●●-●●●●●

飼い主のいない猫を減らす活動団体の登録を受けたいので、河内長野市飼い主のいない猫を減らす活動団体登録要領第5条第1項に基づき、次のとおり申請します。

ア. 捕獲した猫を地域猫にする活動での登録(第4条第1号「地域猫活動を前提としたTNR」の区分に該当する場合)

⑬ 窓口で閲覧可能とする団体名	☐ 同上 ☐ その他 ()
⑭ 団体構成員数	
⑮ 活動履歴	令和 年 月 日 から 至現在
④ 窓口で閲覧可能とする情報(任意選択)	☐ 代表者名 ☐ 代表者電話番号 ☐ メールアドレス () ☐ ホームページの URL ()
⑤ 自治会等団体をサポートできる内容(任意選択)	☐ TNR(飼い主のいない猫を捕獲し、不妊去勢手術を施し、元の場所に 記入不要 施 ☐ TNR・地域猫活動に係る助言・相談
⑥ 自治会等団体をサポートできる要件(任意選択)	☐ TNRの実施や地域猫活動について自治会等が地域猫活動団体と連携の上で地域内での周知を主体的に行うこと ☐ TNR後の給餌・清掃活動について自治会等が自主的・継続的に取り組むこと ☐ その他 ()

(捕獲した猫を地域猫にする活動での登録をする際に使用)

備考

※太枠内に記入された内容については、飼い主のいない猫を減らす活動団体のサポートを受けながら地域猫活動を実施したい自治会等団体(連合自治会、自治会、町会その他これらに準ずる団体)の代表者が環境政策課窓口で閲覧できるものとします。
(①の項目については閲覧可能とします。②③の項目については閲覧不可とします。④⑤⑥については閲覧可能とする項目のみ選択・記載してください。)

<添付書類確認欄>※添付する書類にチェックを入れてください。

No.	添付書類（内容に変更があったものを添付すること）	チェック
-	飼い主のいない猫を減らす活動団体登録申請書（様式第1号）（本申請書）	—
①	飼い主のいない猫を減らす活動団体構成員名簿（様式第2号）	☐
②	(捕獲した猫を地域猫にする活動での登録をする際に使用)	☐
③	その他市長が必要と認める書類	☐

イ. 捕獲した猫を保護猫にする活動での登録

（第4条第2号「TNTAを前提とした猫の捕獲及び不妊手術」の区分に該当する場合）

⑩ 窓口で閲覧可能とする団体名	☐ 同上 ☒ その他（ ねこだすけ ）
⑪ 団体構成員数	20名
⑫ 活動履歴	令和元年 4月 1日 から 至現在
④窓口で閲覧可能とする情報(任意選択)	☐ 代表者名 ☐ 代表者電話番号 ☒ メールアドレス (cathelpkouya@kwachinyagano.lg.jp) ☐ ホームページのURL ()
⑤自治会等団体をサポートできる内容(任意選択)	☒ TNTA（飼い主のいない猫を捕獲器等で捕獲し、不妊手術を実施し、人に馴れさせ、及び譲渡すること）の実施 ☐ その他（ 公開したくない情報は口のままにしてください。
⑥自治会等団体をサポートできる要件(任意選択)	☒ TNTAに係る飼い主のいない猫を減らす活動団体と連携の上で地域内での周知を主体的に行うこと ☐ その他（ ）
備考	

※太枠内に記入された内容については、飼い主のいない猫を減らす活動団体に TNTA の相談をしたい自治会等団体（連合自治会、自治会、町会その他これらに準ずる団体）の代表者が環境政策課窓口で閲覧できるものとします。

（①の項目については閲覧可能とします。②③の項目については閲覧不可とします。④⑤⑥については閲覧可能とする項目のみ選択・記載してください。）

<添付書類確認欄>※添付する書類にチェックを入れてください。

No.	添付書類（内容に変更があったものを添付すること）	チェック
-	飼い主のいない猫を減らす活動団体登録申請書（様式第1号）（本申請書）	—
①	飼い主のいない猫を減らす活動団体構成員名簿（様式第2号）	☒
②	団体の活動内容を規定した規約等	☒
③	その他市長が必要と認める書類	☒

5-6-2. 飼い主のいない猫を減らす活動団体構成員名簿

記入例

飼い主のいない猫を減らす活動団体構成員名簿

（団体名） 河内長野市ねこの会

※ 同一世帯に属さない3名以上のもので構成されていること

No.	フリガナ 氏名	住所	役割等
		連絡先	
1	ねこすけ やたらう 猫助 弥太郎	河内長野市●町●●●●	(代表)
		080-●●●●●●-●●●●●●	
2	オオサカ イチロウ 大阪 一郎	●●市××町●-●	(副代表)
		×××-×××××-×××××	
3	ナガノ ニコ 長野 二子	河内長野市××町●-×-△	会計
		×××-×××××-×××○	
4	オクカワチ サブロウ 奥河内 三郎	河内長野市××町●-■-■	
		×××-×××××-×××△	
5	イワワキ ヨツバ 岩湧 四葉	●●市××町▲▲▲▲▲	
		×××-×××××-×××□	
6			
7			
8			
9			
10			

5-6-3. 飼い主のいない猫を減らす活動団体登録更新申請書

記入例

記入例①・・・前回申請時から登録内容に変更がない場合

記入例②・・・団体登録更新にあたって登録内容に変更がある場合

記入例①

前回申請時から内容変更がない場合

飼い主のいない猫を減らす活動団体登録更新申請書

令和7年4月1日

（宛先）河内長野市長

（団体名）河内長野市ねこの会

（代表者）住 所 河内長野市●町●●●●

氏 名 猫助 弥太郎

電話番号 080-●●●●-●●●●

飼い主のいない猫を減らす活動団体の登録を更新したいので、河内長野市飼い主のいない猫を減らす活動団体登録要領第7条第1項に基づき、次のとおり申請します。

従前の団体登録内容に変更は、	☐ あります	☒ ありません
変更内容		
備考		

※構成員、規約等に変更がある場合は、詳細が分かる書類を添付すること。

記入例②

更新にあたって登録内容に変更がある場合

飼い主のいない猫を減らす活動団体登録更新申請書

令和7年4月1日

（宛先）河内長野市長

（団体名）河内長野市ねこの会

（代表者）住 所 河内長野市●町●●●●

氏 名 猫助 弥太郎

電話番号 080-●●●●-●●●●

飼い主のいない猫を減らす活動団体の登録を更新したいので、河内長野市飼い主のいない猫を減らす活動団体登録要領第7条第1項に基づき、次のとおり申請します。

従前の団体登録内容に変更は、 ☒ 有ります ☐ 有りません
変更内容 構成員に変更があります。（別紙のとおり） 変更内容に応じて添付書類を用意してください。 記入例の場合、構成員名簿が必要
備考

※構成員、規約等に変更がある場合は、詳細が分かる書類を添付すること。

5-6-4. 飼い主のいない猫を減らす活動団体登録変更届出書

記入例

飼い主のいない猫を減らす活動団体登録変更届出書

令和7年●月●日

（宛先）河内長野市長

（団体名） 河内長野市ねこを守る会
 （代表者）住 所 河内長野市●町●●●●
 氏 名 猫助 弥太郎
 電話番号 080-●●●●-●●●●

飼い主のいない猫を減らす活動団体の登録内容を変更したいので、河内長野市飼い主のいない猫を減らす活動団体登録要領第8条に基づき、次のとおり届け出ます。

変更の内容	・ 会員数に変更があった ・ 活動規約の更新 ・ 支援可能内容や対象に変更がある
変更の理由	・ 新規に会員が追加となった ・ 会員の脱退があった ・ 活動規約の見直しを行い、●●に関する規約を追加したため ・ 団体規模の拡大に伴い、●●についても支援が可能となったため ・ 団体規模縮小に伴い、支援条件に●●を追加したため
備考	変更内容に応じて添付書類を用意してください。

※構成員、規約等に変更がある場合は、詳細が分かる書類を添付すること。

5-6-5. 飼い主のいない猫を減らす活動団体登録廃止届出書

記入例

様式第7号（第9条関係）

飼い主のいない猫を減らす活動団体登録廃止届出書

令和●年●月●日

（宛先）河内長野市長

（団体名） 河内長野市ねこを守る会
 （代表者）住 所 河内長野市●町●●●●
 氏 名 猫助 弥太郎
 電話番号 080-●●●●-●●●●

飼い主のいない猫を減らす活動団体の登録を廃止したいので、河内長野市飼い主のいない猫を減らす活動団体登録要領第9条に基づき、次のとおり届け出ます。

記

廃止の理由	・ 会員数減少により団体活動が困難になったため
活動地域への説明・活動拠点の処理など（捕獲した猫を地域猫にする活動の場合に記入）	・ ●●自治会内に猫部会を立ち上げていただき、部会代表者に活動の引継ぎを行った。今後活動拠点は●●自治会猫部会代表者宅とする ●●自治会猫部会 代表者 ●● ●●氏 住所：●●町○○-○○ TEL：○○○-○○○○-○○○○
備考	

※活動拠点の処理完了後の写真を添付すること。

5-7. 登録団体一覧表（閲覧簿）のイメージ

① 地域猫活動団体 登録団体一覧表（閲覧簿）のイメージ

飼い主のいない猫を減らす活動団体 登録団体一覧表（ア. 捕獲した猫を地域猫にする活動での登録団体）

窓口での閲覧イメージ(捕獲した猫を地域猫にする活動での登録団体)

R7.4.1 時点

団体名	代表者名	代表者電話番号	メールアドレス	ホームページのURL	自治会等団体をサポートできる内容(任意選択)	自治会等団体をサポートできる要件(任意選択)
記入例①に対応（捕獲した猫を地域猫にする活動での登録団体 基本）					・TNRの実施 ・TNR・地域猫活動に係る助言相談	・TNRの実施や地域猫活動について自治会等が地域猫活動団体と連携の上で地域内での周知を主体的に行うこと ・TNR後の給餌・清掃活動について自治会等が自主的・継続的に取り組むこと ・地域猫活動状況を毎月メールで連絡すること
河内長野市猫の会	猫助 弥太郎	080-●●●●-●●●●	nekodasuke@kawachinyagano.lg.jp	www.kawachinyagano.lg.jp		
記入例②に対応（捕獲した猫を地域猫にする活動での登録団体 代表者や電話番号を公表したくない場合）					・TNRの実施 ・TNR・地域猫活動に係る助言相談	・TNRの実施や地域猫活動について自治会等が地域猫活動団体と連携の上で地域内での周知を主体的に行うこと ・TNR後の給餌・清掃活動について自治会等が自主的・継続的に取り組むこと
ねこライフ	-	-	catlife@kawachinyagano.lg.jp	www.nekolife.lg.jp		
記入例③に対応（捕獲した猫を地域猫にする活動での登録団体 団体名の一部を公表したくない場合）					・TNRの実施 ・TNR・地域猫活動に係る助言相談	・TNRの実施や地域猫活動について自治会等が地域猫活動団体と連携の上で地域内での周知を主体的に行うこと ・TNR後の給餌・清掃活動について自治会等が自主的・継続的に取り組むこと
猫を助け隊	猫野 正平	080-●●●●-●●●●	cathep@kawachinyagano.lg.jp	-		

※ TNR : 飼い主のいない猫を捕獲し、不妊去勢手術を施し、元の場所に戻すこと

② 地域猫活動団体 登録団体一覧表（閲覧簿）のイメージ

飼い主のいない猫を減らす活動団体 登録団体一覧表（イ. 捕獲した猫を保護猫にする活動での登録団体）

窓口での閲覧イメージ(捕獲した猫を保護猫にする活動での登録団体)

R7.5.1 時点

団体名	代表者名	代表者電話番号	メールアドレス	ホームページのURL	自治会等団体をサポートできる内容(任意選択)	自治会等団体をサポートできる要件(任意選択)
記入例①に対応（捕獲した猫を保護猫にする活動での登録団体 基本）						
猫の命を大切にする会	猫我 好美	080-●●●●-●●●●	catlovenagano@kwachinyagano.lg.jp	www.catlife.kn.ne.jp	・TNTAの実施	・TNTAに係る猫の捕獲の実施に際して自治会等が飼い主のいない猫を減らす活動団体と連携の上で地域内での周知を主体的に行うこと
記入例②に対応（捕獲した猫を保護猫にする活動での登録団体 代表者や電話番号を公表したくない場合）						
ひだまりかわちにゃんこ	-	-	sancat@kwachinyagano.lg.jp	www.sancat.ne.jp	・TNTAの実施	・TNTAに係る猫の捕獲の実施に際して自治会等が飼い主のいない猫を減らす活動団体と連携の上で地域内での周知を主体的に行うこと
記入例③に対応（捕獲した猫を保護猫にする活動での登録団体 団体名の一部を公表したくない場合）						
ねこだすけ	-	-	cathelpkouya@kwachinyagano.lg.jp	-	・TNTAの実施	・TNTAに係る猫の捕獲の実施に際して自治会等が飼い主のいない猫を減らす活動団体と連携の上で地域内での周知を主体的に行うこと

※ TNTA： 飼い主のいない猫を捕獲器等で捕獲し、不妊手術を実施し、人に馴れさせ、及び譲渡すること

6. 飼い主のいない猫用捕獲器の貸出

6-1. 貸出の概要・対象者

河内長野市では、地域に住み着いた飼い主のいない猫に対して不妊去勢手術を行う事を目的に、自治会等や条件を満たした団体等を対象に飼い主のいない猫用捕獲器の貸出を行っています。

◆捕獲器の貸出対象（下記のいずれかに該当する団体）

- （１）飼い主のいない猫を減らす活動を行う河内長野市内の連合自治会、自治会、町会その他これらに準ずる団体
- （２）「河内長野市飼い主のいない猫を減らす活動団体登録要領」に基づく団体登録を受けている団体※

※ただし、事前に活動地域の自治会等の同意が必要

6-2. 貸出期間

貸出日から一箇月以内

6-3. 貸出申請に必要な書類

自治会等が申請を行う場合

- ・河内長野市飼い主のいない猫用捕獲器貸出申請書（様式第1号）
- ・活動地域と捕獲器設置予定場所の地図

登録団体が申請を行う場合

- ・河内長野市飼い主のいない猫用捕獲器貸出申請書（様式第1号）
- ・活動地域と捕獲器設置予定場所の地図
- ・賠償責任保険への加入を証する書類

6-4. 注意事項

- ・個人に対しては捕獲器の貸出は行っていません。
- ・飼い主のいない猫を減らす活動以外を目的に捕獲器を使用しないでください。
- ・捕獲器の管理は申請団体で行い、又貸し等を行わないでください。
- ・虚偽申請や目的外利用等が確認された場合は、捕獲器の貸出を取り消すとともに速やかに捕獲器の返還を求める場合があります。

6-5. 飼い主のいない猫用捕獲器 貸出関係

申請等様式記入例

6-5-1. 飼い主のいない猫用 捕獲器貸出申請書

記入例

記入例①・・・自治会等が捕獲した猫を地域猫にする場合

記入例②・・・登録団体が地域猫活動を前提としたTNRを行う場合

記入例③・・・捕獲した猫を保護猫にする場合

記入例①

自治会等が捕獲した猫を地域猫にする場合

様式第1号（第6条関係）

河内長野市飼い主のいない猫用捕獲器貸出申請書

令和7年4月10日

（宛先）河内長野市長

（申請者）

団体名 **×××自治会**
代表者住所 **河内長野市××町●-●-●**
代表者氏名 **長野 太郎**
電話番号 **0721-53-1111**

河内長野市飼い主のいない猫用捕獲器貸出要領（以下「要領」といいます。）第6条の規定に基づき、猫用捕獲器の貸出を申し込みます。

なお、捕獲器の貸出しを受けるに当たり、要領の規定を遵守するとともに、各規定に反した場合は、速やかに捕獲器を返却します。

記

ア. 捕獲した猫を地域猫にする場合

（第4条第1号「地域猫活動を前提としたTNR」に該当する場合）

設置場所	河内長野市 ××町会区域内
貸出期間	令和7年4月10日 ～ 令和7年5月9日
確認事項	☒ 活動地域の区域図（捕獲器の設置場所や給餌場所記載のもの）の提出 ☒ 賠償責任保険への加入を証する書類の提出（申請者が市内の連合自治会、自治会、町会その他これらに準ずる団体の代表者が署名した場合に限り、申請者が市内の連合自治会、自治会、町会その他これらに準ずる団体の代表者が署名する場合は不要） ☒ 捕獲器に破損等なし ☒ 3ページ目の確認と遵守

○申請者が市内の連合自治会、自治会、町会その他これらに準ずる団体の代表者が署名
・地域猫活動の実施に当たっての同意欄（申請者が署名）

申請者（活動地域の代表者）が署名

（署名） **長野 太郎**

○申請者が河内長野市飼い主のいない猫を減らす活動団体登録要領に基づく団体登録を受けている団体に該当する場合

・TNR（飼い主のいない猫を捕獲し、不妊去勢手術を施し、元の場所に戻すこと）活動へ協力することについての同意欄（活動地域の自治会等団体の代表者が署名）

記入不要

（署名）

（登録団体の申請時に使用）

・給餌、清掃等を継続的に実施することについての同意欄（活動地域の自治会等団体の

代表者又は申請者が署名)

記入不要

(署名)

※自治会等の地縁団体を有しない地域にあつては、署名欄への記入の代わりに活動地域内の住民全員の同意書を添付すること

(登録団体の申請時に使用)

以下 市記入欄

年 月 日 返却

貸出檻番号：_____

イ. 捕獲した猫を保護猫にする場合

(第4条第2号「TNTAを前提とした猫の捕獲及び不妊手術」に該当する場合)

設置場所	河内長野市
貸出期間	年 月 日 ~ 年 月 日
確認事項	☐ 活動地域の区域図（捕獲器の設置場所）の提出 ☐ 賠償責任保険への加入を証する書類の提出（申請者が市内の連合自治会、自治会、町会その他これらに準ずる団体に該当する場合は不要） ☐ 捕獲器に破損等なし ☐ 3ページ

記入不要

○同意欄

・猫の捕獲(捕獲した猫を保護猫にする場合に使用)
(猫の捕獲もこの欄に記入し、事前通知を有する活動地域の自治会等の団体の代表者が署名。)

(署名)

※自治会等の団体を持たない地域にあつては、署名欄への記入の代わりに活動地域内の住民全員の同意書を添付すること

○手術後の猫の譲渡を前提とした保護に関する署名欄

私は、手術後の猫について譲渡を前提に適切に保護します。(猫を保護する団体等の代表者が署名)

(署名)

(抜粋) 河内長野市飼い主のいない猫用捕獲器貸出要領

(貸出し後の使用及び管理)

第8条 前条第1項の規定により捕獲器の貸出しを受けた者(以下「借受者」という。)は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 捕獲器を不妊去勢手術の実施を目的とした捕獲以外に使用しないこと。
- (2) 捕獲器を第三者に譲渡若しくは転貸し、又は改造しないこと。
- (3) 捕獲器を第三者の土地等に設置する場合は、必ず所有者の承諾を得てから設置し、他の者及び財産に損害等を与えないように責任を持って管理及び使用すること。
- (4) 飼い猫の誤捕獲を未然に防止するため、捕獲活動を行う前に、地域猫活動を前提としたTNR又はTNTAを前提とした猫の捕獲を実施しようとする地区の自治会及び隣接自治会等の会員に対し、捕獲予定日時を事前に周知すること。
- (5) 餌の入替え、清掃等、捕獲器使用に伴い発生する各種作業は、近隣地域住民等とトラブルにならないよう、借受者が責任をもって行うこと。
- (6) 捕獲器の設置場所は、直射日光が当たる場所を避け、風雨にさらされないようにするなど猫に配慮した場所とすること。
- (7) 捕獲器を設置している間は、1日1回以上捕獲器を確認すること。
- (8) 捕獲器の設置、猫の捕獲等に起因して苦情等については、借受者が自己の責任において誠実な対応を行うこと。

(返却及び活動報告)

第9条 借受者は、捕獲器の返却をする際は、清掃し、借り受けたときと同程度の状態にあるかを確認し、第4条に規定する貸出期間の満了する日までに捕獲器を市長に返却するとともに、河内長野市飼い主のいない猫用捕獲器利用報告書(様式第2号)を提出しなければならない。

(貸出しの取消等)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当したときは、捕獲器の貸出しを取り消し、貸し出した捕獲器を速やかに返却するよう求めることができる。

- (1) 第7条各号の規定に違反したとき。
- (2) 虚偽申請その他不正な手段により捕獲器の貸出しを受けたとき。
- (3) その他市長が必要と認めるとき。

(抜粋) 動物の愛護及び管理に関する法律

第44条 愛玩動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

3 愛玩動物を遺棄した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

記入例②

登録団体が地域猫活動を前提とした TNR を行う場合

様式第 1 号（第 6 条関係）

河内長野市飼い主のいない猫用捕獲器貸出申請書

令和 7 年 4 月 1 0 日

（宛先）河 内 長 野 市 長

（申請者）

団体名 河内長野市ねこを守る会
代表者住所 河 内 長 野 市 ● 町 ● ● ● ●
代表者氏名 猫助 弥太郎
電話番号 0 8 0 - ● ● ● ● - ● ● ● ●

河内長野市飼い主のいない猫用捕獲器貸出要領（以下「要領」といいます。）第 6 条の規定に基づき、猫用捕獲器の貸出を申し込みます。

なお、捕獲器の貸出しを受けるに当たり、要領の規定を遵守するとともに、各規定に反した場合は、速やかに捕獲器を返却します。

記

ア. 捕獲した猫を地域猫にする場合

（第 4 条第 1 号「地域猫活動を前提とした TNR」に該当する場合）

設 置 場 所	河内長野市 ▲▲町会区域内
貸 出 期 間	令和 7 年 4 月 1 0 日 ～ 令和 7 年 5 月 9 日
確 認 事 項	☒ 活動地域の区域図（捕獲器の設置場所や給餌場所記載のもの）の提出 ☒ 賠償責任保険への加入を証する書類の提出（申請者が市内の連合自治会等に加入している場合は不要） ☒ 捕獲器に破損等なし ☒ 3 ページ目の確認と遵守

○申請者が市内の連合自治会、自治会、町会その他これらに準ずる団体に該当する場合

・地域猫活動の実施に当たっては、必ずしも「地域猫活動」を前提とした TNR を行う場合
記入不要（自治会等の申請時に使用）

（署名）

○申請者が河内長野市飼い主のいない猫を減らす活動団体登録要領に基づく団体登録を受けている団体に該当する場合

・ TNR（飼い主のいない猫を捕獲し、不妊去勢手術を行う）活動地域の代表者（自治会長等）が署名

協力することについての同意欄（活動地域の自治会等団体の代表者が署名）

（署名） 河内 大輔

- ・給餌、清掃等を継続的に実施することについての同意欄（活動地域の自治会等団体の代表者又は申請者が署名）

（署名） 河内 大輔

※自治会等の地域団体を持たない地域にあつては、署名欄への記入の代わりに活動地域内

の住民全員の同意書を添付すること

以下 市記入欄

年 月 日 返却

当該地域での地域猫活動における給餌・清掃の役割分担
に応じて、自治会等または申請団体の代表者が署名
（記入例は自治会等が地域猫の管理を行う場合）

貸出鑑番号： _____

イ．捕獲した猫を保護猫にする場合

（第4条第2号「TNTAを前提とした猫の捕獲及び不妊手術」に該当する場合）

設置場所	河内長野市
貸出期間	年 月 日 ～ 年 月 日
確認事項	☐ 活動地域の区域図（捕獲器の設置場所）の提出 ☐ 賠償責任保険への加入を証する書類の提出（申請者が市内の連合自治会、自治会、町会その他これらに準ずる団体に該当する場合は不要） ☐ 捕獲器に破損等なし

記入不要

（捕獲した猫を保護猫にする場合に使用）

○同意欄

- ・猫の捕獲に協力することについての同意欄（事前周知などについて。活動地域の自治会等の団体の代表者が署名。）

（署名） _____

※自治会等の団体を持たない地域にあつては、署名欄への記入の代わりに活動地域内の住民全員の同意書を添付すること

○手術後の猫の譲渡を前提とした保護に関する署名欄

私は、手術後の猫について譲渡を前提に適切に保護します。（猫を保護する団体等の代表者が署名）

（署名） _____

(抜粋) 河内長野市飼い主のいない猫用捕獲器貸出要領

(貸出し後の使用及び管理)

第8条 前条第1項の規定により捕獲器の貸出しを受けた者(以下「借受者」という。)は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 捕獲器を不妊去勢手術の実施を目的とした捕獲以外に使用しないこと。
- (2) 捕獲器を第三者に譲渡若しくは転貸し、又は改造しないこと。
- (3) 捕獲器を第三者の土地等に設置する場合は、必ず所有者の承諾を得てから設置し、他の者及び財産に損害等を与えないように責任を持って管理及び使用すること。
- (4) 飼い猫の誤捕獲を未然に防止するため、捕獲活動を行う前に、地域猫活動を前提としたTNR又はTNTAを前提とした猫の捕獲を実施しようとする地区の自治会及び隣接自治会等の会員に対し、捕獲予定日時を事前に周知すること。
- (5) 餌の入替え、清掃等、捕獲器使用に伴い発生する各種作業は、近隣地域住民等とトラブルにならないよう、借受者が責任をもって行うこと。
- (6) 捕獲器の設置場所は、直射日光が当たる場所を避け、風雨にさらされないようにするなど猫に配慮した場所とすること。
- (7) 捕獲器を設置している間は、1日1回以上捕獲器を確認すること。
- (8) 捕獲器の設置、猫の捕獲等に起因して苦情等については、借受者が自己の責任において誠実な対応を行うこと。

(返却及び活動報告)

第9条 借受者は、捕獲器の返却をする際は、清掃し、借り受けたときと同程度の状態にあるかを確認し、第4条に規定する貸出期間の満了する日までに捕獲器を市長に返却するとともに、河内長野市飼い主のいない猫用捕獲器利用報告書(様式第2号)を提出しなければならない。

(貸出しの取消等)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当したときは、捕獲器の貸出しを取り消し、貸し出した捕獲器を速やかに返却するよう求めることができる。

- (1) 第7条各号の規定に違反したとき。
- (2) 虚偽申請その他不正な手段により捕獲器の貸出しを受けたとき。
- (3) その他市長が必要と認めるとき。

(抜粋) 動物の愛護及び管理に関する法律

第44条 愛玩動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

3 愛玩動物を遺棄した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

河内長野市飼い主のいない猫用捕獲器貸出申請書

令和7年4月10日

（宛先）河内長野市長

（申請者）
団体名 猫の命を大切にする会
代表者住所 河内長野市●町●●●●
代表者氏名 猫我 好美
電話番号 080-●●●●-●●●●

河内長野市飼い主のいない猫用捕獲器貸出要領（以下「要領」といいます。）第6条の規定に基づき、猫用捕獲器の貸出を申し込みます。

なお、捕獲器の貸出しを受けるに当たり、要領の規定を遵守するとともに、各規定に反した場合は、速やかに捕獲器を返却します。

記

ア. 捕獲した猫を地域猫にする場合

（第4条第1号「地域猫活動を前提としたTNR」に該当する場合）

設置場所	河内長野市
貸出期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
確認事項	記入不要 (捕獲した猫を地域猫にする場合に使用) ☐ 活動地域の区域図（捕獲器の設置場所や給餌場所記載のもの）の提出 ☐ 賠償責任保険への加入を証する書類の提出（申請者が市内の連合自治会、自治会、町会その他これらに準ずる団体に該当する場合は不要） ☐ 捕獲器に破損等なし ☐ 3ページ目の確認と遵守

- 申請者が市内の連合自治会、自治会、町会その他これらに準ずる団体に該当する場合
- ・地域猫活動の実施に当たっての同意欄（申請者が署名）
（署名）_____
- 申請者が河内長野市飼い主のいない猫を減らす活動団体登録要領に基づく団体登録を受けている団体に該当する場合
- ・TNR（飼い主のいない猫を捕獲し、不妊去勢手術を施し、元の場所に戻すこと）活動へ

協力することについての同意欄（活動地域の自治会等団体の代表者が署名）

(署名)

- ・給餌、清掃等を継続的に実施することについての同意欄（活動地域の自治会等団体の代表者又は申請者が署名）

記入不要

(署名)

※自治会等の地域団体を持たない地域にあつては、署名欄への記入の代わりに活動地域内の住民全員の同意書を添付すること

(捕獲した猫を地域猫にする場合に使用)

以下 市記入欄

年 月 日 返却

貸出檻番号：_____

イ. 捕獲した猫を保護猫にする場合

(第4条第2号「TNTAを前提とした猫の捕獲及び不妊手術」に該当する場合)

設置場所	河内長野市 ××町会区域内
貸出期間	令和7年4月10日 ~ 令和7年5月9日
確認事項	☒ 活動地域の区域図（捕獲器の設置場所や給餌場所記載のもの）の提出 ☒ 賠償責任保険への加入を証する書類の提出（申請者が市内の連合自治会、自治会、町会その他これらに準ずる団体に該当する場合は不要） ☒ 捕獲器に破損等なし ☒ 3ページ目の確認と遵守

○同意欄

- ・猫の捕獲に協力することについての同意欄（事前周知などについて。活動地域の自治会等の団体の代表者が署名。）

活動地域の代表者（自治会長等）が署名

(署名) 河内 太郎

※自治会等の団体を持たない地域にあつては、署名欄への記入の代わりに活動地域内の住民全員の同意書を添付すること

手術後の猫の保護を行う団体の代表が署名

(記入例は申請団体が手術後の猫を保護する場合)

○手術後の猫の譲渡を前提とした保護に関する署名欄

私は、手術後の猫について譲渡を前提に適切に保護します。(猫を保護する団体等の代表者が署名)

(署名) 猫我 好美

(抜粋) 河内長野市飼い主のいない猫用捕獲器貸出要領

(貸出し後の使用及び管理)

第8条 前条第1項の規定により捕獲器の貸出しを受けた者(以下「借受者」という。)は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 捕獲器を不妊去勢手術の実施を目的とした捕獲以外に使用しないこと。
- (2) 捕獲器を第三者に譲渡若しくは転貸し、又は改造しないこと。
- (3) 捕獲器を第三者の土地等に設置する場合は、必ず所有者の承諾を得てから設置し、他の者及び財産に損害等を与えないように責任を持って管理及び使用すること。
- (4) 飼い猫の誤捕獲を未然に防止するため、捕獲活動を行う前に、地域猫活動を前提としたTNR又はTNTAを前提とした猫の捕獲を実施しようとする地区の自治会及び隣接自治会等の会員に対し、捕獲予定日時を事前に周知すること。
- (5) 餌の入替え、清掃等、捕獲器使用に伴い発生する各種作業は、近隣地域住民等とトラブルにならないよう、借受者が責任をもって行うこと。
- (6) 捕獲器の設置場所は、直射日光が当たる場所を避け、風雨にさらされないようにするなど猫に配慮した場所とすること。
- (7) 捕獲器を設置している間は、1日1回以上捕獲器を確認すること。
- (8) 捕獲器の設置、猫の捕獲等に起因して苦情等については、借受者が自己の責任において誠実な対応を行うこと。

(返却及び活動報告)

第9条 借受者は、捕獲器の返却をする際は、清掃し、借り受けたときと同程度の状態にあるかを確認し、第4条に規定する貸出期間の満了する日までに捕獲器を市長に返却するとともに、河内長野市飼い主のいない猫用捕獲器利用報告書(様式第2号)を提出しなければならない。

(貸出しの取消等)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当したときは、捕獲器の貸出しを取り消し、貸し出した捕獲器を速やかに返却するよう求めることができる。

- (1) 第7条各号の規定に違反したとき。
- (2) 虚偽申請その他不正な手段により捕獲器の貸出しを受けたとき。
- (3) その他市長が必要と認めるとき。

(抜粋) 動物の愛護及び管理に関する法律

第44条 愛玩動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

3 愛玩動物を遺棄した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

6-5-2. 飼い主のいない猫用 捕獲器利用報告書

記入例

記入例① 捕獲した猫を地域猫にする場合 （自治会等、登録団体共通）

記入例② 捕獲した猫を保護猫にする場合 （自治会等、登録団体共通）

様式第2号（第9条関係）

記入例①
捕獲した猫を地域猫にする目的で捕獲器を借りた場合
（自治会等、登録団体共通）

河内長野市飼い主のいない猫用捕獲器利用報告書

令和7年5月1日

（宛先）河内長野市長

（申請者）

団体名 ××××自治会
代表者住所 河内長野市●町●●●●
代表者氏名 長野 太郎
電話番号 0721-53-1111

河内長野市飼い主のいない猫用捕獲器貸出要領第9条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

ア．捕獲した猫を地域猫にする場合

（第4条第1号「地域猫活動を前提としたTNR」に該当する場合）

貸出期間	令和7年5月1日 ～ 令和7年5月31日
設置場所	河内長野市 ××町一丁目
設置期間	令和6年12月20日 ～ 令和6年12月21日 令和7年 1月10日 ～ 令和7年 1月11日 年 月 日 ～ 年 月 日
捕獲数	5 匹

イ．捕獲した猫を保護猫にする場合

(第4条第2号「TNTAを前提とした猫の捕獲及び不妊手術」に該当する場合)

貸出期間	年 月 日 ～ 年 月 日
設置場所	記入不要 (捕獲した猫を保護猫にする場合に使用)
設置期間	年 月 日 ～ 年 月 日 年 月 日 ～ 年 月 日 年 月 日 ～ 年 月 日
捕獲数	匹

様式第2号（第9条関係）

記入例②
TNTA で捕獲器を借りた場合
（自治会等、登録団体共通）

河内長野市飼い主のいない猫用捕獲器利用報告書

令和7年6月1日

（宛先）河内長野市長

（申請者）
団体名 猫の命を大切にする会
代表者住所 河内長野市●町●●●
代表者氏名 猫我 好美
電話番号 080-●●●●-●●●●

河内長野市飼い主のいない猫用捕獲器貸出要領第9条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

ア. 捕獲した猫を地域猫にする場合

（第4条第1号「地域猫活動を前提としたTNR」に該当する場合）

貸出期間	年 月 日 ～ 年 月 日
設置場所	河内長野市 記入不要 （捕獲した猫を地域猫にする場合に使用）
設置期間	年 月 日 ～ 年 月 日 年 月 日 ～ 年 月 日 年 月 日 ～ 年 月 日
捕獲数	匹

イ．捕獲した猫を保護猫にする場合

(第4条第2号「TNTAを前提とした猫の捕獲及び不妊手術」に該当する場合)

貸 出 期 間	令和7年5月10日 ～ 令和7年6月10日
設 置 場 所	河内長野市●●町会区域
設 置 期 間	令和7年5月11日 ～ 令和7年5月13日 令和7年5月18日 ～ 令和7年5月20日 令和7年6月 7日 ～ 令和7年6月 9日
捕 獲 数	10 匹

7. さくらねこ無料不妊手術チケットの交付

7-1. チケット利用の概要・交付対象者

河内長野市では、地域猫活動の推進のため、自治会等や条件を満たした登録団体等を対象に、公益財団法人どうぶつ基金の「さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）」の交付を行っています。

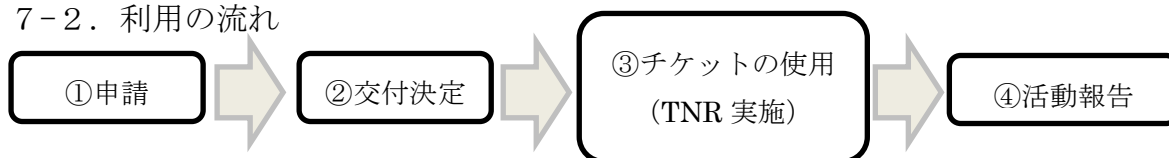
※本制度は地域猫活動を行うことが前提の TNR にのみ利用可能です。TNTA など地域猫活動を目的としない場合は本制度を利用することができません。チケットを目的外に使用していることが分かった場合、チケット交付決定の取り消しや未利用のチケットの即時返却を求める場合があります。

◆チケット交付対象（下記のいずれかに該当する団体）

- （１）地域猫活動を行う河内長野市内の連合自治会、自治会、町会その他これらに準ずる団体
- （２）「河内長野市飼い主のいない猫を減らす活動団体登録要領」に基づく団体登録を受けている団体※

※ただし、事前に活動地域の自治会等の同意が必要

7-2. 利用の流れ



①河内長野市へチケット交付申請

（申請期限 チケット使用月の前々月の月末）

提出書類

- ・河内長野市さくらねこ無料不妊手術チケット交付申請書（様式 1）
- ・活動地域の区域図
- ・賠償責任保険への加入を証する書類（※）

※ 申請団体が市内の連合自治会、自治会または町会の場合は不要

②チケット交付決定（交付決定連絡 チケット使用月の前月の 20 日前後）

③チケットの使用（不妊去勢手術の実施）（チケット使用月の月初から月末）

④地域猫活動報告（報告期限 チケット使用月の翌月末）

提出書類

- ・河内長野市さくらねこ無料不妊手術チケット利用報告書（様式 3）
- ・手術前後の猫の写真
- ・その他市長が求める書類及び、どうぶつ基金が実績報告に求める書類

捕獲場所詳細地図

捕獲活動写真

地域猫活動記録表

7-3. 注意事項

- ・チケットは地域猫活動を目的とした不妊去勢手術を行う猫のみを対象としています。譲渡または飼育予定の猫にチケットを使用しないでください。
- ・交付されたチケットを申請団体以外で使用することはできません。
- ・チケットを利用する不妊去勢手術に対して、対価・報酬・実費等の請求はできません。
- ・市の「河内長野市さくらねこ無料不妊手術チケット利用要領」や、どうぶつ基金が定める規定等を守ってください。
- ・市の要領やどうぶつ基金の規定等を守られていないことが確認された場合は、未利用チケットの返却や以後のチケット交付をお断りする場合があります。
- ・どうぶつ基金の手続きや規約等が変更になった場合、本ガイドブックに記載の手続きも変更となる場合があります。

7-4. さくらねこ無料不妊手術 チケット関係

申請等様式記入例

7-4-1. さくらねこ無料不妊手術 チケット交付申請書

記入例

記入例①・・・自治会等が申請する場合

記入例②・・・登録団体が申請する場合

河内長野市さくらねこ無料不妊手術チケット交付申請書

令和7年4月25日

（宛先）河内長野市長

使用月の前々月末までに提出
してください。
（この例は6月使用分のチケ
ットの交付申請です。）

（申請者）

団体名 ××××自治会
代表者氏名 長野 太郎
住 所 河内長野市●町●●●
電話番号 0721-53-1111

さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）の交付を受けたいので、河内長野市さくらねこ無料不妊手術チケット利用要領第4条の規定により、以下の確認事項に同意し、下記の通り申請します。

〈確認事項〉

1. 本事業の実施（捕獲、病院等への運搬等）は、申請者が責任もって行います。
2. チケットを利用する場合は、申請した地域の猫についてのみ使用します。
3. チケットの利用にあたり、地域住民等とのトラブルが生じないよう努め、万が一トラブルが生じた場合は、申請者において責任をもって対応します。また、チケットの利用に当たり生じた損害についても、申請者の責任において対応します。
4. 環境省の「住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン」及び大阪府の「所有者のいない猫の適正管理ガイドライン」に沿った取組みを行うよう努めます。
5. 耳先にV字カットが入った猫は不妊手術済であることを必要に応じて近隣住民に説明し、その猫が、この場所で一生を全うするまで見届けてもらえるよう理解普及に努めます。
6. 有効期限が過ぎたチケットは、市に返却します。
7. 他者にチケットを譲渡しません。

記

1. 捕獲場所 河内長野市 ××町一丁目
※ 地図を添付
2. 申請枚数 5 頭分

裏面へ続く

（表面）

○申請者が市内の連合自治会、自治会、町会その他これらに準ずる団体に該当する場合

申請者（活動地域の代表者）が署名

・地域猫活動の実施に当たっての同意欄（申請者が署名）

（署名）

長野 太郎

○申請者が河内長野市地域猫活動団体登録要領に基づく団体登録を受けている団体に該当する場合

・TNR（飼い主のいない猫を捕獲し、不妊去勢手術を施し、元の場所に戻すこと）活動へ協力することについての同意欄（活動地域の自治会等団体の代表者が署名）

（署名）

・給餌、清掃等を継続的に実施することについての同意欄（活動地域の自治会等団体の代表者又は申請者が署名）

（署名）

記入不要

（登録団体の申請時に使用）

※自治会等の地縁団体を持たない地域にあっては、署名欄への記入の代わりに活動地域内の住民全員の同意書を添付すること

※賠償責任保険への加入を証する書類を添付すること（申請者が市内の連合自治会、自治会、町会その他これらに準ずる団体に該当する場合は不要）

〈特記事項〉

公益財団法人どうぶつ基金が発行するさくらねこ無料不妊手術チケットを交付するため、申請枚数とおりの交付ができない場合があります。

（裏面）

河内長野市さくらねこ無料不妊手術チケット交付申請書

令和7年5月25日

（宛先）河内長野市長

（申請者）

使用月の前々月末までに提出
してください。
（この例は7月使用分のチケ
ットの交付申請です。）

団体名 河内長野市ねこの会
代表者氏名 河内 花子
住 所 河 内 長 野 市 ● 町 ● ● ●
電話番号 0 7 2 1 - 5 3 - 1 1 1 1

さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）の交付を受けたいので、河内長野市さくらねこ無料不妊手術チケット利用要領第4条の規定により、以下の確認事項に同意し、下記の通り申請します。

〈確認事項〉

8. 本事業の実施（捕獲、病院等への運搬等）は、申請者が責任もって行います。
9. チケットを利用する場合は、申請した地域の猫についてのみ使用します。
10. チケットの利用にあたり、地域住民等とのトラブルが生じないよう努め、万が一トラブルが生じた場合は、申請者において責任をもって対応します。また、チケットの利用に当たり生じた損害についても、申請者の責任において対応します。
11. 環境省の「住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン」及び大阪府の「所有者のいない猫の適正管理ガイドライン」に沿った取組みを行うよう努めます。
12. 耳先にV字カットが入った猫は不妊手術済であることを必要に応じて近隣住民に説明し、その猫が、この場所で一生を全うするまで見届けてもらえるよう理解普及に努めます。
13. 有効期限が過ぎたチケットは、市に返却します。
14. 他者にチケットを譲渡しません。

記

1. 捕獲場所 河内長野市 ××町一丁目
※ 地図を添付
2. 申請枚数 5 頭分

裏面へ続く

（表面）

○申請者が市内の連合自治会、自治会、町会その他これらに準ずる団体に該当する場合

・地域活動の区域に当たらない場合は、**記入不要（自治会等の申請時に使用）**

（署名）

○申請者が河内長野市地域猫活動団体登録要領に基づき団体登録を受けている団体に該当する場合

・TNR（飼い主のいない猫を捕獲し、不妊去勢手術を施し、元の場所に戻すこと）活動へ協力することについての同意欄（活動地域の自治会等団体の代表者が署名）

（署名）

長野 太郎

・給餌、清掃等を継続的に実施することについての同意欄（活動地域の自治会等団体の代表者又は申請者が署名）

（署名）

長野 太郎

※自治会等の地縁団体を持たない地域にあつては、署名欄への記入の代わりに活動地域内の住民全員の同意書を添付すること

※賠償責任保険への加入を証する書類を添付すること（申請者が市内の連合自治会、自治会、町会その他これらに準ずる団体に該当する場合は不要）

〈特記事項〉

公益財団法人どうぶつ基金が発行するさくらねこ無料不妊手術チケットを交付するため、申請枚数どおりの交付ができない場合があります。

活動地域の代表者（自治会長等）が署名

**当該地域での地域猫活動における給餌・清掃の役割分担に応じて、自治会等または申請団体の代表者が署名
（記入例は自治会等が地域猫の管理を行う場合）**

（裏面）

7-4-2. さくらねこ無料不妊手術 チケット利用報告書

記入例

記入例・・・自治会等、登録団体共通

記入例

様式第3号（第6条関係）

河内長野市さくらねこ無料不妊手術チケット利用報告書

令和7年6月30日

使用月の翌月末までに提出してください。
(この例は5月使用分のチケットの利用報告です。)

(申請者)

団体名 ××××自治会

代表者氏名 長野 太郎

住 所 河 内 長 野 市 ● 町 ● ● ●

電話番号 0 7 2 1 - 5 3 - 1 1 1 1

河内長野市さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）を利用したので、河内長野市さくらねこ無料不妊手術チケット利用要領第6条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 交付枚数

5 枚

2. 利用枚数

5 枚 (内訳 オス 2 匹、メス 3 匹)

3. 返却枚数

0 枚

使用しなかったチケットがある場合は
利用報告と併せて返却してください。

4. 利用の詳細

番号	毛色・特徴	性別	手術日	チケット番号	病院名	実施場所
1	三毛	メス	5/12	●●-●-●●●●●●●●	××××	〇〇市●町
2	キジ、大柄	メス	5/12	●●-●-●●●●●●●●	××××	〇〇市●町
3	白・茶	メス	5/19	●●-●-●●●●●●●●	××××	〇〇市●町
4	白・茶	オス	5/19	●●-●-●●●●●●●●	××××	〇〇市●町
5	白・茶	オス	5/26	●●-●-●●●●●●●●	××××	〇〇市●町
6						
7						
8						
9						
10						

手術前、手術後の猫の写真を添付してください。
※個体が識別でき、また、手術を実施したことが分かるもの。

※ 添付書類：猫の写真（手術前、手術後）、猫の捕獲場所がわかる地図、活動現場の写真、地域猫活動記録表、その他市長が必要と認める書類

8. 飼い主のいない猫不妊手術費用補助金の交付

8-1. 補助金利用の概要・交付対象者

河内長野市では、市域の飼い主のいない猫を減らすため、自治会等や条件を満たした登録団体を対象に、地域猫活動を前提としたTNR又はTNTAを前提とした、捕獲後の猫の不妊去勢手術における不妊去勢手術等の費用に対する補助を行っています。また、本事業を活用して不妊去勢手術を行った猫が含まれる譲渡会を行った際の会場費に対しても補助を行っています。

◆交付対象団体（下記のいずれかに該当する団体）

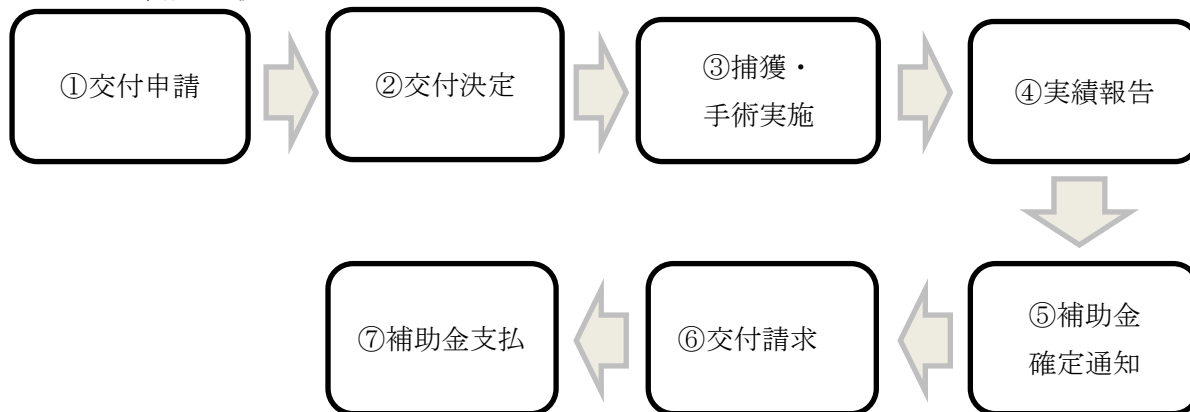
- (1) 河内長野市内の連合自治会、自治会、町会その他これらに準ずる団体
- (2) 「河内長野市飼い主のいない猫を減らす活動団体登録要領」に基づく団体登録を受けている団体※

※ ただし、事前に活動地域の自治会等の同意が必要

◆補助対象経費

- 1. 不妊去勢手術に要する費用
- 2. 識別を目的として行う耳カット費用
- 3. 感染予防等の目的で実施するワクチンの接種
- 4. ノミ、ダニ等の寄生虫の駆除に要する費用
- 5. 譲渡会の会場に使用に要する費用

8-2. 利用の流れ



①河内長野市へ交付申請

(申請期限 交付対象事業の開始日まで)

提出書類

- ・河内長野市飼い主のいない猫不妊手術費用補助金交付申請書
(様式第 1 号)
- ・河内長野市飼い主のいない猫不妊手術費用補助金誓約書 (様式第 2 号)
- ・活動地域の区域図
- ・賠償責任保険への加入を証する書類 (ただし、市内の自治会等が申請する場合は不要)
- ・申請者の本人確認書類 (運転免許証の写しなど)

②交付決定通知 (通知日 申請内容審査後)

③猫の捕獲・不妊去勢手術の実施

(交付決定通知日以降かつ申請書記載の実施期間内)

④実績報告 (報告期限 当該事業の完了日が属する月の翌月の末日ただし、完了日が属する月が 3 月の場合は 3 月末日まで)

提出書類

- ・河内長野市飼い主のいない猫不妊手術費用補助金実績報告書
(様式第 6 号)
- ・捕獲器の設置場所を示した区域図
- ・猫の捕獲に係る活動現場の写真
(捕獲器を設置している様子が確認できるもの)
- ・手術等を行った飼い主のいない猫の手術前後の写真 (耳カットを実施した場合は耳カットが実施されたことが確認できるもの)
- ・手術等に要した費用に係る領収書の写し

⑤補助金確定通知

⑥請求書提出

提出書類

- ・河内長野市飼い主のいない猫不妊手術費用補助金交付請求書
(様式第 8 号)

8-3. 注意事項

- 本制度は地域猫活動を前提としたTNR及びTN TAを目的とした不妊去勢手術を行う猫のみを対象としています。現在飼育している猫に本制度は使用できません。
- 申請団体以外が補助金を受け取ることはできません。
- 本制度は実績報告に基づき補助金を交付するため、動物病院で施術費用については、申請団体が一度ご負担いただく必要があります。
- 要綱の規定またはこれに基づきに市長の指示に違反したときまたは、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたことが判明した場合、当該交付決定を取り消し、すでに補助金を交付している場合は、補助金受領決定団体に対して、当該補助金の全部又は一部の返還を求めることがあります。
- 活動期間内であっても活動実績報告提出後に手術を実施した分については補助の対象外となります。実績報告後も継続して捕獲活動を行う場合は改めて交付申請を行ってください。

8-4. 飼い主のいない猫不妊手術に係る補助金

申請等様式記入例

8-4-1. 飼い主のいない猫不妊手術費用補助金交付申請書

記入例

記入例①・自治会等が捕獲した猫を地域猫にする活動で申請する場合

記入例②・登録団体が捕獲した猫を地域猫にする活動で申請する場合

記入例③・捕獲した猫を保護猫にする活動で申請する場合

記入例④・譲渡会の開催で申請する場合

記入例①

様式第1号（第7条関係）

自治会等が捕獲した猫を地域猫にする活動で申請する場合

河内長野市飼い主のいない猫不妊手術費用補助金交付申請書

令和7年4月1日

（宛先）河内長野市長

（申請団体）

団体名 ××××自治会

代表者氏名 長野 太郎

代表者住所 河内長野市××町一丁目1番1号

電話番号 0721-53-1111

標記の補助金の交付を受けたいので、河内長野市飼い主のいない猫不妊手術費用補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり申請します。

記

ア. 捕獲した猫を地域猫にする場合

（第4条第1号「地域の合意の上で実施する地域猫活動を前提としたTNR」に該当する場合）

1. 実施予定期間 令和7年4月から令和7年6月
2. 活動地域 河内長野市××町自治会区域内
3. 捕獲予定頭数 10 頭
4. 交付申請金額 142,000 円

ページ2の「6. 事業計画」で計算した金額を記入してください。申請後、手術が必要な猫の数が増加した場合などは、事前に計画変更申請が必要です。

5. 同意欄

（1）申請団体が市内の連合自治会、自治会、町会その他これらに準ずる団体に該当する場合

・地域猫活動の実施に当たっての同意欄（申請者が署名）

申請者（活動地域の代表者）が署名

（署名） 長野 太郎

（2）申請団体が河内長野市飼い主のいない猫を減らす活動団体登録要領に基づく団体登録を受けている団体に該当する場合

・TNR（所有者のいない猫を捕獲し、不妊手術を施し、元の場所に戻すこと）活動へ協力することについての同意欄（活動地域の自治会等の団体の代表者が署名）

（署名）

・給餌申請等をする目的に活動地域内（活動地域内）の自治会等の団体又は申請団体のうち実施主体となる団体の代表者が署名

（署名）

記入不要（登録団体の申請時に使用）

※自治会等の団体を持たない地域にあっては、署名欄への記入の代わりに活動地域内の住民全員の同意書を添付すること

6. 事業計画

性別	1頭当たりの手術等の費用 … (A)	1頭当たりの申請金額 … (B)	頭数 … (C)	申請金額合計 (B) × (C)
雄	15,000 円	12,200 円	5 頭	61,000 円
雌	20,000 円	16,200 円	5 頭	81,000 円
合計			10 頭	(100円未満切捨) 142,000 円

※不妊手術及び耳カットを行う場合の (B) の上限は次のとおりです。

ワクチン接種及び駆虫を行う場合 (A) が交付上限額を超える場合は、上限額を記入してください。
 ワクチン接種又は駆虫のいずれか一方を行う場合 (A) が上限未満の場合は、(A) の値を記入してください。
 ワクチン接種及び駆虫のいずれも行わない場合 (A) の値を記入してください。
 ※既に不妊手術が実施されている猫に耳カットを行う場合の (B) の上限は次のとおりです。

計算結果を表面の「交付申請金額」に記入してください。

おりです。

ワクチン接種及び駆虫を行う場合 5,200 円

ワクチン接種又は駆虫のいずれか一方を行う場合 4,100 円

ワクチン接種及び駆虫のいずれも行わない場合 3,000 円

※ (B) の金額は (A) の金額を超えないようにしてください。

※個体により手術費用が異なるなど上表による集計が難しい場合は表内の太枠のみ記入し、別途内訳書（様式は任意）を添付してください。

7. 添付書類確認欄

No.	添付書類	チェック
—	河内長野市飼い主のいない猫不妊手術費用補助金交付申請書（様式第1号）（本申請書）	—
①	誓約書（様式第2号）	☒
②	活動地域の区域図（捕獲器の設置場所、給餌場所等の主たる活動拠点が記載されたもの）	☒
③	賠償責任保険への加入を証する書類（申請者が市内の連合自治会、自治会、町会その他これらに準ずる団体に該当する場合は不要）	☒
④	代表者の住民票の写し（マイナンバーの記載の無いもの）又は、運転免許証の表面及び裏面の写し、パスポートの写し、マイナンバーカードの表面（顔写真のある面）の写し（記載されている住所と交付申請書に記載する住所が一致しているものに限る。）その他本人であることを証する書類	☒
⑤	その他市長が必要と認める書類	☒

※交付申請書を提出する前に添付した書類に必ずチェックを入れてください。

イ. 捕獲した猫を保護猫にする場合

(第4条第2号「地域の合意の上で実施するTNTAを前提とした猫の捕獲及び不妊手術」に該当する場合)

1. 実施予定期間 年 月から 年 月

2. 活動地域 河内長野市

3. 捕獲予定頭数 頭

4. 交付申請金額 円

5. 同意欄

・猫の捕獲に協力することについての同意欄（事前周知などについて。活動地域の自治会等の団体の代表者が署名。）

(署名)

※自治会等の団体を持たない地域にあっては、署名欄への記入の代わりに活動地域内の住民全員の同意書を添付すること

6. 手術後の猫の譲渡を前提とした保護に関する署名欄

私は、手術後の猫について譲渡を前提として適切に保護します。(猫を保護する団体等の代表者が署名)

(捕獲した猫を保護猫にする場合に使用)

(署名)

7. 事業計画

性別	1頭当たりの手術等の費用 … (A)	1頭当たりの申請金額 … (B)	頭数 … (C)	申請金額合計 (B) × (C)
雄	円	円	頭	円
雌	円	円	頭	円
合計			頭	(100円未満切捨) 円

※不妊手術及び耳カット、又は不妊手術を行う場合の (B) の上限は次のとおりです。

ワクチン接種及び駆虫を行う場合 雄 12,200 円 雌 16,200 円

ワクチン接種又は駆虫のいずれか一方を行う場合 雄 11,100 円 雌 15,100 円

ワクチン接種及び駆虫のいずれも行わない場合 雄 10,000 円 雌 14,000 円

※既に不妊手術が実施されている猫に係る耳カットを行う場合の (B) の上限は次のとおりです。

ワクチン接種及び駆虫を行う場合 5,200 円

ワクチン接種又は駆虫のいずれか一方を行う場合 4,100 円

ワクチン接種及び駆虫のいずれも行わない場合 3,000 円

※（Ｂ）の金額は（Ａ）の金額を超えないようにしてください。

※個体により手術費用が異なるなど上表による集計が難しい場合は表内の太枠のみ記入し、別途内訳書（様式は任意）を添付してください。

８．添付書類確認欄

No.	添付書類	チェック
—	河内長野市飼い主のいない猫不妊手術費用補助金交付申請書（様式第 1 号）（本申請書）	—
	誓約書（様式第 2 号）	☐
①	活動地域の区域図（捕獲器の設置場所が記載されたもの）	☐
②	賠償責任保険への加入を証する書類	☐
③	代表者の住民票の写し（マイナンバーの記載の無いもの）又は、運転免許証の表面及び裏面の写し、パスポートの写し、マイナンバーカードの表面（顔写真のある面）の写し（記載されている住所と交付申請書に記載する住所が一致しているものに限る。）その他本人であることを証する書類	☐
④	その他市長が必要と認める書類	☐

※交付申請書を提出する前に添付した書類に必ずチェックを入れてください。

記入不要

（捕獲した猫を保護猫にする場合に使用）

ウ．譲渡会開催

（第 4 条第 3 号「補助金の交付を受けて前号の処置が実施された猫が含まれる譲渡会の開催」に該当する場合）

１．捕獲及び不妊手術の実施期間 年 月 から 年 月

２．活動地域 河内長野市

３．捕獲頭数 頭

４．対象となる猫の実績報告書「５．実施の詳細」の番号

５．譲渡会の開催予定日 年 月 日

６．譲渡会を開催する会場名

７．譲渡会を開催する会場住所

８．会場の使用に要する費用 円

９．交付申請金額 円（上限 10,000 円かつ 100 円未満切捨）

1.0 添付書類確認欄

No.	添付書類	チェック
—	河内長野市飼い主のいない猫不妊手術費用補助金交付申請書（様式第1号）（本申請書）	—
①	代表者の住民票の写し（マイナンバーの記載の無いもの）又は、運転免許証の表面及び裏面の写し、パスポートの写し、マイナンバーカードの表面（顔写真のある面）の写し（記載されている住所と交付申請書に記載する住所が一致しているもの） 記入不要	☐
②	その他（ 捕獲した猫を保護猫にする場合に使用 ） マイナンバーカードの写し（顔写真のある面）の写し（記載されている住所と交付申請書に記載する住所が一致しているもの） 記入不要	☐

※交付申請書を提出する前に添付した書類に必ずチェックを入れてください。

記入例②

様式第1号（第7条関係）

登録団体が捕獲した猫を地域猫にする活動で申請する場合

河内長野市飼い主のいない猫不妊手術費用補助金交付申請書

令和7年4月1日

（宛先）河内長野市長

（申請団体）

団体名 猫の幸せを考える会

代表者氏名 猫山 幸子

代表者住所 河内長野市●町●●●● - ●●

電話番号 080 - ●●●● - ●●●●

標記の補助金の交付を受けたいので、河内長野市飼い主のいない猫不妊手術費用補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり申請します。

記

ア．捕獲した猫を地域猫にする場合

（第4条第1号「地域の合意の上で実施する地域猫活動を前提としたTNR」に該当する場合）

1．実施予定期間 令和7年4月から令和7年6月

2．活動地域 河内長野市▲町自治会区域内

3．捕獲予定頭数 10 頭

4．交付申請金額 131,000 円

ページ2の「6．事業計画」で計算した金額を記入
（申請後、手術が必要な猫の数が増加した場合などは、事前に計画変更申請が必要）

5．同意欄

（1）申請団体が市内の連合自治会、自治会、町会その他これらに準ずる団体に該当する場合

・記入不要（自治会等の申請時に使用）

（2）申請団体が河内長野市飼い主のいない猫を減らす活動団体登録要領に基づく団体登録を受けている団体に該当する場合

・TNR（所有者のいない猫を捕獲し、活動地域の自治会等の団体の代表者が署名）へ協力することについての同意欄

活動地域の代表者（自治会長等）が署名

（署名） 長野 次郎

・給餌、清掃等を継続的に実施することについての同意欄（活動地域の自治会等の団体又は申請団体のうち実施主体となる団体の代表者が署名）

（署名） 猫山 幸子

※自治会等の団体を持たない地域にあつては、署名欄への記入の代わりに活動地域内の住民全員の同意書を添付

当該地域での地域猫活動における給餌・清掃の役割分担に応じて、自治会等または申請団体の代表者が署名
（記入例は申請団体が地域猫の管理を行う場合）

6. 事業計画

性別	1頭当たりの手術等の費用 … (A)	1頭当たりの申請金額 … (B)	頭数 … (C)	申請金額合計 (B) × (C)
雄	10,000 円	10,000 円	5 頭	50,000 円
雌	20,000 円	16,200 円	5 頭	81,000 円
合計			10 頭	(100円未満切捨) 131,000 円

※不妊手術及び耳カットを行う場合の (B) の上限は次のとおりです。

手術等予定費用を記入してください。

(A) が交付上限額を未満の場合は (A) の金額を記入、上限額を超える場合は上限額を記入してください。

計算結果を表面の「交付申請金額」に記入してください。

とおりです。

ワクチン接種及び駆虫を行う場合 雄 12,200 円 雌 10,200 円
ワクチン接種又は駆虫のいずれか一方を行う場合 雄 11,300 円 雌 9,300 円
ワクチン接種及び駆虫のいずれも行わない場合 3,000 円

※ (B) の金額は (A) の金額を超えないようにしてください。

※個体により手術費用が異なるなど上表による集計が難しい場合は表内の太枠のみ記入し、別途内訳書（様式は任意）を添付してください。

7. 添付書類確認欄

No.	添付書類	チェック
—	河内長野市飼い主のいない猫不妊手術費用補助金交付申請書（様式第 1 号）（本申請書）	—
①	誓約書（様式第 2 号）	☒
②	活動地域の区域図（捕獲器の設置場所、給餌場所等の主たる活動拠点が記載されたもの）	☒
③	賠償責任保険への加入を証する書類（申請者が市内の連合自治会、自治会、町会その他これらに準ずる団体に該当する場合は不要）	☒
④	代表者の住民票の写し（マイナンバーの記載の無いもの）又は、運転免許証の表面及び裏面の写し、パスポートの写し、マイナンバーカードの表面（顔写真のある面）の写し（記載されている住所と交付申請書に記載する住所が一致しているものに限る。）その他本人であることを証する書類	☒
⑤	その他市長が必要と認める書類	☒

※交付申請書を提出する前に添付した書類に必ずチェックを入れてください。

イ. 捕獲した猫を保護猫にする場合

(第4条第2号「地域の合意の上で実施するTNTAを前提とした猫の捕獲及び不妊手術」に該当する場合)

1. 実施予定期間 年 月から 年 月

2. 活動地域 河内長野市

3. 捕獲予定頭数 頭

4. 交付申請金額 円

5. 同意欄

- ・猫の捕獲に協力することについての同意欄（事前周知などについて。活動地域の自治会等の団体の代表者が署名。）

(署名)

※自治会等の団体を持たない地域にあっては、署名欄への記入の代わりに活動地域内の住民全員の同意書を添付すること

6. 手術後の猫の譲渡を前提とした保護に関する署名欄

私は、手術後の猫について譲渡を前提に適切に保護します。(猫を保護する団体等の代表者が署名)

記入不要

(捕獲した猫を保護猫にする場合に使用)

7. 事業計画

性別	1頭当たりの手術等の費用 … (A)	1頭当たりの申請金額 … (B)	頭数 … (C)	申請金額合計 (B) × (C)
雄	円	円	頭	円
雌	円	円	頭	円
合計			頭	(100円未満切捨) 円

※不妊手術及び耳カット、又は不妊手術を行う場合の(B)の上限は次のとおりです。

ワクチン接種及び駆虫を行う場合 雄 12,200 円 雌 16,200 円

ワクチン接種又は駆虫のいずれか一方を行う場合 雄 11,100 円 雌 15,100 円

ワクチン接種及び駆虫のいずれも行わない場合 雄 10,000 円 雌 14,000 円

※既に不妊手術が実施されている猫に係る耳カットを行う場合の(B)の上限は次のとおりです。

ワクチン接種及び駆虫を行う場合 5,200 円

ワクチン接種又は駆虫のいずれか一方を行う場合 4,100 円

ワクチン接種及び駆虫のいずれも行わない場合 3,000 円

※（B）の金額は（A）の金額を超えないようにしてください。

※個体により手術費用が異なるなど上表による集計が難しい場合は表内の太枠のみ記入し、別途内訳書（様式は任意）を添付してください。

8. 添付書類確認欄

No.	添付書類	チェック
—	河内長野市飼い主のいない猫不妊手術費用補助金交付申請書（様式第1号）（本申請書）	—
	誓約書（様式第2号）	☐
①	活動地域の区域図（捕獲器の設置場所が記載されたもの）	☐
②	賠償責任保険への加入を証する書類	☐
③	代表者の住民票の写し（マイナンバーの記載の無いもの）又は、運転免許証の表面及び裏面の写し、パスポートの写し、マイナンバーカードの表面（顔写真のある面）の写し（記載されている住所と交付申請書に記載する住所が一致しているものに限る。）その他本人であることを証する書類	☐
④	その他市長が必要と認める書類	☐

※交付申請書を提出する前に添付し、**記入不要**の書類は必ずチェックを入れてください。

（捕獲した猫を保護猫にする場合に使用）

ウ. 譲渡会の開催

（第4条第3号「補助金の交付を受けて前号の処置が実施された猫が含まれる譲渡会の開催」に該当する場合）

1. 捕獲及び不妊手術の実施期間 年 月から 年 月

2. 活動地域 河内長野市

3. 捕獲頭数 頭

4. 対象となる猫の実績報告書「5. 実施の詳細」の番号

5. 譲渡会の開催予定日 年 月 日

6. 譲渡会を開催する会場名

7. 譲渡会を開催する会場住所

8. 会場の使用に要する費用 円

9. 交付申請金額 円（上限 10,000 円かつ 100 円未満切捨）

10. 添付書類確認欄

No.	添付書類	チェック
—	河内長野市飼い主のいない猫不妊手術費用補助金交付申請書（様式第1号）（本申請書）	—
③	代表者の住民票の写し（マイナンバーの記載の無いもの）又は、運転免許証の表面及び裏面の写し、 記入不要 マイナンバーカードの表面（顔写真のある面）の写し（記載されている住所と交付申請書に記載の住所が一致していること、マイナンバーが一致することを確認する書類） (捕獲した猫を保護猫にする場合に使用)	☐
④	その他市長が必要と認める書類	☐

※交付申請書を提出する前に添付した書類に必ずチェックを入れてください。

記入例③
捕獲した猫を保護猫にする活動で申請する場合

河内長野市飼い主のいない猫不妊手術費用補助金交付申請書

令和7年4月1日

（宛先）河内長野市長

（申請団体）

団体名 猫の命を大切にする会

代表者氏名 猫我 好美

代表者住所 河内長野市●町●●●●

電話番号 080-●●●●-●●●●

標記の補助金の交付を受けたいので、河内長野市飼い主のいない猫不妊手術費用補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり申請します。

記

ア. 捕獲した猫を地域猫にする場合

（第4条第1号「地域の合意の上で実施する地域猫活動を前提としたTNR」に該当する場合）

1. 実施予定期間 令和 年 月から令和 年 月

2. 活動地域 河内長野市

3. 捕獲予定頭数 頭

4. 交付申請金額 円

記入不要

5. 同意欄

（1）申請団体が市内の連合自治会、自治会、町会その他これらに準ずる団体に該当する場合
（捕獲した猫を地域猫にする場合に使用）

・地域猫活動の実施に当たっての同意欄（申請者が署名）

（署名）

（2）申請団体が河内長野市飼い主のいない猫を減らす活動団体登録要領に基づく団体登録を受けている団体に該当する場合

・TNR（所有者のいない猫を捕獲し、不妊手術を施し、元の場所に戻すこと）活動へ協力することについての同意欄（活動地域の自治会等の団体の代表者が署名）

（署名）

・給餌、清掃等を継続的に実施することについての同意欄（活動地域の自治会等の団体又は申請団体のうち実施主体となる団体の代表者が署名）

（署名）

※自治会等の団体を持たない地域にあっては、署名欄への記入の代わりに活動地域内の住民全員の同意書を添付すること

6. 事業計画

性別	1頭当たりの手術等の費用 … (A)	1頭当たりの申請金額 … (B)	頭数 … (C)	申請金額合計 (B) × (C)
雄	円	円	頭	円
雌	円	円	頭	円
合計			頭	(100円未満切捨) 円

※不妊手術及び耳カットを行う場合の (B) の上限は次のとおりです。

ワクチン接種及び駆虫を行う場合 雄 12,200 円 雌 16,200 円

ワクチン接種又は駆虫のいずれか一方を行う場合 雄 11,100 円 雌 15,100 円

ワクチン接種及び駆虫のいずれも行わない場合 雄 10,000 円 雌 14,000 円

※既に不妊手術が実施されている猫に係る耳カットを行う場合の (B) の上限は次のとおりです。

ワクチン接種及び駆虫を行う場合 5,200 円

ワクチン接種又は駆虫のいずれか一方を行う場合 4,100 円

ワクチン接種及び駆虫のいずれも行わない場合 3,000 円

※ (B) の金額は (A) の金額を超えないようにしてください。

※個体により手術費用が異なるなど上表による集計が難しい場合は表内の太枠のみ記入し、別途内訳書（様式は任意）を添付してください。

記入不要

(捕獲した猫を地域猫にする場合に使用)

7. 添付書類確認欄

No.	添付書類	チェック
—	河内長野市飼い主のいない猫不妊手術費用補助金交付申請書（様式第1号）（本申請書）	—
①	誓約書（様式第2号）	☐
②	活動地域の区域図（捕獲器の設置場所、給餌場所等の主たる活動拠点が記載されたもの）	☐
③	賠償責任保険への加入を証する書類（申請者が市内の連合自治会、自治会、町会その他これらに準ずる団体に該当する場合は不要）	☐
④	代表者の住民票の写し（マイナンバーの記載の無いもの）又は、運転免許証の表面及び裏面の写し、パスポートの写し、マイナンバーカードの表面（顔写真のある面）の写し（記載されている住所と交付申請書に記載する住所が一致しているものに限る。）その他本人であることを証する書類	☐
⑤	その他市長が必要と認める書類	☐

※交付申請書を提出する前に添付した書類に必ずチェックを入れてください。

イ. 捕獲した猫を保護猫にする場合

(第4条第2号「地域の合意の上で実施するTNTAを前提とした猫の捕獲及び不妊手術」に該当する場合)

1. 実施予定期間 令和7年4月から令和7年6月
2. 活動地域 河内長野市●●町自治会区域内
3. 捕獲予定頭数 5 頭
4. 交付申請金額 69,400 円

「7. 事業計画」で計算した金額を記入してください。
申請金額以上の補助金は交付されませんので申請の際にご注意ください。

5. 同意欄

- ・猫の捕獲に協力することについて、活動地域の自治会等の団体の代表者が署名。

活動地域の代表者（自治会長等）が署名

(署名) 河内 一郎

※自治会等の団体を持たない地域にあつては、署名欄への記入の代わりに活動地域内の住民全員の同意書を添付すること

6. 手術後の猫の譲渡を前提とした保護に関する署名欄

私は、手術後の猫について譲渡を前提に適切に保護します。(猫を保護する団体等の代表者が署名)

捕獲した猫を保護する団体代表者が署名

(署名) 猫我 好美

7. 事業計画

性別	1頭当たりの手術等の費用 … (A)	1頭当たりの申請金額 … (B)	頭数 … (C)	申請金額合計 (B) × (C)
雄	13,000 円	12,200 円	2 頭	24,400 円
雌	15,000 円	15,000 円	3 頭	45,000 円
合計			5 頭	(100円未満切捨) 69,400 円

手術等予定費用を記入してください。

※不妊手術及び耳カント、又は不妊手術を行う場合の(B)の上限は次のとおりです。

(A)が交付上限額を超える場合は、上限額を記入してください。

(A)が上限未満の場合は、(A)の値を記入してください。

計算結果を表面の「交付申請金額」に記入してください。

※既に不妊手術が実施されている場合の(B)の上限は次のとおりです。

ワクチン接種及び駆虫を行う場合 5,200 円

ワクチン接種又は駆虫のいずれか一方を行う場合 4,100 円

ワクチン接種及び駆虫のいずれも行わない場合 3,000 円

※（B）の金額は（A）の金額を超えないようにしてください。

※個体により手術費用が異なるなど上表による集計が難しい場合は表内の太枠のみ記入し、別途内訳書（様式は任意）を添付してください。

8. 添付書類確認欄

No.	添付書類	チェック
—	河内長野市飼い主のいない猫不妊手術費用補助金交付申請書（様式第1号）（本申請書）	—
①	誓約書（様式第2号）	☒
②	活動地域の区域図（捕獲器の設置場所が記載されたもの）	☒
③	賠償責任保険への加入を証する書類	☒
④	代表者の住民票の写し（マイナンバーの記載の無いもの）又は、運転免許証の表面及び裏面の写し、パスポートの写し、マイナンバーカードの表面（顔写真のある面）の写し（記載されている住所と交付申請書に記載する住所が一致しているものに限る。）その他本人であることを証する書類	☒
⑤	その他市長が必要と認める書類	☒

※交付申請書を提出する前に添付した書類に必ずチェックを入れてください。

ウ. 譲渡会の開催

（第4条第3号「補助金の交付を受けて前号の処置が実施された猫が含まれる譲渡会の開催」に該当する場合）

1. 捕獲及び不妊手術の実施期間 令和 年 月から令和 年 月

2. 活動地域 河内長野市

3. 捕獲頭数 頭
記入不要

4. 対象となる猫の実績報告書「5. 実施の詳細」の番号

5. 譲渡会の開催予定日 **（譲渡会の開催で申請する場合に使用）**

6. 譲渡会を開催する会場名

7. 譲渡会を開催する会場住所

8. 会場の使用に要する費用 円

9. 交付申請金額 円（上限 10,000 円かつ 100 円未満切

捨)

10. 添付書類確認欄

No.	添付書類	チェック
—	河内長野市飼い主のいない猫不妊手術費用補助金交付申請書（様式第1号）（本申請書）	—
①	代表者の住民票の写し（マイナンバー記載の無いもの）又は、運転免許証の表面及び裏面の写し、パスポートの写し、マイナンバーカードの表面（ 記入不要 （譲渡会の開催で申請する場合に使用） ） 記載する住所が一致しているものに限る。）その他本人であることを証する書類	☐
②	その他市長が必要と認める書類	☐

※交付申請書を提出する前に添付した書類に必ずチェックを入れてください。

河内長野市飼い主のいない猫不妊手術費用補助金交付申請書

令和7年4月1日

（宛先）河内長野市長

（申請団体）

団体名 猫の命を大切にする会
代表者氏名 猫我 好美
代表者住所 河内長野市●町●●●●
電話番号 080-●●●●-●●●●

標記の補助金の交付を受けたいので、河内長野市飼い主のいない猫不妊手術費用補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり申請します。

記

ア．捕獲した猫を地域猫にする場合

（第4条第1号「地域の合意の上で実施する地域猫活動を前提としたTNR」に該当する場合）

1. 実施予定期間 令和 年 月から令和 年 月
2. 活動地域 河内長野市
3. 捕獲予定頭数 頭
4. 交付申請金額 記入不要 円

5. 同意欄

（地域猫活動を前提としたTNRで申請する場合に使用）
（地域猫活動を前提とした自治会等によるTNRで申請する場合）

- ・地域猫活動の実施に当たっての同意欄（申請者が署名）

（署名）

（2）申請団体が河内長野市飼い主のいない猫を減らす活動団体登録要領に基づく団体登録を受けている団体に該当する場合

- ・TNR（所有者のいない猫を捕獲し、不妊手術を施し、元の場所に返すこと）活動へ協力することについての同意欄（活動地域の自治会等の団体の代表者が署名）

（署名）

- ・給餌、清掃等を継続的に実施することについての同意欄（活動地域の自治会等の団体又は申請団体のうち実施主体となる団体の代表者が署名）

（署名）

※自治会等の団体を持たない地域にあっては、署名欄への記入の代わりに活動地域内の住民全員の同意書を添付すること

6. 事業計画

性別	1頭当たりの手術等の費用 … (A)	1頭当たりの申請金額 … (B)	頭数 … (C)	申請金額合計 (B) × (C)
雄	円	円	頭	円
雌	円	円	頭	円
合計			頭	(100円未満切捨) 円

※不妊手術及び耳カットを行う場合の (B) の上限は次のとおりです。

ワクチン接種及び駆虫を行う場合 雄 12,200 円 雌 16,200 円

ワクチン接種又は駆虫のいずれか一方を行う場合 雄 11,100 円 雌 15,100 円

ワクチン接種及び駆虫のいずれも行わない場合 雄 10,000 円 雌 14,000 円

※既に不妊手術が実施されている猫に係る耳カットを行う場合の (B) の上限は次のとおりです。

ワクチン接種及び駆虫を行う場合 5,200 円

ワクチン接種又は駆虫のいずれか一方を行う場合 4,100 円

ワクチン接種及び駆虫のいずれも行わない場合 3,000 円

※ (B) の金額は (A) の金額を記入不要してください。

※個体により手術費用が異なるなど上表による集計が難しい場合は表内の太枠のみ記入し、別途申請書(様式は任意)を添付してください。
(地域猫活動を前提としたTNRで申請する場合に使用)

7. 添付書類確認欄

No.	添付書類	チェック
—	河内長野市飼い主のいない猫不妊手術費用補助金交付申請書(様式第1号)(本申請書)	—
②	誓約書(様式第2号)	☐
③	活動地域の区域図(捕獲器の設置場所、給餌場所等の主たる活動拠点が記載されたもの)	☐
④	賠償責任保険への加入を証する書類(申請者が市内の連合自治会、自治会、町会その他これらに準ずる団体に該当する場合は不要)	☐
⑤	代表者の住民票の写し(マイナンバーの記載の無いもの)又は、運転免許証の表面及び裏面の写し、パスポートの写し、マイナンバーカードの表面(顔写真のある面)の写し(記載されている住所と交付申請書に記載する住所が一致しているものに限る。)その他本人であることを証する書類	☐
⑥	その他市長が必要と認める書類	☐

※交付申請書を提出する前に添付した書類に必ずチェックを入れてください。

イ. 捕獲した猫を保護猫にする場合

(第4条第2号「地域の合意の上で実施するTNTAを前提とした猫の捕獲及び不妊手術」に該当する場合)

1. 実施予定期間 令和 年 月 から 令和 年 月

2. 活動地域 河内長野市

3. 捕獲予定頭数 頭

4. 交付申請金額 円

5. 同意欄

- ・猫の捕獲に協力することについての同意欄（事前周知などについて。活動地域の自治会等の団体の代表者が署名。）

(署名)

※自治会等の団体を持たない地域にあっては、署名欄への記入の代わりに活動地域内の住民全員の同意書を添付すること

6. 手術後の猫の譲渡を前提とした保護に関する署名欄

私は、手術後の猫について譲渡を希望し、適宜に保護します。(猫を保護する団体等の代表者が署名)

記入不要

(TNTAを前提とした猫の捕獲及び

(署名)

不妊手術で申請する場合に使用)

7. 事業計画

性別	1頭当たりの手術等の費用 … (A)	1頭当たりの申請金額 … (B)	頭数 … (C)	申請金額合計 (B) × (C)
雄	円	円	頭	円
雌	円	円	頭	円
合計			頭	(100円未満切捨) 円

※不妊手術及び耳カット、又は不妊手術を行う場合の (B) の上限は次のとおりです。

ワクチン接種及び駆虫を行う場合 雄 12,200 円 雌 16,200 円

ワクチン接種又は駆虫のいずれか一方を行う場合 雄 11,100 円 雌 15,100 円

ワクチン接種及び駆虫のいずれも行わない場合 雄 10,000 円 雌 14,000 円

※既に不妊手術が実施されている猫に係る耳カットを行う場合の (B) の上限は次のとおりです。

ワクチン接種及び駆虫を行う場合 5,200 円

ワクチン接種又は駆虫のいずれか一方を行う場合 4,100 円

ワクチン接種及び駆虫のいずれも行わない場合 3,000 円

※（B）の金額は（A）の金額を超えないようにしてください。

※個体により手術費用が異なるなど上表による集計が難しい場合は表内の太枠のみ記入し、別途内訳書（様式は任意）を添付してください。

8. 添付書類確認欄

No.	添付書類	チェック
—	河内長野市飼い主のいない猫不妊手術費用補助金交付申請書（様式第1号）（本申請書）	—
	誓約書（様式第2号）	☐
②	活動地域の区域図（捕獲器の設置場所が記載されたもの）	☐
③	賠償責任保険への加入を証する書類	☐
④	代表者の住民票の写し（マイナンバーの記載の無いもの）又は、運転免許証の表面及び裏面の写し、パスポートの写し、マイナンバーカードの表面（顔写真のある面）の写し（記載されている住所と交付申請書に記載する住所が一致しているものに限る。）その他本人であることを証する書類	☐
⑤	その他市長が必要と認める書類	☐

※交付申請書を提出する前に添付した書類に必ずチェックを入れてください。

ウ. 譲渡会の開催

（第2条第2項「補助金の交付を受けようとする猫の飼育が実施された猫が全年度譲渡会の開催に該当する場合」）

補助金の交付を受けて猫を捕獲・不妊手術を行った交付対象事業の実施期間を記入

1. 捕獲及び不妊手術の実施期間

令和7年4月から令和7年6月

2. 活動地域 河内長野市●●町自治会区域内

3. 捕獲頭数 5 頭

補助金交付を受けて猫を捕獲・不妊手術を行った交付対象事業の活動地域を記入

4. 1. の期間で捕獲した猫の頭数を記入

「対象となる猫の捕獲・不妊手術の実施の経過」の番号 1, 2, 5

5. 譲渡会の開催予定日

令和7年8月15日

6. 譲渡会を開催する会場名

●●会館

7. 譲渡会を開催する会場住所

河内長野市●●町●丁目● - ●

8. 会場の使用に要する費用

5,280 円

9. 交付申請金額

5,200 円（上限 10,000 円）

補助金交付を受けた猫のうち、枠内（5～7）の内容で実施する譲渡会で里親募集を行う猫を記入

10. 添付書類確認欄

No.	添付書類	チェック
—	河内長野市飼い主のいない猫不妊手術費用補助金交付申請書（様式第1号）（本申請書）	—
①	代表者の住民票の写し（マイナンバーの記載の無いもの）又は、運転免許証の表面及び裏面の写し、パスポートの写し、マイナンバーカードの表面（顔写真のある面）の写し（記載されている住所と交付申請書に記載する住所が一致しているものに限る。）その他本人であることを証する書類	☒
②	その他市長が必要と認める書類	☒

※交付申請書を提出する前に添付した書類に必ずチェックを入れてください。

8-4-2. 飼い主のいない猫不妊手術費用補助金誓約書

記入例

- 記入例①・・・自治会等が捕獲した猫を地域猫にする活動で申請する場合
記入例②・・・登録団体が捕獲した猫を地域猫にする活動で申請する場合
記入例③・・・自治会等が捕獲した猫を保護猫にする活動で申請する場合
記入例④・・・登録団体が捕獲した猫を保護猫にする活動で申請する場合
記入例⑤・・・譲渡会の開催で申請する場合

記入例①
自治会等が捕獲した猫を地域猫にする活動で申請する場合

河内長野市飼い主のいない猫不妊手術費用補助金誓約書

令和 7 年 4 月 1 日

（宛先）河内長野市長

（申請団体）

団体名 ××××自治会
代表者氏名 長野 太郎
代表者住所 河内長野市●町●●●
電話番号 0 7 2 1 - 5 3 - 1 1 1 1

下記の要件等について、事実と相違ないことを誓約します。
また、説明を求められた際には誠実に対応し、誓約に反することが明らかになった場合は申請の却下又は交付決定の取消をされても異存なく、誓約内容の確認のために河内長野市が他の官公署に照会することについて承諾します。

記

ア. 捕獲した猫を地域猫にする場合
（第 4 条第 1 号「地域の合意の上で実施する地域猫活動を前提とした T N R」に該当する場合）

各事項を確認の上、申請団体確認欄に✓を付けてください。		申請団体 確認欄
補助 要件	河内長野市暴力団排除条例(平成 2 6 年河内長野市条例第 2 2 号。以下「排除条例」という。)第 2 条第 1 号に規定する暴力団ではありません。	✓
	代表者、役員、従事者等が排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められる団体ではありません。	✓
	不妊手術の目印として、耳の一部を切除する手術（以下「耳カットといいます。」）を行います。また、妊娠していた場合は堕胎を行います。 不妊・去勢手術を受けさせる予定の病院を記入してください	✓
	飼い主のいない猫の不妊手術及び耳カットの実施が可能な動物病院で日時 の予約など必要な調整を行った上で不妊手術を受けさせます。 （手術予定動物病院： ●●地域猫クリニック ）	✓
	譲渡し、又は飼い猫にする予定の猫に対して実施しません。	✓
	補助対象事業（地域の合意の上で実施する T N R）については、交付対象経費に対して河内長野市飼い主のいない猫不妊手術費用補助金以外の寄付金、謝礼その他の収入を得て実施しません。	✓

遵守事項	猫の捕獲に係る活動現場の写真（捕獲器を設置している様子が確認できるものに限る。）及び猫の手術前後の写真（交付決定事業において耳カットが実施されたことが確認できるものに限る。）を撮影します。	☒
	交付決定の通知日以降で、かつ当該通知日が属する年度の3月末日までの間に交付決定事業を開始、完了します。	☒
	事業の完了日が属する月の翌月の末日（当該完了日が属する月が3月の場合は3月末日まで）までに実績報告を行います。	☒
誓約事項	環境省の「住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン」及び大阪府の「所有者のいない猫の適正管理ガイドライン」に沿った取組みを行うよう努めます。	☒
	地域住民等とのトラブルが生じないよう努め、本事業の実施により生じた苦情、損害等については責任をもって対応します。	☒
	河内長野市飼い主のいない猫不妊手術費用補助金交付申請書（様式第1号）の「ア．捕獲した猫を地域猫にする場合」の「5．同意欄」の内容に即して地域猫活動（「TNRの実施」及び「給餌、清掃等の継続的な実施」）に取り組みます。	☒

様式1の1．実施予定期間と同じ期間を記入する

実施予定期間 令和7年4月から令和7年6月

活動地域 河内長野市 ××町自治会区域内

○申請団体が市内の連合自治会、自治会、町会その他これらに準ずる団体に該当する場合

私は、上記事項について了承し、及び誓約します。

(署名) 長野 太郎

様式1の2．活動地域を記入する

○申請団体が河内長野市飼い主のいない猫を減らす活動団体登録要領に基づく団体登録を受けている団体に該当する場合

私は、上記事項について了承し、及び誓約します。

(申請団体の代表者が署名)

(署名) _____

(登録団体の申請時に使用)

私は、申請団体が上記事項について了承し、及び誓約することを確認しました。

(活動地域の自治会等団体の代表者が署名)

(署名) _____

イ. 捕獲した猫を保護猫にする場合

(第4条第2号「地域の合意の上で実施するTNTAを前提とした猫の捕獲及び不妊手術」

に該当する場合)

各事項を確認の上、申請団体確認欄に✓を付けてください。

申請団体
確認欄

補助 要件	河内長野市暴力団排除条例(平成26年河内長野市条例第22号。以下「排除条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団ではありません。	☐	
	代表者、役員、従事者等が排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められる団体ではありません。	☐	
	不妊手術の際に、妊娠していた場合は堕胎を行います。	☐	
	飼い主のいない猫の不妊手術の実施が可能な動物病院で日時の予約など必要な調整を行った上で不妊手術を受けさせます。 (手術予定動物病院：)	☐	
	自ら飼う(譲渡を前提とする場合を除く。)予定の猫に対して実施しません。 補助対象事業(TNTAを前提とした地域の合意の上で実施する猫の捕獲及び不妊手術)については、交付対象経費に対して河内長野市飼い主のいない猫不妊手術費用補助金以外の寄付金、謝礼その他の収入を得て実施しません。	☐	
遵守 事項	猫の捕獲に係る活動現場の写真(捕獲器を設置している様子が確認できるものに限る。)及び猫の手術前後の写真(耳カットを実施した場合は交付決定事業において耳カットが実施されたことが確認できるものに限る。)を撮影します。	☐	
	交付決定の通知日以降で、かつ当該通知日が属する年度の3月末日までの間に交付決定事業を開始、完了します。	☐	
	事業の完了日が属する月の翌月の末日(当該完了日が属する月が3月の場合は3月末日まで)までに実績報告を行います。	☐	
誓約 事項	地域住民等とのトラブルが生じないよう努め、本事業の実施により生じた苦情、損害等については責任をもって対応します。	☐	
	河内長野市飼い主のいない猫不妊手術費用補助金交付申請書(様式第1号)の「イ. 捕獲した猫を保護猫にする場合」の記載内容に即して猫の捕獲及び不妊手術に取り組みます。	☐	

実施予定期間 _____ 年 _____ 月から _____ 年 _____ 月

活動地域 _____ 河内長野市 _____

○申請団体が市内の連合自治会、自治会、町会その他これらに準ずる団体に該当する場合
私は、上記事項について了承し、及び誓約します。

(署名)

○申請団体が河内長野市飼い主のいない猫を減らす活動団体登録要領に基づく団体登録を受けている団体に該当する場合

記入不要

私は、上記事項について了承し、及び誓約します。
(捕獲した猫を保護猫にする場合に使用)

(申請団体の代表者が署名)

(署名)

私は、申請団体が上記事項について了承し、及び誓約することを確認しました。

(活動地域の自治会等団体の代表者が署名)

(署名)

ウ．譲渡会の開催

(第4条第3号「補助金の交付を受けて前号の処置が実施された猫が含まれる譲渡会の開催」に該当する場合)

各事項を確認の上、申請団体確認欄に✓を付けてください。		申請団体 確認欄
補助 要件	河内長野市暴力団排除条例(平成26年河内長野市条例第22号。以下「排除条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団ではありません。	☐
	代表者、役員、従事者等が排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められる団体ではありません。	☐
	譲渡会では市補助金の交付を受けて捕獲及び不妊手術が実施された猫が含まれます。	☐
	補助対象事業（補助金の交付を受けて捕獲及び不妊手術が実施された猫が含まれる譲渡会の開催）については、交付対象経費（会場費用）に対して河内長野市飼い主のいない猫不妊手術費用補助金以外の寄付金、謝礼その他の収入を認めない。	☐
遵守 事項	譲渡会の会場において、補助金の交付を受けて捕獲及び不妊手術が実施された猫の写真を撮影します。	☐
	交付決定の通知日以降で、かつ当該通知日が属する年度の3月末日までの間に交付決定事業を開始、完了します。	☐
	事業の完了日が属する月の翌月の末日（当該完了日が属する月が3月の場合は3月末日まで）までに実績報告を行います。	☐
誓約 事項	譲渡会の開催にあたっては使用する施設の規則を遵守するとともに、施設管理者の指示に従い、使用後は会場内を清掃を実施するなど原状復帰します。	☐
私は、上記事項について了承し、及び誓約します。 (申請団体の代表者が署名)		(署名) _____

記入例②
登録団体が捕獲した猫を地域猫にする活動で申請する場合

様式第 2 号（第 7 条関係）

河内長野市飼い主のいない猫不妊手術費用補助金誓約書

令和 7 年 4 月 1 日

（宛先）河内長野市長

（申請団体）

団体名 猫の幸せを考える会
 代表者氏名 猫山 幸子
 代表者住所 河内長野市●町●●● - ●●
 電話番号 0 8 0 - ●●●● - ●●●●

下記の要件等について、事実と相違ないことを誓約します。

また、説明を求められた際には誠実に対応し、誓約に反することが明らかになった場合は申請の却下又は交付決定の取消をされても異存なく、誓約内容の確認のために河内長野市が他の官公署に照会することについて承諾します。

記

ア. 捕獲した猫を地域猫にする場合

（第 4 条第 1 号「地域の合意の上で実施する地域猫活動を前提とした T N R」に該当する場合）

各事項を確認の上、申請団体確認欄に✓を付けてください。		申請団体 確認欄
補助 要件	河内長野市暴力団排除条例(平成 2 6 年河内長野市条例第 2 2 号。以下「排除条例」という。)第 2 条第 1 号に規定する暴力団ではありません。	✓
	代表者、役員、従事者等が排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められる団体ではありません。	✓
	不妊手術の目印として、耳の一部を切除する手術（以下「耳カットといいます。」）を行います。また、妊娠していた場合は堕胎を行います。 不妊・去勢手術を受けさせる予定の病院を記入してください	✓
	飼い主のいない猫の不妊手術及び耳カットの実施が可能な動物病院で日時 の予約など必要な調整を行った上で不妊手術を受けさせます。 （手術予定動物病院： 地域猫サポートクリニック ）	✓
	譲渡し、又は飼い猫にする予定の猫に対して実施しません。	✓
	補助対象事業（地域の合意の上で実施する T N R）については、交付対象経費に対して河内長野市飼い主のいない猫不妊手術費用補助金以外の寄付金、謝礼その他の収入を得て実施しません。	✓

遵守事項	猫の捕獲に係る活動現場の写真（捕獲器を設置している様子が確認できるものに限る。）及び猫の手術前後の写真（交付決定事業において耳カットが実施されたことが確認できるものに限る。）を撮影します。	☒
	交付決定の通知日以降で、かつ当該通知日が属する年度の3月末日までの間に交付決定事業を開始、完了します。	☒
	事業の完了日が属する月の翌月の末日（当該完了日が属する月が3月の場合は3月末日まで）までに実績報告を行います。	☒
誓約事項	環境省の「住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン」及び大阪府の「所有者のいない猫の適正管理ガイドライン」に沿った取組みを行うよう努めます。	☒
	地域住民等とのトラブルが生じないよう努め、本事業の実施により生じた苦情、損害等については責任をもって対応します。	☒
	河内長野市飼い主のいない猫不妊手術費用補助金交付申請書（様式第1号）の「ア. 捕獲した猫を地域猫にする場合」の「5. 同意欄」の内容に即して地域猫活動（「TNRの実施」及び「給餌、清掃等の継続的な実施」）に取り組みます。	☒

様式1の1. 実施予定期間と同じ期間を記入する

実施予定期間 令和7年4月から令和7年6月

様式1の2. 活動地域を記入する

活動地域 河内長野市 ▲町自治会区域内

○申請団体が市内の連合自治会、自治会、町会その他これらに準ずる団体に該当する場合

私は、上記事項について了承し、及び誓約します。

（署名）_____

○申請団体が河内長野市飼い主のいない猫を減らす活動団体登録要領に基づく団体登録を受けている団体に該当する場合

私は、上記事項について了承し、及び誓約します。

申請者（団体の代表者）が署名

（申請団体の代表者が署名）

（署名） 猫山 幸子

私は、申請団体が上記事項について了承し、及び誓約することを確認しました。

活動地域の代表者（自治会長等）が署名

（活動地域の自治会等団体の代表者が署名）

（署名） 長野 次郎

イ. 捕獲した猫を保護猫にする場合

に該当する場合)

各事項を確認の上、申請団体確認欄に✓を付けてください。

申請団体
確認欄

補助要件	河内長野市暴力団排除条例(平成26年河内長野市条例第22号。以下「排除条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団ではありません。	☐	
	代表者、役員、従事者等が排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められる団体ではありません。	☐	
	不妊手術の際に、妊娠していた場合は堕胎を行います。	☐	
	飼い主のいない猫の不妊手術の実施が可能な動物病院で日時の予約など必要な調整を行った上で不妊手術を受けさせます。 (手術予定動物病院：)	☐	
	自ら飼う(譲渡を前提とする場合を除く)猫に対して実施しません。	☐	
	補助(捕獲した猫を保護猫にする場合)については、交付対象経費に対して河内長野市飼い主のいない猫不妊手術費用補助金以外の寄付金、謝礼その他の収入を得て実施しません。	☐	
遵守事項	猫の捕獲に係る活動現場の写真(捕獲器を設置している様子が確認できるものに限る。)及び猫の手術前後の写真(耳カットを実施した場合は交付決定事業において耳カットが実施されたことが確認できるものに限る。)を撮影します。	☐	
	交付決定の通知日以降で、かつ当該通知日が属する年度の3月末日までの間に交付決定事業を開始、完了します。	☐	
	事業の完了日が属する月の翌月の末日(当該完了日が属する月が3月の場合)は3月末日まで)までに実績報告を行います。	☐	
誓約事項	地域住民等とのトラブルが生じないよう努め、本事業の実施により生じた苦情、損害等については責任をもって対応します。	☐	
	河内長野市飼い主のいない猫不妊手術費用補助金交付申請書(様式第1号)の「イ. 捕獲した猫を保護猫にする場合」の記載内容に即して猫の捕獲及び不妊手術に取り組みます。	☐	
実施予定期間		年 月 から 年 月	
活動地域		河内長野市	

○申請団体が市内の連合自治会、自治会、町会その他これらに準ずる団体に該当する場合

私は、上記事項について了承し、及び誓約します。

(署名)

○申請団体が河内長野市飼い主のいない猫を減らす活動団体登録要領に基づく団体登録を受けている団体に該当する場合

記入不要

私は、上記事項について了承し、及び誓約します。

(捕獲した猫を保護猫にする場合に使用)

(署名)

私は、申請団体が上記事項について了承し、及び誓約することを確認しました。

(活動地域の自治会等団体の代表者が署名)

(署名)

ウ．譲渡会の開催

(第４条第３号「補助金の交付を受けて前号の処置が実施された猫が含まれる譲渡会の開催」に該当する場合)

各事項を確認の上、申請団体確認欄に✓を付けてください。		申請団体 確認欄
補助 要件	河内長野市暴力団排除条例(平成２６年河内長野市条例第２２号。以下「排除条例」という。)第２条第１号に規定する暴力団ではありません。	☐
	代表者、役員、従事者等が排除条例第２条第２号に規定する暴力団員又は同条第３号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められる団体ではありません。	☐
	譲渡会では市補助金の交付を受けて捕獲及び不妊手術が実施された猫が含まれます。	☐
	補助対象事業（補助金の交付を受けて捕獲及び不妊手術が実施された猫が含まれる譲渡会の開催）について、交付対象経費（会場費用）に対して河内長野市飼い主のいない猫不妊手術費用補助金以外の寄付金、謝礼その他の収入を認めない（譲渡会の開催で申請する場合に使用）	☐
遵守 事項	譲渡会の会場において、補助金の交付を受けて捕獲及び不妊手術が実施された猫の写真を撮影します。	☐
	交付決定の通知日以降で、かつ当該通知日が属する年度の３月末日までの間に交付決定事業を開始、完了します。	☐
	事業の完了日が属する月の翌月の末日（当該完了日が属する月が３月の場合は３月末日まで）までに実績報告を行います。	☐
誓約 事項	譲渡会の開催にあたっては使用する施設の規則を遵守するとともに、施設管理者の指示に従い、使用後は会場内を清掃を実施するなど原状復帰します。	☐
私は、上記事項について了承し、及び誓約します。 (申請団体の代表者が署名)		
		(署名)

記入例③
捕獲した猫を保護猫にする場合

河内長野市飼い主のいない猫不妊手術費用補助金誓約書

令和 7 年 4 月 1 日

（宛先）河内長野市長

（申請団体）

団体名 ●●●●自治会
代表者氏名 河内 一郎
代表者住所 河内長野市●●町一丁目 1 番 1 号
電話番号 0 7 2 1 - ●● - ●●●●

下記の要件等について、事実と相違ないことを誓約します。
また、説明を求められた際には誠実に対応し、誓約に反することが明らかになった場合は申請の却下又は交付決定の取消をされても異存なく、誓約内容の確認のために河内長野市が他の官公署に照会することについて承諾します。

記

ア. 捕獲した猫を地域猫にする場合

（第 4 条第 1 号「地域の合意の上で実施する地域猫活動を前提とした TNR」に該当する場合）

各事項を確認の上、申請団体確認欄に✓を付けてください。		申請団体 確認欄
補助 要件	河内長野市暴力団排除条例(平成 2 6 年河内長野市条例第 2 2 号。以下「排除条例」という。)第 2 条第 1 号に規定する暴力団ではありません。	☒
	代表者、役員、従事者等が排除条例第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められる団体ではありません。 記入不要 (捕獲した猫を地域猫にする場合に使用)	☒
	不妊手術の目印として、耳の一部を切除する手術（以下「耳カットといいます。」）を行います。また、妊娠していた場合は堕胎を行います。	☒
	飼い主のいない猫の不妊手術及び耳カットの実施が可能な動物病院で日時の予約など必要な調整を行った上で不妊手術を受けさせます。 （手術予定動物病院： ）	☒
	譲渡し、又は飼い猫にする予定の猫に対して実施しません。	☒
	補助対象事業（地域の合意の上で実施する TNR）については、交付対象経費に対して河内長野市飼い主のいない猫不妊手術費用補助金以外の寄付金、謝礼その他の収入を得て実施しません。	☒

遵守事項	猫の捕獲に係る活動現場の写真（捕獲器を設置している様子が確認できるものに限る。）及び猫の手術前後の写真（交付決定事業において耳カットが実施されたことが確認できるものに限る。）を撮影します。	☒
	交付決定の通知日以降で、かつ当該通知日が属する年度の３月末日までの間に交付決定事業を開始、完了します。	☒
	事業の完了日が属する月の翌月の末日（当該完了日が属する月が３月の場合 は３月末日まで）までに実績報告を行います。	☒
誓約事項	環境省の「住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン」及び大阪府の「所有者のいない猫の適正管理ガイドライン」に沿った取組みを行うよう努めます。	☒
	地域住民等とのトラブルが生じないよう努め、本事業の実施により生じた苦情、損害等については責任をもって対応します。	☒
	河内長野市飼い主のいない猫不妊手術費用補助金交付申請書（様式第１号）の「ア．捕獲した猫を地域猫にする場合」の「５．同意欄」の内容に即して地域猫活動（「TNRの実施」及び「給餌、清掃等の継続的な実施」）に取り組みます。	☒

記入不要

実施予定期間（**捕獲した猫を地域猫にする場合に使用**） _____

活動地域 河内長野市

○申請団体が市内の連合自治会、自治会、町会その他これらに準ずる団体に該当する場合

私は、上記事項について了承し、及び誓約します。
_____（署名）

○申請団体が河内長野市飼い主のいない猫を減らす活動団体登録要領に基づく団体登録を受けている団体に該当する場合

私は、上記事項について了承し、及び誓約します。

（申請団体の代表者が署名）
_____（署名）

私は、申請団体が上記事項について了承し、及び誓約することを確認しました。

（活動地域の自治会等団体の代表者が署名）
_____（署名）

イ. 捕獲した猫を保護猫にする場合

(第4条第2号「地域の合意の上で実施するTNTAを前提とした猫の捕獲及び不妊手術」

に該当する場合)

各事項を確認の上、申請団体確認欄に✓を付けてください。		申請団体 確認欄
補助 要件	河内長野市暴力団排除条例(平成26年河内長野市条例第22号。以下「排除条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団ではありません。	☒
	代表者、役員、従事者等が排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められる団体ではありません。	☒
	不妊手術の際に、妊娠していた場合は堕胎を行います。 不妊・去勢手術を受けさせる予定の病院を記入してください	☒
	飼い主のいない猫の不妊手術の実施が可能な動物病院で日時の予約など必要な調整を行った上で不妊手術を受けさせます。 (手術予定動物病院: ●●●●保護猫クリニック)	☒
	自ら飼う(譲渡を前提とする場合を除く。)予定の猫に対して実施しません。	☒
	補助対象事業(TNTAを前提とした地域の合意の上で実施する猫の捕獲及び不妊手術)については、交付対象経費に対して河内長野市飼い主のいない猫不妊手術費用補助金以外の寄付金、謝礼その他の収入を得て実施しません。	☒
遵守 事項	猫の捕獲に係る活動現場の写真(捕獲器を設置している様子が確認できるものに限る。)及び猫の手術前後の写真(耳カットを実施した場合は交付決定事業において耳カットが実施されたことが確認できるものに限る。)を撮影します。	☒
	交付決定の通知日以降で、かつ当該通知日が属する年度の3月末日までの間に交付決定事業を開始、完了します。	☒
	事業の完了日が属する月の翌月の末日(当該完了日が属する月が3月の場合は3月末日まで)までに実績報告を行います。	☒
誓約 事項	地域住民等とのトラブルが生じないよう努め、本事業の実施により生じた苦情、損害等については責任をもって対応します。	☒
	河内長野市飼い主のいない猫不妊手術費用補助金交付申請書(様式第1号)の 様式1の1. 実施予定期間と同じ期間を記入する 欄に即して猫の捕獲及び不妊手術に取り組みます。	☒
実施予定期間		令和7年4月から令和7年6月
活動地域		河内長野市 ●●●●自治会区域内 様式1の2. 活動地域を記入する

○申請団体が市内の連合自治会、自治会、町会その他これらに準ずる団体に該当する場合

私は、上記事項について了承し、及び誓約します。

申請者（活動地域の代表者）が署名

（署名） 河内 一郎

○申請団体が河内長野市飼い主のいない猫を減らす活動団体登録要領に基づく団体登録を受けている団体に該当する場合

私は、上記事項について了承し、及び誓約します。

（申請団体の代表者が署名）

記入不要（登録団体の申請時に使用）

私は、申請団体が上記事項について了承し、及び誓約することを確認しました。

（活動地域の自治会等団体の代表者が署名）

（署名）

ウ．譲渡会の開催

(第4条第3号「補助金の交付を受けて前号の処置が実施された猫が含まれる譲渡会の開催」に該当する場合)

各事項を確認の上、申請団体確認欄に✓を付けてください。		申請団体 確認欄
補助 要件	河内長野市暴力団排除条例(平成26年河内長野市条例第22号。以下「排除条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団ではありません。	☐
	代表者、役員、従事者等が排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められる団体ではありません。	☐
	譲渡会では市補助金の交付を受けて捕獲及び不妊手術が実施された猫が含まれます。	☐
	補助対象事業（補助金の交付を受けて捕獲及び不妊手術が実施された猫が含まれる譲渡会の開催）について必要経費（会場費用）に対して河内長野市飼い主のいない猫不妊手術費用補助金以外の寄付金、謝礼その他の収入を得て実施しない。	☐
遵守 事項	譲渡会の会場において、補助金の交付を受けて捕獲及び不妊手術が実施された猫の写真を撮影します。	☐
	交付決定の通知日以降で、かつ当該通知日が属する年度の3月末日までの間に交付決定事業を開始、完了します。	☐
	事業の完了日が属する月の翌月の末日（当該完了日が属する月が3月の場合は3月末日まで）までに実績報告を行います。	☐
誓約 事項	譲渡会の開催にあたっては使用する施設の規則を遵守するとともに、施設管理者の指示に従い、使用後は会場内を清掃を実施するなど原状復帰します。	☐
私は、上記事項について了承し、及び誓約します。 (申請団体の代表者が署名)		
		(署名)

様式第 2 号（第 7 条関係）

河内長野市飼い主のいない猫不妊手術費用補助金誓約書

令和 7 年 4 月 1 日

（宛先）河内長野市長

（申請団体）

団体名	猫の幸せを考える会
代表者氏名	猫山 幸子
代表者住所	河内長野市●町●●●● - ●●
電話番号	0 8 0 - ●●●● - ●●●●

下記の要件等について、事実と相違ないことを誓約します。
また、説明を求められた際には誠実に対応し、誓約に反することが明らかになった場合は申請の却下又は交付決定の取消をされても異存なく、誓約内容の確認のために河内長野市が他の官公署に照会することについて承諾します。

記

ア. 捕獲した猫を地域猫にする場合		
(第 4 条第 1 号「地域の合意の上で実施する地域猫活動を前提とした T N R」に該当する場合)		
各事項を確認の上、申請団体確認欄に✓を付けてください。		申請団体 確認欄
補助 要件	河内長野市暴力団排除条例(平成 2 6 年河内長野市条例第 2 2 号。以下「排除条例」という。)第 2 条第 1 号に規定する暴力団ではありません。	☒
	代表者、役員、従事者等が排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められる団体ではありません。	☒
	不妊手術の目印として、耳の一部を切除する手術（以下「耳カットといいます。」）を行います。また、妊娠していた場合は堕胎を行います。	☒
	飼い主のいない猫の不妊手術及び耳カットの実施が可能な動物病院で日時の予約など必要な調整を行った上で不妊手術を受けさせます。 (手術予定動物病院：)	☒
	譲渡し、又は飼い猫にする予定の猫に対して実施しません。	☒
	補助対象事業（地域の合意の上で実施する T N R）については、交付対象経費に対して河内長野市飼い主のいない猫不妊手術費用補助金以外の寄付金、謝礼その他の収入を得て実施しません。	☒

遵守事項	猫の捕獲に係る活動現場の写真（捕獲器を設置している様子が確認できるものに限る。）及び猫の手術前後の写真（交付決定事業において耳カットが実施されたことが確認できるものに限る。）を撮影します。	☒
	交付決定の通知日以降で、かつ当該通知日が属する年度の3月末日までの間に交付決定事業を開始、完了します。	☒
	事業の完了日が属する月の翌月の末日（当該完了日が属する月が3月の場合は3月末日まで）までに実績報告を行います。	☒
誓約事項	環境省の「住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン」及び大阪府の「所有者のいない猫の適正管理ガイドライン」に沿った取組みを行うよう努めます。	☒
	地域住民等とのトラブルが生じないよう努め、本事業の実施により生じた苦情、損害等については責任をもって対応します。	☒
	河内長野市飼い主のいない猫不妊手術費用補助金交付申請書（様式第1号）の「ア．捕獲した猫を地域猫にする場合」の「5．同意欄」の内容に即して地域猫活動（「TNRの実施」及び「給餌、清掃等の継続的な実施」）に取り組みます。	☒
記入不要 実施予定期間 （捕獲した猫を地域猫にする場合に使用） 活動地域 <u>河内長野市</u> ○申請団体が市内の連合自治会、自治会、町会その他これらに準ずる団体に該当する場合 私は、上記事項について了承し、及び誓約します。 （署名）_____ ○申請団体が河内長野市飼い主のいない猫を減らす活動団体登録要領に基づく団体登録を受けている団体に該当する場合 私は、上記事項について了承し、及び誓約します。 （申請団体の代表者が署名） （署名）_____ 私は、申請団体が上記事項について了承し、及び誓約することを確認しました。 （活動地域の自治会等団体の代表者が署名） （署名）_____		

イ. 捕獲した猫を保護猫にする場合

(第4条第2号「地域の合意の上で実施するTNTAを前提とした猫の捕獲及び不妊手術」

に該当する場合)

各事項を確認の上、申請団体確認欄に✓を付けてください。		申請団体 確認欄
補助 要件	河内長野市暴力団排除条例(平成26年河内長野市条例第22号。以下「排除条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団ではありません。	☒
	代表者、役員、従事者等が排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められる団体ではありません。	☒
	不妊手術の際に、妊娠していた場合は堕胎を行います。 不妊・去勢手術を受けさせる予定の病院を記入してください	☒
	飼い主のいない猫の不妊手術の実施が可能な動物病院で日時の予約など必要な調整を行った上で不妊手術を受けさせます。 (手術予定動物病院: ●●保護猫クリニック)	☒
	自ら飼う(譲渡を前提とする場合を除く。)予定の猫に対して実施しません。	☒
	補助対象事業(TNTAを前提とした地域の合意の上で実施する猫の捕獲及び不妊手術)については、交付対象経費に対して河内長野市飼い主のいない猫不妊手術費用補助金以外の寄付金、謝礼その他の収入を得て実施しません。	☒
遵守 事項	猫の捕獲に係る活動現場の写真(捕獲器を設置している様子が確認できるものに限る。)及び猫の手術前後の写真(耳カットを実施した場合は交付決定事業において耳カットが実施されたことが確認できるものに限る。)を撮影します。	☒
	交付決定の通知日以降で、かつ当該通知日が属する年度の3月末日までの間に交付決定事業を開始、完了します。	☒
	事業の完了日が属する月の翌月の末日(当該完了日が属する月が3月の場合は3月末日まで)までに実績報告を行います。	☒
誓約 事項	地域住民等とのトラブルが生じないよう努め、本事業の実施により生じた苦情、損害等については責任をもって対応します。	☒
	河内長野市飼い主のいない猫不妊手術費用補助金交付申請書(様式第1号)の 様式1の1. 実施予定期間と同じ期間を記入する 欄に即して猫の捕獲及び不妊手術に取り組みます。	☒
実施予定期間		令和7年4月から令和7年6月
活動地域		河内長野市 ■■■町自治会区域内 様式1の2. 活動地域を記入する

○申請団体が市内の連合自治会、自治会、町会その他これらに準ずる団体に該当する場合

記入不要（自治会などが申請時に使用）
私は、上記事項について了承し、及び誓約します。

（署名）

○申請団体が河内長野市飼い主のいない猫を減らす活動団体登録要領に基づく団体登録を受けている団体に該当する場合

私は、上記事項について了承し、及び誓約します。

（申請団体の代表者が署名）

申請者（団体代表者）が署名

（署名） 猫山 幸子

私は、申請団体が上記事項について了承し、及び誓約することを確認しました。

（活動地域の自治会等団体の代表者が署名）

（署名） 河内 一郎

活動地域の代表者（自治会長等）が署名

ウ．譲渡会の開催

(第４条第３号「補助金の交付を受けて前号の処置が実施された猫が含まれる譲渡会の開催」に該当する場合)

各事項を確認の上、申請団体確認欄に✓を付けてください。		申請団体 確認欄
補助 要件	河内長野市暴力団排除条例(平成２６年河内長野市条例第２２号。以下「排除条例」という。)第２条第１号に規定する暴力団ではありません。	☐
	代表者、役員、従事者等が排除条例第２条第２号に規定する暴力団員又は同条第３号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められる団体ではありません。	☐
	譲渡会では市補助金の交付を受けて捕獲及び不妊手術が実施された猫が含まれます。	☐
	補助対象事業（補助金の交付を受けて捕獲及び不妊手術が実施された猫が含まれる譲渡会の開催）について、交付決定経費（会場費用）に対して河内長野市飼い主のいない猫不妊手術費用補助金以外の寄付金、謝礼その他の収入が、譲渡会の開催に要する経費に充てられることとなること。	☐
遵守 事項	譲渡会の会場において、補助金の交付を受けて捕獲及び不妊手術が実施された猫の写真を撮影します。	☐
	交付決定の通知日以降で、かつ当該通知日が属する年度の３月末日までの間に交付決定事業を開始、完了します。	☐
	事業の完了日が属する月の翌月の末日（当該完了日が属する月が３月の場合は３月末日まで）までに実績報告を行います。	☐
誓約 事項	譲渡会の開催にあたっては使用する施設の規則を遵守するとともに、施設管理者の指示に従い、使用後は会場内を清掃を実施するなど原状復帰します。	☐
私は、上記事項について了承し、及び誓約します。 (申請団体の代表者が署名)		
		(署名)

河内長野市飼い主のいない猫不妊手術費用補助金誓約書

令和 7 年 4 月 1 日

(宛先) 河内長野市長

(申請団体)

団体名 猫の幸せを考える会
代表者氏名 猫山 幸子
代表者住所 河内長野市●町●●●● - ●●
電話番号 0 8 0 - ●●●● - ●●●●

下記の要件等について、事実と相違ないことを誓約します。
また、説明を求められた際には誠実に対応し、誓約に反することが明らかになった場合は申請の却下又は交付決定の取消をされても異存なく、誓約内容の確認のために河内長野市が他の官公署に照会することについて承諾します。

記

ア. 捕獲した猫を地域猫にする場合

(第 4 条第 1 号「地域の合意の上で実施する地域猫活動を前提とした TNR」に該当する場合)

各事項を確認の上、申請団体確認欄に✓を付けてください。		申請団体 確認欄
補助 要件	河内長野市暴力団排除条例(平成 2 6 年河内長野市条例第 2 2 号。以下「排除条例」という。)第 2 条第 1 号に規定する暴力団ではありません。	☒
	代表者、役員、従事者等が排除条例第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められる団体ではありません。	☒
	不妊手術の目印として、耳の一部を切除する手術（以下「耳カットといいます。」）を行います。また、妊娠していた場合は堕胎を行います。	☒
	飼い主のいない猫の不妊手術及び耳カットの実施が可能な動物病院で日時の予約など必要な調整を行った上で不妊手術を受けさせます。 (手術予定動物病院：)	☒
	譲渡し、又は飼い猫にする予定の猫に対して実施しません。	☒
	補助対象事業（地域の合意の上で実施する TNR）については、交付対象経費に対して河内長野市飼い主のいない猫不妊手術費用補助金以外の寄付金、謝礼その他の収入を得て実施しません。	☒

遵守事項	猫の捕獲に係る活動現場の写真（捕獲器を設置している様子が確認できるものに限る。）及び猫の手術前後の写真（交付決定事業において耳カットが実施されたことが確認できるものに限る。）を撮影します。	☒
	交付決定の通知日以降で、かつ当該通知日が属する年度の３月末日までの間に交付決定事業を開始、完了します。	☒
	事業の完了日が属する月の翌月の末日（当該完了日が属する月が３月の場合 は３月末日まで）までに実績報告を行います。	☒
誓約事項	環境省の「住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン」及び大阪府の「所有者のいない猫の適正管理ガイドライン」に沿った取組みを行うよう努めます。	☒
	地域住民等とのトラブルが生じないよう努め、本事業の実施により生じた苦情、損害等については責任をもって対応します。	☒
	河内長野市飼い主のいない猫不妊手術費用補助金交付申請書（様式第１号）の「ア．捕獲した猫を地域猫にする場合」の「５．同意欄」の内容に即して地域猫活動（「TNRの実施」及び「給餌、清掃等の継続的な実施」）に取り組みます。	☒
記入不要		
実施予定期間（捕獲した猫を地域猫にする場合に使用） 活動地域 <u>河内長野市</u> ○申請団体が市内の連合自治会、自治会、町会その他これらに準ずる団体に該当する場合 私は、上記事項について了承し、及び誓約します。 <u> (署名) </u> ○申請団体が河内長野市飼い主のいない猫を減らす活動団体登録要領に基づく団体登録を受けている団体に該当する場合 私は、上記事項について了承し、及び誓約します。 (申請団体の代表者が署名) <u> (署名) </u> 私は、申請団体が上記事項について了承し、及び誓約することを確認しました。 (活動地域の自治会等団体の代表者が署名) <u> (署名) </u>		

イ. 捕獲した猫を保護猫にする場合				
(第4条第2号「地域の合意の上で実施するTNTAを前提とした猫の捕獲及び不妊手術」に該当する場合)				
各事項を確認の上、申請団体確認欄に✓を付けてください。			申請団体 確認欄	
補助 要件	河内長野市暴力団排除条例(平成26年河内長野市条例第22号。以下「排除条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団ではありません。	☐		
	代表者、役員、従事者等が排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められる団体ではありません。	☐		
	不妊手術の際に、妊娠していた場合は堕胎を行います。	☐		
	飼い主のいない猫の不妊手術の実施が可能な動物病院で日時の予約など必要な調整を行った上で不妊手術を受けさせます。 (手術予定動物病院：)	☐		
	自ら飼う(譲渡を前提とする場合を除く。)の猫に対して実施しません。	☐		
補助(捕獲した猫を保護猫にする場合)については、交付対象経費に対して河内長野市飼い主のいない猫不妊手術費用補助金以外の寄付金、謝礼その他の収入を得て実施しません。			☐	
遵守 事項	猫の捕獲に係る活動現場の写真(捕獲器を設置している様子が確認できるものに限る。)及び猫の手術前後の写真(耳カットを実施した場合は交付決定事業において耳カットが実施されたことが確認できるものに限る。)を撮影します。	☐		
	交付決定の通知日以降で、かつ当該通知日が属する年度の3月末日までの間に交付決定事業を開始、完了します。	☐		
	事業の完了日が属する月の翌月の末日(当該完了日が属する月が3月の場合は3月末日まで)までに実績報告を行います。	☐		
誓約 事項	地域住民等とのトラブルが生じないよう努め、本事業の実施により生じた苦情、損害等については責任をもって対応します。	☐		
	河内長野市飼い主のいない猫不妊手術費用補助金交付申請書(様式第1号)の「イ. 捕獲した猫を保護猫にする場合」の記載内容に即して猫の捕獲及び不妊手術に取り組みます。	☐		
実施予定期間 _____				
活動地域 河内長野市 _____				

○申請団体が市内の連合自治会、自治会、町会その他これらに準ずる団体に該当する場合

私は、上記事項について了承し、及び誓約します。

(署名)

○申請団体が河内長野市飼い主のいない猫を減らす活動団体登録要領に基づく団体登録を受けている団体に該当する場合

私は、上記事項について了承し、及び誓約します。

(申請団体の代表者が署名)

(署名)

(捕獲した猫を保護猫にする場合に使用)

私は、申請団体が上記事項について了承し、及び誓約することを確認しました。

(活動地域の自治会等団体の代表者が署名)

(署名)

ウ．譲渡会の開催

(第4条第3号「補助金の交付を受けて前号の処置が実施された猫が含まれる譲渡会の開催」に該当する場合)

各事項を確認の上、申請団体確認欄に✓を付けてください。		申請団体 確認欄
補助 要件	河内長野市暴力団排除条例(平成26年河内長野市条例第22号。以下「排除条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団ではありません。	☒
	代表者、役員、従事者等が排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められる団体ではありません。	☒
	譲渡会では市補助金の交付を受けて捕獲及び不妊手術が実施された猫が含まれます。	☒
	補助対象事業(補助金の交付を受けて捕獲及び不妊手術が実施された猫が含まれる譲渡会の開催)については、交付対象経費(会場費用)に対して河内長野市飼い主のいない猫不妊手術費用補助金以外の寄付金、謝礼その他の収入を得て実施しません。	☒
遵守 事項	譲渡会の会場において、補助金の交付を受けて捕獲及び不妊手術が実施された猫の写真を撮影します。	☒
	交付決定の通知日以降で、かつ当該通知日が属する年度の3月末日までの間に交付決定事業を開始、完了します。	☒
	事業の完了日が属する月の翌月の末日(当該完了日が属する月が3月の場合は3月末日まで)までに実績報告を行います。	☒
誓約 事項	譲渡会の開催にあたっては使用する施設の規則を遵守するとともに、施設管理者の指示に従い、使用後は会場内を清掃を実施するなど原状復帰します。	☒
私は、上記事項について了承し、及び誓約します。 (申請団体の代表者が署名) (署名) <u>猫山 幸子</u>		申請者(団体代表者)が署名

8-4-3. 飼い主のいない猫不妊手術費用補助金実績報告書

記入例

- 記入例①・・・自治会等が捕獲した猫を地域猫にする場合
記入例②・・・登録団体が捕獲した猫を地域猫にする場合
記入例③・・・捕獲した猫を保護猫にする場合
（自治会・登録団体共通）
記入例④・・・譲渡会の開催で申請する場合
記入例⑤・・・獣医師による不妊手術等証明欄の記入方法

様式第6号（第11条関係）

記入例①
自治会等が捕獲した猫を地域猫にする場合

河内長野市飼い主のいない猫不妊手術費用補助金実績報告書

令和7年5月30日

（宛先）河内長野市長

（申請者）

団体名 ××××自治会
代表者氏名 長野 太郎
住 所 河内長野市●町●●●●
電話番号 0721-53-1111

標記補助金に係る事業実績について、河内長野市飼い主のいない猫不妊手術費用補助金交付要綱第11条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

ア. 捕獲した猫を地域猫にする場合

（第4条第1号「地域の合意の上で実施する地域猫活動を前提としたTNR」に該当する場合）

1. 実施期間 令和7年4月から令和7年5月
2. 活動地域 河内長野市××××自治会区域内

3. 活動地域の自治会等団体による承認欄

（申請団体が河内長野市飼い主のいない猫を減らす活動団体登録要領に基づく団体登録を受けている団体に該当する場合のみ必要）

私は、補助対象事業の猫の捕獲が適切に実施されたことを認めます。（活動地域の自治会等団体の代表者が署名）

記入不要

（自治会等が申請する場合は署名不要）

（署名）

4. 添付書類確認欄

No.	添付書類	チェック
—	河内長野市飼い主のいない猫不妊手術費用補助金実績報告書（様式第6号）（本報告書）	—
①	捕獲器の設置場所を示した区域図	☒
②	交付決定事業における猫の捕獲に係る活動現場の写真（捕獲器を設置している様子が確認できるものに限る。）	☒
③	交付決定事業において手術等を行った飼い主のいない猫の手術前後の写真（耳カットが実施されたことが確認できるものに限る。写真には番号を記入して「5. 実施の詳細」と対応させること。）	☒
④	動物病院において手術等に要した費用に係る領収書の写し	☒
⑤	その他市長が必要と認める書類	☒

※実績報告書を提出する前に添付した書類に必ずチェックを入れてください。

5. 実施の詳細

本事業を活用する猫の手術等実績を記入してください

5 頭 (内訳 雄 2 頭 、 雌 3 頭)

番号	毛色・特徴	性別	実施した手術等	手術等費用
1	三毛	雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	15,000
2	茶トラ	雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	10,000
3	黒白・痩せ	雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	10,000
4	黒白・太	雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	5,500
5	黒	雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	15,000
6		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
7		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
8		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
9		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
10		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
11		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
12		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
13		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
14		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
15		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
16		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
17		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
18		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
19		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
20		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
21		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
22		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
23		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
24		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
25		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	

手術等を受けた猫の特徴を記入してください。

手術を行った獣医師に確認を取るなどして、必ず記入してください。

動物病院で実施した手術内容を記入してください。
 病院搬入後に不妊手術済であることが判明した場合(番号4の猫の例)は、耳カットと併せてワクチン接種または駆虫もしくはその両方を行った場合は補助対象となりますが、耳カットを行わなかった場合は補助対象外となります。

本事業の対象となる手術等費用を記入してください。

※交付申請に基づく交付決定額が補助金の上限となります。

※記入欄が不足する場合は別紙に記載してください(様式は任意)。

6. 獣医師による不妊手術等証明欄

「5. 実施の詳細」の猫に対し、不妊手術（雄の猫の去勢手術及び雌の猫の避妊手術（墮胎を含む。）等を実施したことを証明します。

不妊手術等を実施した猫の番号 _____

不妊手術等に要した費用の領収金額 _____ 円

不妊手術等の実施日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

証明日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

診療施設の所在地 _____

診療施設の名称 _____

獣医師氏名 _____

（本人が自署しない場合は記名押印をしてください。）

獣医師に記入を依頼してください。

※ 手術を実施する獣医師の方へのお願い

1. 河内長野市飼い主のいない猫不妊手術費用補助金の実績報告の手続きに必要ですので、手術実施の証明をお願いします。
2. 不妊手術済であることが識別できるように、耳の一部のカットを実施してください。カット未実施の場合は補助金の対象となりません。

（以下の欄については複数の動物病院にて不妊手術等を実施する場合に使用してください。）

「5. 実施の詳細」の猫に対し、不妊手術（雄の猫の去勢手術及び雌の猫の避妊手術（墮胎を含む。）等を実施したことを証明します。

不妊手術等を実施した猫の番号 _____

不妊手術等に要した費用の領収金額 _____ 円

不妊手術等の実施日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

証明日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

診療施設の所在地 _____

診療施設の名称 _____

獣医師氏名 _____

（本人が自署しない場合は記名押印をしてください。）

※ 手術を実施する獣医師の方へのお願い

1. 河内長野市飼い主のいない猫不妊手術費用補助金の実績報告の手続きに必要ですので、手術実施の証明をお願いします。
2. 不妊手術済であることが識別できるように、耳の一部のカットを実施してください。カット未実施の場合は補助金の対象となりません。

イ. 捕獲した猫を保護猫にする場合

(第4条第2号「地域の合意の上で実施するTNTAを前提とした猫の捕獲及び不妊手術」に該当する場合)

1. 実施期間 _____ 年 _____ 月から _____ 年 _____ 月

2. 活動地域 河内長野市

3. 署名欄

○活動地域の自治会等団体による承認（申請団体が河内長野市飼い主のいない猫を減らす活動団体登録要領に基づく団体登録を受けている団体に該当する場合のみ必要）

私は、補助対象事業の猫の捕獲が適切に実施されたことを認めます。（活動地域の自治会等団体の代表者が署名）

(署名)

○手術後の猫の譲渡を前提とした保護に関する署名

私は、手術後の猫について譲渡を前提に適切に保護します。（猫を保護する団体等の代表者が署名）

(捕獲した猫を保護猫にする場合に使用)

(署名)

4. 添付書類確認欄

No.	添付書類	チェック
—	河内長野市飼い主のいない猫不妊手術費用補助金実績報告書（様式第6号）（本報告書）	—
①	捕獲器の設置場所を示した区域図	☐
②	交付決定事業における猫の捕獲に係る活動現場の写真（捕獲器を設置している様子が確認できるものに限る。）	☐
③	交付決定事業において手術等を行った飼い主のいない猫の手術前後の写真（写真には番号を記入して「5. 実施の詳細」と対応させること。）	☐
④	動物病院において手術等に要した費用に係る領収書の写し	☐
⑤	その他市長が必要と認める書類	☐

※実績報告書を提出する前に添付した書類に必ずチェックを入れてください。

5. 実施の詳細

頭 (内訳 雄 頭 、 雌 頭)

番号	毛色・特徴	性別	実施した手術等	手術等費用
1		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・	
2		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・	
3		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・	
4		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・	
5		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・	
6		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・	
7		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・	
8		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・	
9		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・	
10		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・	
11		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・	
12		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・	
13		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・	
14		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・	
15		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・	
16		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・	
17		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・	
18		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・	
19		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・	
20		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・	
21		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・	
22		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・	
23		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・	
24		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・	
25		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・	

記入不要

(捕獲した猫を保護猫にする場合に使用)

※記入欄が不足する場合は別紙に記載してください。(様式は任意)。

6. 獣医師による不妊手術等証明欄

「5. 実施の詳細」の猫に対し、不妊手術（雄の猫の去勢手術及び雌の猫の避妊手術（堕胎を含む。））等を実施したことを証明します。

不妊手術等を実施した猫の番号 _____

不妊手術等に要した費用の領収金額 _____ 円

不妊手術等の実施日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

証明日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

診療施設の所在地 _____

診療施設の名称 _____

獣医師氏名 _____

（本人が自署しない場合は記名押印をしてください。）

※ 手術を実施する獣医師の方へのお願い

河内長野市飼い主のいない猫不妊手術費用補助金の実績報告の手続きに必要です
ので、手術実施の証明をお願いします。

記入不要

（以下の欄については複数の動物病院にて不妊手術等を実施する場合に使用してください。）
（捕獲した猫を保護猫にする場合に使用）

「5. 実施の詳細」の猫に対し、不妊手術（雄の猫の去勢手術及び雌の猫の避妊手術（堕胎を含む。））等を実施したことを証明します。

不妊手術等を実施した猫の番号 _____

不妊手術等に要した費用の領収金額 _____ 円

不妊手術等の実施日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

証明日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

診療施設の所在地 _____

診療施設の名称 _____

獣医師氏名 _____

（本人が自署しない場合は記名押印をしてください。）

※ 手術を実施する獣医師の方へのお願い

河内長野市飼い主のいない猫不妊手術費用補助金の実績報告の手続きに必要です
ので、手術実施の証明をお願いします。

ウ. 譲渡会の開催

(第4条第3号「補助金の交付を受けて前号の処置が実施された猫が含まれる譲渡会の開催」に該当する場合)

1. 捕獲及び不妊手術の実施期間 年 月から 年 月

2. 活動地域 河内長野市

3. 捕獲頭数 頭

4. 対象となる猫の実績報告書「5. 実施の詳細」の番号

5. 譲渡会の開催日 年 月 日

6. 譲渡会を開催した会場名

7. 譲渡会を開催した会場住所

8. 会場使用に要した費用 (捕獲した猫を保護猫にする場合に使用)

9. 添付書類確認欄

No.	添付書類	チェック
—	河内長野市飼い主のいない猫不妊手術費用補助金実績報告書（様式第6号）（本報告書）	—
①	譲渡会場で撮影された補助金の交付を受けて不妊手術等の処置が実施された猫の写真	☐
②	会場の使用に要した費用に係る領収書の写し	☐
③	その他市長が必要と認める書類	☐

※実績報告書を提出する前に添付した書類に必ずチェックを入れてください。

記入不要

様式第6号（第11条関係）

記入例②
登録団体が捕獲した猫を地域猫にする場合

河内長野市飼い主のいない猫不妊手術費用補助金実績報告書

令和7年5月30日

（宛先）河内長野市長

（申請者）

団体名 猫の幸せを考える会
代表者氏名 猫山 幸子
住 所 河内長野市●町●●●● - ●●●
電話番号 080 - ●●●●● - ●●●●●

標記補助金に係る事業実績について、河内長野市飼い主のいない猫不妊手術費用補助金交付要綱第11条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

ア. 捕獲した猫を地域猫にする場合

（第4条第1号「地域の合意の上で実施する地域猫活動を前提としたTNR」に該当する場合）

1. 実施期間 令和7年4月から令和7年5月
2. 活動地域 河内長野市▲▲自治会区域内

3. 活動地域の自治会等団体による承認欄
（申請団体が河内長野市飼い主のいない猫を減らす活動団体登録要領に基づく団体登録を受けている団体に該当する場合は、活動地域が含まれる自治会等団体の代表者の署名が必要です）

私は、補助対象事業の猫の捕獲が適切に実施されたことを認めます。（活動地域の自治会等団体の代表者が署名）

（署名） 河内 一郎

4. 添付書類確認欄

No.	添付書類	チェック
—	河内長野市飼い主のいない猫不妊手術費用補助金実績報告書（様式第6号）（本報告書）	—
⑥	捕獲器の設置場所を示した区域図	☒
⑦	交付決定事業における猫の捕獲に係る活動現場の写真（捕獲器を設置している様子が確認できるものに限る。）	☒
⑧	交付決定事業において手術等を行った飼い主のいない猫の手術前後の写真（耳カットが実施されたことが確認できるものに限る。写真には番号を記入して「5. 実施の詳細」と対応させること。）	☒
⑨	動物病院において手術等に要した費用に係る領収書の写し	☒
⑩	その他市長が必要と認める書類	☒

※実績報告書を提出する前に添付した書類に必ずチェックを入れてください。

5. 実施の詳細

本事業を活用する猫の手術等実績を記入してください

5 頭 (内訳 雄 2 頭 、 雌 3 頭)

番号	毛色・特徴	性別	実施した手術等	手術等費用
1	三毛	雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	15,000
2	茶トラ	雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	10,000
3	黒白・痩せ	雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	10,000
4	黒白・太	雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	5,500
5	黒	雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	15,000
6		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
7		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
8		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
9		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
10		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
11		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
12		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
13		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
14		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
15		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
16		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
17		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
18		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
19		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
20		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
21		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
22		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
23		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
24		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
25		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	

手術等を受けた猫の特徴を記入してください。

手術を行った獣医師に確認を取るなどして、必ず記入してください。

動物病院で実施した手術内容を記入してください。
 病院搬入後に不妊手術済であることが判明した場合(番号4の猫の例)は、耳カットと併せてワクチン接種または駆虫もしくはその両方を行った場合は補助対象となりますが、耳カットを行わなかった場合は補助対象外となります。

本事業の対象となる手術等費用を記入してください。

※交付申請に基づく交付決定額が補助金の上限となります

※記入欄が不足する場合は別紙に記載してください(様式は任意)。

6. 獣医師による不妊手術等証明欄

「5. 実施の詳細」の猫に対し、不妊手術（雄の猫の去勢手術及び雌の猫の避妊手術（墮胎を含む。）等を実施したことを証明します。

不妊手術等を実施した猫の番号 _____

不妊手術等に要した費用の領収金額 _____ 円

不妊手術等の実施日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

証明日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

診療施設の所在地 _____

診療施設の名称 _____

獣医師氏名 _____

（本人が自署しない場合は **申請者記入不要**）

※ 手術を実施する獣医師の方へのお願い

3. **獣医師に記入を依頼してください。**
河内長野市飼い主のいない猫不妊手術費用補助金の実績報告の手続きに必要ですので、手術実施の証明をお願いします。

4. 不妊手術済であることが識別できるように、耳の一部のカットを実施してください。カット未実施の場合は補助金の対象となりません。

（以下の欄については複数の動物病院にて不妊手術等を実施する場合に使用してください。）

「5. 実施の詳細」の猫に対し、不妊手術（雄の猫の去勢手術及び雌の猫の避妊手術（墮胎を含む。）等を実施したことを証明します。

不妊手術等を実施した猫の番号 _____

不妊手術等に要した費用の領収金額 _____ 円

不妊手術等の実施日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

証明日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

診療施設の所在地 _____

診療施設の名称 _____

獣医師氏名 _____

（本人が自署しない場合は記名押印をしてください。）

※ 手術を実施する獣医師の方へのお願い

3. 河内長野市飼い主のいない猫不妊手術費用補助金の実績報告の手続きに必要ですので、手術実施の証明をお願いします。

4. 不妊手術済であることが識別できるように、耳の一部のカットを実施してください。カット未実施の場合は補助金の対象となりません。

イ. 捕獲した猫を保護猫にする場合

(第4条第2号「地域の合意の上で実施するTNTAを前提とした猫の捕獲及び不妊手術」に該当する場合)

1. 実施期間 _____ 年 _____ 月から _____ 年 _____ 月

2. 活動地域 河内長野市

3. 署名欄

○活動地域の自治会等団体による承認（申請団体が河内長野市飼い主のいない猫を減らす活動団体登録要領に基づく団体登録を受けている団体に該当する場合のみ必要）

私は、補助対象事業の猫の捕獲が適切に実施されたことを認めます。（活動地域の自治会等団体の代表者が署名）

(署名)

○手術後の猫の譲渡を前提とした保護に関する署名

私は、手術後の猫について譲渡を前提に適切に保護します。（猫を保護する団体等の代表者が署名）

(捕獲した猫を保護猫にする場合に使用)

(署名)

4. 添付書類確認欄

No.	添付書類	チェック
—	河内長野市飼い主のいない猫不妊手術費用補助金実績報告書（様式第6号）（本報告書）	—
⑥	捕獲器の設置場所を示した区域図	☐
⑦	交付決定事業における猫の捕獲に係る活動現場の写真（捕獲器を設置している様子が確認できるものに限る。）	☐
⑧	交付決定事業において手術等を行った飼い主のいない猫の手術前後の写真（写真には番号を記入して「5. 実施の詳細」と対応させること。）	☐
⑨	動物病院において手術等に要した費用に係る領収書の写し	☐
⑩	その他市長が必要と認める書類	☐

※実績報告書を提出する前に添付した書類に必ずチェックを入れてください。

5. 実施の詳細

頭 (内訳 雄 頭 、 雌 頭)

番号	毛色・特徴	性別	実施した手術等	手術等費用
1		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・	
2		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・	
3		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・	
4		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・	
5		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・	
6		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・	
7		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・	
8		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・	
9		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・	
10		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・	
11		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・	
12		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・	
13		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・	
14		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・	
15		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・	
16		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・	
17		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・	
18		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・	
19		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・	
20		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・	
21		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・	
22		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・	
23		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・	
24		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・	
25		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・	

記入不要

(捕獲した猫を保護猫にする場合に使用)

※記入欄が不足する場合は別紙に記載してください。(様式は任意)。

6. 獣医師による不妊手術等証明欄

「5. 実施の詳細」の猫に対し、不妊手術（雄の猫の去勢手術及び雌の猫の避妊手術（堕胎を含む。））等を実施したことを証明します。

不妊手術等を実施した猫の番号 _____

不妊手術等に要した費用の領収金額 _____ 円

不妊手術等の実施日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

証明日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

診療施設の所在地 _____

診療施設の名称 _____

獣医師氏名 _____

（本人が自署しない場合は記名押印をしてください。）

※ 手術を実施する獣医師の方へのお願い

河内長野市飼い主のいない猫不妊手術費用補助金の実績報告の手続きに必要です
ので、手術実施の証明をお願いします。

記入不要

（以下の欄については複数の動物病院にて不妊手術等を実施する場合に使用してください。）**（捕獲した猫を保護猫にする場合に使用）**

「5. 実施の詳細」の猫に対し、不妊手術（雄の猫の去勢手術及び雌の猫の避妊手術（堕胎を含む。））等を実施したことを証明します。

不妊手術等を実施した猫の番号 _____

不妊手術等に要した費用の領収金額 _____ 円

不妊手術等の実施日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

証明日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

診療施設の所在地 _____

診療施設の名称 _____

獣医師氏名 _____

（本人が自署しない場合は記名押印をしてください。）

※ 手術を実施する獣医師の方へのお願い

河内長野市飼い主のいない猫不妊手術費用補助金の実績報告の手続きに必要です
ので、手術実施の証明をお願いします。

ウ. 譲渡会の開催

(第4条第3号「補助金の交付を受けて前号の処置が実施された猫が含まれる譲渡会の開催」に該当する場合)

1. 捕獲及び不妊手術の実施期間 年 月から 年 月
2. 活動地域 河内長野市
3. 捕獲頭数 頭
4. 対象となる猫の実績報告書「5. 実施の詳細」の番号
5. 譲渡会の開催日 年 月 日
6. 譲渡会を開催した会場名
7. 譲渡会を開催した会場住所
8. 会場使用に要した費用
9. 添付書類確認欄

記入不要

(捕獲した猫を保護猫にする場合に使用)

No.	添付書類	チェック
—	河内長野市飼い主のいない猫不妊手術費用補助金実績報告書（様式第6号）（本報告書）	—
④	譲渡会場で撮影された補助金の交付を受けて不妊手術等の処置が実施された猫の写真	☐
⑤	会場の使用に要した費用に係る領収書の写し	☐
⑥	その他市長が必要と認める書類	☐

※実績報告書を提出する前に添付した書類に必ずチェックを入れてください。

様式第6号（第11条関係）

記入例③
捕獲した猫を保護猫にする場合

河内長野市飼い主のいない猫不妊手術費用補助金実績報告書

令和7年5月30日

（宛先）河内長野市長

（申請者）

団体名 猫の幸せを考える会
代表者氏名 猫山 幸子
住 所 河内長野市●町●●●● - ●●●●
電話番号 080 - ●●●●●● - ●●●●●●

標記補助金に係る事業実績について、河内長野市飼い主のいない猫不妊手術費用補助金交付要綱第11条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

ア. 捕獲した猫を地域猫にする場合

（第4条第1号「地域の合意の上で実施する地域猫活動を前提としたTNR」に該当する場合）

1. 実施期間 令和 年 月から 令和 年 月

2. 活動地域 河内長野市

3. 活動地域の自治会等団体による承認欄

（申請団体が河内長野市飼い主のいない猫を減らす活動団体登録要領に基づく団体登録を受けている団体に該当する場合のみ必要）

私は、補助対象事業の猫の捕獲が通達に実施されたことを認めます。（活動地域の自治会等団体の代表者が署名）

記入不要
（捕獲した猫を地域猫にする場合に使用）

4. 添付書類確認欄

No.	添付書類	チェック
—	河内長野市飼い主のいない猫不妊手術費用補助金実績報告書（様式第6号）（本報告書）	—
①	捕獲器の設置場所を示した区域図	☐
②	交付決定事業における猫の捕獲に係る活動現場の写真（捕獲器を設置している様子が確認できるものに限る。）	☐
③	交付決定事業において手術等を行った飼い主のいない猫の手術前後の写真（耳カットが実施されたことが確認できるものに限る。写真には番号を記入して「5. 実施の詳細」と対応させること。）	☐
④	動物病院において手術等に要した費用に係る領収書の写し	☐
⑤	その他市長が必要と認める書類	☐

※実績報告書を提出する前に添付した書類に必ずチェックを入れてください。

5. 実施の詳細

____頭（内訳 雄____頭、雌____頭）

番号	毛色・特徴	性別	実施した手術等	手術等費用
1		雄・雌	（ 不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫 ）	
2		雄・雌	（ 不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫 ）	
3		雄・雌	（ 不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫 ）	
4		雄・雌	（ 不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫 ）	
5		雄・雌	（ 不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫 ）	
6		雄・雌	（ 不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫 ）	
7		雄・雌	（ 不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫 ）	
8		雄・雌	（ 不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫 ）	
9		雄・雌	（ 不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫 ）	
10		雄・雌	（ 不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫 ）	
11		雄・雌	（ 不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫 ）	
12		雄・雌	（ 不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫 ）	
13		雄・雌	（ 不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫 ）	
14		雄・雌	（ 不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫 ）	
15		雄・雌	（ 不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫 ）	
16		雄・雌	（ 不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫 ）	
17		雄・雌	（ 不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫 ）	
18		雄・雌	（ 不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫 ）	
19		雄・雌	（ 不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫 ）	
20		雄・雌	（ 不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫 ）	
21		雄・雌	（ 不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫 ）	
22		雄・雌	（ 不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫 ）	
23		雄・雌	（ 不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫 ）	
24		雄・雌	（ 不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫 ）	
25		雄・雌	（ 不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫 ）	

記入不要
(捕獲した猫を地域猫にする場合に使用)

※記入欄が不足する場合は別紙に記載してください（様式は任意）。

6. 獣医師による不妊手術等証明欄

「5. 実施の詳細」の猫に対し、不妊手術（雄の猫の去勢手術及び雌の猫の避妊手術（堕胎を含む。））等を実施したことを証明します。

不妊手術等を実施した猫の番号 _____

不妊手術等に要した費用の領収金額 _____ 円

不妊手術等の実施日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

証明日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

診療施設の所在地 _____

診療施設の名称 _____

獣医師氏名 _____

（本人が自署しない場合は記名押印をしてください。）

※ 手術を実施する獣医師の方へのお願い

5. 河内長野市飼い主のいない猫不妊手術費用補助金の実績報告の手続きに必要ですので、手術実施の証明をお願いします。

6. 不妊手術済であることが識別できるように、耳の一部のカットを実施してください。カット未実施の場合は補助金の対象となりません。

（以下の欄については複数の動物病院にて不妊手術等を実施する場合に使用してください。）

「5. 実施の詳細」の猫に対し、不妊手術（雄の猫の去勢手術及び雌の猫の避妊手術（堕胎を含む。））等を実施したことを証明します。

不妊手術等を実施した猫の番号 _____

不妊手術等に要した費用の領収金額 _____ 円

不妊手術等の実施日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

証明日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

診療施設の所在地 _____

診療施設の名称 _____

獣医師氏名 _____

（本人が自署しない場合は記名押印をしてください。）

※ 手術を実施する獣医師の方へのお願い

5. 河内長野市飼い主のいない猫不妊手術費用補助金の実績報告の手続きに必要ですので、手術実施の証明をお願いします。

6. 不妊手術済であることが識別できるように、耳の一部のカットを実施してください。カット未実施の場合は補助金の対象となりません。

記入不要

(捕獲した猫を地域猫にする場合に使用)

イ. 捕獲した猫を保護猫にする場合

(第4条第2号「地域の合意の上で実施するTNTAを前提とした猫の捕獲及び不妊手術」に該当する場合)

1. 実施期間 令和7年4月から 令和7年10月

2. 活動地域 河内長野市▲▲自治会区域内

3. 署名欄

○活動地域の自治会等団体による承認（申請団体が河内長野市飼い主のいない猫を減らす活動団体登録要領に基づく団体登録を受けている団体に該当する場合のみ必要）

私は、補助対象事業の猫の捕獲
自治会等団体の代表者が署名）

登録団体が申請を行う場合は、活動地域が含まれる自治会等団体の代表者の署名

(署名) 河内 一郎

○手術後の猫の譲渡を前提とした保護に関する署名

私は、手術後の猫について譲渡
の代表者が署名）

猫を保護する団体代表者（通常は申請者）が署名

(署名) 猫山 幸子

4. 添付書類確認欄

No.	添付書類	チェック
—	河内長野市飼い主のいない猫不妊手術費用補助金実績報告書（様式第6号）（本報告書）	—
①	捕獲器の設置場所を示した区域図	☒
②	交付決定事業における猫の捕獲に係る活動現場の写真（捕獲器を設置している様子が確認できるものに限る。）	☒
③	交付決定事業において手術等を行った飼い主のいない猫の手術前後の写真（写真には番号を記入して「5. 実施の詳細」と対応させること。）	☒
④	動物病院において手術等に要した費用に係る領収書の写し	☒
⑤	その他市長が必要と認める書類	☒

※実績報告書を提出する前に添付した書類に必ずチェックを入れてください。

5. 実施の詳細

本事業を活用する猫の手術等実績を記入してください

5 頭 (内訳 雄 2 頭 、 雌 3 頭)

番号	毛色・特徴	性別	実施した手術等	手術等費用
1	三毛	雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	15,000
2	茶トラ	雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	10,000
3	黒白・痩せ	雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	10,000
4	黒白・太	雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	15,000
5	黒	雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	15,000
6		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
7		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
8		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
9		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
10		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
11		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
12		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
13		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
14		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
15		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
16		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
17		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
18		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
19		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
20		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
21		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
22		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
23		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
24		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
25		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	

手術等を受けさせた猫の特徴を記入してください。

手術を行った獣医師に確認を取るなどして、必ず記入してください。

動物病院で実施した手術内容を記入してください。

保護猫活動の場合は耳カットは必須ではありません。

本事業の対象となる手術等費用を記入してください。

※交付申請に基づく交付決定額が補助金の上限となります

※記入欄が不足する場合は別紙に記載してください（様式は任意）。

6. 獣医師による不妊手術等証明欄

「5. 実施の詳細」の猫に対し、不妊手術（雄の猫の去勢手術及び雌の猫の避妊手術（堕胎を含む。））等を実施したことを証明します。

不妊手術等を実施した猫の番号 _____

不妊手術等に要した費用の領収金額 _____ 円

不妊手術等の実施日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

証明日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

診療施設の所在地 _____

診療施設の名称 _____

獣医師氏名 _____

（本人が自署しない場合は記名押印をしてください。）

※ 手術を実施する獣医師の方へのお願い

河内長野市飼い主のいない猫不妊手術費用補助金の実績報告の手続きに必要です
ので、手術実施の証明をお願いします。

申請者記入不要

（以下の欄については複数の動物病院にて不妊手術等を実施する場合に使用してください）
獣医師に記入を依頼してください。

「5. 実施の詳細」の猫に対し、不妊手術（雄の猫の去勢手術及び雌の猫の避妊手術（堕胎を含む。））等を実施したことを証明します。

不妊手術等を実施した猫の番号 _____

不妊手術等に要した費用の領収金額 _____ 円

不妊手術等の実施日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

証明日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

診療施設の所在地 _____

診療施設の名称 _____

獣医師氏名 _____

（本人が自署しない場合は記名押印をしてください。）

※ 手術を実施する獣医師の方へのお願い

河内長野市飼い主のいない猫不妊手術費用補助金の実績報告の手続きに必要です
ので、手術実施の証明をお願いします。

ウ. 譲渡会の開催

(第4条第3号「補助金の交付を受けて前号の処置が実施された猫が含まれる譲渡会の開催」に該当する場合)

1. 捕獲及び不妊手術の実施期間 年 月から 年 月

2. 活動地域 河内長野市

3. 捕獲頭数 頭

4. 対象となる猫の実績報告書「5. 実施の詳細」の番号

5. 譲渡会の開催日 年 月 日

6. 譲渡会を開催した会場名

7. 譲渡会を開催した会場住所

8. 会場の使用に要した費用に係る領収書の写し (譲渡会の開催で申請する場合に使用)

9. 添付書類確認欄

No.	添付書類	チェック
—	河内長野市飼い主のいない猫不妊手術費用補助金実績報告書(様式第6号)(本報告書)	—
⑦	譲渡会場で撮影された補助金の交付を受けて不妊手術等の処置が実施された猫の写真	☐
⑧	会場の使用に要した費用に係る領収書の写し	☐
⑨	その他市長が必要と認める書類	☐

※実績報告書を提出する前に添付した書類に必ずチェックを入れてください。

記入不要

様式第6号（第11条関係）

記入例④
譲渡会の開催で申請する場合

河内長野市飼い主のいない猫不妊手術費用補助金実績報告書

令和7年10月30日

（宛先）河内長野市長

（申請者）

団体名 猫の幸せを考える会
代表者氏名 猫山 幸子
住 所 河内長野市●町●●●● - ●●●●
電話番号 080 - ●●●●●● - ●●●●●●

標記補助金に係る事業実績について、河内長野市飼い主のいない猫不妊手術費用補助金交付要綱第11条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

ア. 捕獲した猫を地域猫にする場合

（第4条第1号「地域の合意の上で実施する地域猫活動を前提としたTNR」に該当する場合）

1. 実施期間 令和 年 月から 令和 年 月
2. 活動地域 河内長野市

3. 活動地域の自治会等団体による承認欄
（申請団体が河内長野市飼い主のいない猫を減らす活動団体登録要領に基づく団体登録を受けている団体に該当する場合のみ必要）
私は、補助対象事業の猫の捕獲が適切に実施されたことを認めます。（活動地域の自治会等団体の代表者が署名）

（署名）
記入不要

4. 添付書類確認欄

No.	添付書類	チェック
—	河内長野市飼い主のいない猫不妊手術費用補助金実績報告書（様式第6号）（本報告書）	—
⑥	捕獲器の設置場所を示した区域図	☐
⑦	交付決定事業における猫の捕獲に係る活動現場の写真（捕獲器を設置している様子が確認できるものに限る。）	☐
⑧	交付決定事業において手術等を行った飼い主のいない猫の手術前後の写真（耳カットが実施されたことが確認できるものに限る。写真には番号を記入して「5. 実施の詳細」と対応させること。）	☐
⑨	動物病院において手術等に要した費用に係る領収書の写し	☐
⑩	その他市長が必要と認める書類	☐

※実績報告書を提出する前に添付した書類に必ずチェックを入れてください。

5. 実施の詳細

頭 （内訳 雄____頭 、 雌____頭）				
番号	毛色・特徴	性別	実施した手術等	手術等費用
1		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
2		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
3		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
4		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
5		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
6		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
7		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
8		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
9		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
10		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
11		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
12	(地域猫活動を前提としたTNRで申請する場合に使用)			
13		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
14		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
15		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
16		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
17		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
18		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
19		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
20		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
21		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
22		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
23		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
24		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
25		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
※記入欄が不足する場合は別紙に記載してください（様式は任意）。				

6. 獣医師による不妊手術等証明欄

「5. 実施の詳細」の猫に対し、不妊手術（雄の猫の去勢手術及び雌の猫の避妊手術（堕胎を含む。））等を実施したことを証明します。

不妊手術等を実施した猫の番号 _____

不妊手術等に要した費用の領収金額 _____ 円

不妊手術等の実施日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

証明日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

診療施設の所在地 _____

診療施設の名称 _____

獣医師氏名 _____

（本人が自署しない場合は記名押印をしてください。）

※ 手術を実施する獣医師の方へのお願い

7. 河内長野市飼い主のいない猫不妊手術費用補助金の実績報告の手続きに必要ですので、手術実施の証明をお願いします。

8. 不妊手術済であることが識別できるように、耳の一部のカットを実施してください。カット未実施の場合は補助金の対象となりません。

（以下の欄については複数の動物に対して不妊手術等を実施する場合に使用してください。）

記入不要

（地域猫活動を前提としたTNRで申請する場合に使用）

「5. 実施の詳細」の猫に対し、不妊手術（雄の猫の去勢手術及び雌の猫の避妊手術（堕胎を含む。））等を実施したことを証明します。

不妊手術等を実施した猫の番号 _____

不妊手術等に要した費用の領収金額 _____ 円

不妊手術等の実施日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

証明日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

診療施設の所在地 _____

診療施設の名称 _____

獣医師氏名 _____

（本人が自署しない場合は記名押印をしてください。）

※ 手術を実施する獣医師の方へのお願い

7. 河内長野市飼い主のいない猫不妊手術費用補助金の実績報告の手続きに必要ですので、手術実施の証明をお願いします。

8. 不妊手術済であることが識別できるように、耳の一部のカットを実施してください。カット未実施の場合は補助金の対象となりません。

イ. 捕獲した猫を保護猫にする場合

(第4条第2号「地域の合意の上で実施するTNTAを前提とした猫の捕獲及び不妊手術」に該当する場合)

1. 実施期間 _____

2. 活動地域 _____

3. 署名欄

○活動地域の自治会等団体による承認（申請団体が河内長野市飼い主のいない猫を減らす活動団体登録要領に基づく団体登録を受けている団体に該当する場合のみ必要）

私は、補助対象事業の猫の捕獲が適切に実施されたことを認めます。（活動地域の自治会等団体の代表者が署名）

_____（署名）

○手術後の猫の譲渡を前提とした保護に関する署名

私は、手術後の猫について譲渡を前掲に適切に保護します。（猫を保護する団体等の代表者が署名）

記入不要

(TNTAを前提とした猫の捕獲及び _____)

4. 添付書類確認欄

不妊手術で申請する場合に使用)

No.	添付書類	チェック
—	河内長野市飼い主のいない猫不妊手術費用補助金実績報告書（様式第6号）（本報告書）	—
⑥	捕獲器の設置場所を示した区域図	☐
⑦	交付決定事業における猫の捕獲に係る活動現場の写真（捕獲器を設置している様子が確認できるものに限る。）	☐
⑧	交付決定事業において手術等を行った飼い主のいない猫の手術前後の写真（写真には番号を記入して「5. 実施の詳細」と対応させること。）	☐
⑨	動物病院において手術等に要した費用に係る領収書の写し	☐
⑩	その他市長が必要と認める書類	☐

※実績報告書を提出する前に添付した書類に必ずチェックを入れてください。

5. 実施の詳細

____頭（内訳 雄____頭、雌____頭）

番号	毛色・特徴	性別	実施した手術等	手術等費用	費
1		雄・雌	（ 不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫 ）		
2		雄・雌	（ 不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫 ）		
3		雄・雌	（ 不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫 ）		
4		雄・雌	（ 不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫 ）		
5		雄・雌	（ 不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫 ）		
6		雄・雌	（ 不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫 ）		
7		雄・雌	（ 不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫 ）		
8		雄・雌	（ 不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫 ）		
9		雄・雌	（ 不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫 ）		
10		雄・雌	（ 不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫 ）		
11		雄・雌	（ 不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫 ）		
12		雄・雌	（ 不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫 ）		
13		雄・雌	（ 不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫 ）		
14		雄・雌	（ 不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫 ）		
15		雄・雌	（ 不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫 ）		
16		雄・雌	（ 不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫 ）		
17		雄・雌	（ 不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫 ）		
18		雄・雌	（ 不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫 ）		
19		雄・雌	（ 不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫 ）		
20		雄・雌	（ 不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫 ）		
21		雄・雌	（ 不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫 ）		
22		雄・雌	（ 不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫 ）		
23		雄・雌	（ 不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫 ）		
24		雄・雌	（ 不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫 ）		
25		雄・雌	（ 不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫 ）		

記入不要
（TNTAを前提とした猫の捕獲及び
不妊手術で申請する場合に使用）

※記入欄が不足する場合は別紙に記載してください（様式は任意）。

6. 獣医師による不妊手術等証明欄

「5. 実施の詳細」の猫に対し、不妊手術（雄の猫の去勢手術及び雌の猫の避妊手術（堕胎を含む。））等を実施したことを証明します。

不妊手術等を実施した猫の番号 _____

不妊手術等に要した費用の領収金額 _____ 円

不妊手術等の実施日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

証明日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

診療施設の所在地 _____

診療施設の名称 _____

獣医師氏名 _____

（本人が自署しない場合は記名押印をしてください。）

※ 手術を実施する獣医師の方へのお願い

河内長野市飼い主のいない猫不妊手術費用補助金の実績報告の手続きに必要ですので、手術実施の証明をお願いします。

記入不要

(T N T Aを前提とした猫の捕獲及び

（以下の欄については複数の動物病院にて不妊手術等を実施する場合に使用してください。）
不妊手術で申請する場合に使用)

「5. 実施の詳細」の猫に対し、不妊手術（雄の猫の去勢手術及び雌の猫の避妊手術（堕胎を含む。））等を実施したことを証明します。

不妊手術等を実施した猫の番号 _____

不妊手術等に要した費用の領収金額 _____ 円

不妊手術等の実施日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

証明日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

診療施設の所在地 _____

診療施設の名称 _____

獣医師氏名 _____

（本人が自署しない場合は記名押印をしてください。）

※ 手術を実施する獣医師の方へのお願い

河内長野市飼い主のいない猫不妊手術費用補助金の実績報告の手続きに必要ですので、手術実施の証明をお願いします。

ウ．譲渡会の開催

〔第4条第3号「補助金の交付を受けて前号の処置が実施された猫が含まれる譲渡会の開催」に該当する場合〕

1. 捕獲及び不妊手術の実施期間 令和7年4月から令和7年6月
2. 活動地域 河内長野市▲▲自治会区域内
3. 捕獲頭数 5 頭
4. 対象となる猫の実績報告書「5. 実施の詳細」の番号 1, 4, 5
5. 譲渡会の開催日 令和7年10月15日
6. 譲渡会を開催した会場名 保護猫会館
7. 譲渡会を開催した会場住所 河内長野市原町1-1-1
8. 会場の使用に要した費用 5,280 円
9. 添付書類確認欄

1頭以上河内長野市の
補助金交付を受けた猫
が譲渡対象である必要
があります。

No.	添付書類	チェッ ク
—	河内長野市飼い主のいない猫不妊手術費用補助金実績報告書（様式第6号）（本報告書）	—
①	譲渡会場で撮影された補助金の交付を受けて不妊手術等の処置が実施された猫の写真	☒
②	会場の使用に要した費用に係る領収書の写し	☒
③	その他市長が必要と認める書類	☒

※実績報告書を提出する前に添付した書類に必ずチェックを入れてください。

河内長野市飼い主のいない猫不妊手術費用補助金実績報告書

令和7年10月30日

(宛先) 河内長野市長

(申請者)

団体名 猫の幸せを考える会
代表者氏名 猫山 幸子
住 所 河内長野市●町●●●● - ●●●●
電話番号 080 - ●●●● - ●●●●

標記補助金に係る事業実績について、河内長野市飼い主のいない猫不妊手術費用補助金交付要綱第11条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

ア. 捕獲した猫を地域猫にする場合

(第4条第1号「地域の合意の上で実施する地域猫活動を前提としたTNR」に該当する場合)

1. 実施期間 令和 年 月から 令和 年 月
2. 活動地域 河内長野市
3. 活動地域の自治会等団体による承認欄

(申請者(河内長野市飼い主のいない猫不妊手術費用補助金交付要綱第11条第1項に該当する団体)に登録を受けている団体に該当する場合のみ必要)

私は、補助対象事業の猫の捕獲が適切に実施されたことを認めます。(活動地域の自治会等団体の代表者が署名)

(署名)

4. 添付書類確認欄

No.	添付書類	チェック
—	河内長野市飼い主のいない猫不妊手術費用補助金実績報告書（様式第6号）（本報告書）	—
⑪	捕獲器の設置場所を示した区域図	☐
⑫	交付決定事業における猫の捕獲に係る活動現場の写真（捕獲器を設置している様子が確認できるものに限る。）	☐
⑬	交付決定事業において手術等を行った飼い主のいない猫の手術前後の写真（耳カットが実施されたことが確認できるものに限る。写真には番号を記入して「5. 実施の詳細」と対応させること。）	☐
⑭	動物病院において手術等に要した費用に係る領収書の写し	☐
⑮	その他市長が必要と認める書類	☐

※実績報告書を提出する前に添付した書類に必ずチェックを入れてください。

5. 実施の詳細

5 頭（内訳 雄 2 頭、雌 3 頭）

番号	毛色・特徴	性別	実施した手術等	手術等費用
1	三毛	雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	15,000
2	ブチ	雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	15,000
3	黒	雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	10,000
4	トラ	雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	10,000
5	サバトラ	雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	15,000
6		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
7		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
8		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
9		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
10		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
11	(捕獲した猫を地域猫にする場合に申請者が記入)			
12		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
13		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
14		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
15		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
16		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
17		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
18		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
19		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
20		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
21		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
22		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
23		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
24		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
25		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	

※記入欄が不足する場合は別紙に記載してください（様式は任意）。

捕獲した猫を地域猫する目的で手術を行う場合に記入をお願いします

6. 獣医師による不妊手術等証明欄

猫を持ち込んだ人に猫番号を確認したうえで記入をお願いします

「5. 実施の詳細」の猫に対し、不妊手術（雄の猫の去勢手術及び雌の猫の避妊手術（堕胎を含む。）等を実施したことを証明します。

不妊手術等を実施した猫の番号

1, 2, 3

不妊手術等に要した費用の領収金額

40,000

不妊手術等の実施日

1. の猫に

令和7年8月10日

証明日

手術を行った日を記入

令和7年8月10日

診療施設の所在地

大阪府河内長野市原町1-1-1

診療施設

手術日と別

河内長野動物クリニック

獣医師氏名

日でも構いません

大阪 太郎

大阪

（本人が自署しない場合は記名押印をしてください。）

※ 手術を実施する獣医師の方へのお願い

9. 河内長野市飼い主のいない猫不妊手術費用補助金の実績報告の手続きに必要ですので、手術実施の証明をお願いします

自署以外の場合は押印をお願いします

10. 不妊手術済であることが識別できるように、耳の一部のカットを実施してください。カット未実施の場合は補助金の対象となりません。

下記の施術に係った費用を記入してください

- ・不妊去勢手術
- ・耳カット
- ・ワクチン接種
- ・駆虫

（以下の欄については複数の動物病院にて不妊手術等を実施する場合に使用してください。）

「5. 実施の詳細」の猫に対し、不妊手術（雄の猫の去勢手術及び雌の猫の避妊手術（堕胎を含む。）等を実施したことを証明します。

不妊手術等を実施した猫の番号

4, 5

不妊手術等に要した費用の領収金額

25,000

円

不妊手術等の実施日

手術日ごとに証明を記入してください

令和7年9月5日

証明日

令和7年9月10日

診療施設の所在地

大阪府河内長野市原町1-1-1

診療施設の名称

河内長野動物クリニック

獣医師氏名

大阪 太郎

（本人が自署しない場合は記名押印をしてください。）

※ 手術を実施する獣医師の方へのお願い

自署の場合は押印不要で

9. 河内長野市飼い主のいない猫不妊手術費用補助金の実績報告の手続きに必要ですので、手術実施の証明をお願いします。

10. 不妊手術済であることが識別できるように、耳の一部のカットを実施してください。カット未実施の場合は補助金の対象となりません。

イ. 捕獲した猫を保護猫にする場合

(第4条第2号「地域の合意の上で実施するTNTAを前提とした猫の捕獲及び不妊手術」に該当する場合)

1. 実施期間 令和7年7月から 令和7年10月

2. 活動地域 河内長野市▲▲自治会区域内

3. 署名欄

○活動地域の自治会等団体による承認（申請団体が河内長野市飼い主のいない猫を減らす活動団体登録要領に基づく団体登録を受けている団体に該当する場合のみ必要）

私は、補助対象事業の猫の捕獲が適切に実施されたことを認めます。（活動地域の自治会等団体の代表者が署名）

（署名） 河内 一郎

○手術後の猫の譲渡を前提とした保護に関する署名

私は、手術後の猫について譲渡を前提に適切に保護します。（猫を保護する団体等の代表者が署名）

（捕獲した猫を保護猫にする場合に申請者が記入）

（署名） 猫山 幸子

4. 添付書類確認欄

No.	添付書類	チェック
—	河内長野市飼い主のいない猫不妊手術費用補助金実績報告書（様式第6号）（本報告書）	—
①	捕獲器の設置場所を示した区域図	☒
②	交付決定事業における猫の捕獲に係る活動現場の写真（捕獲器を設置している様子が確認できるものに限る。）	☒
③	交付決定事業において手術等を行った飼い主のいない猫の手術前後の写真（写真には番号を記入して「5. 実施の詳細」と対応させること。）	☒
④	動物病院において手術等に要した費用に係る領収書の写し	☒
⑤	その他市長が必要と認める書類	☒

※実績報告書を提出する前に添付した書類に必ずチェックを入れてください。

5. 実施の詳細

5 頭 (内訳 雄 2 頭、雌 3 頭)

番号	毛色・特徴	性別	実施した手術等	手術等費用
1	三毛	雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	15,000
2	茶トラ	雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	10,000
3	黒白・痩せ	雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	10,000
4	黒白・太	雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	15,000
5	黒	雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	15,000
6		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
7		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
8		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
9		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
10		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
11		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
12		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
13		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
14		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
15		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
16		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
17		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
18		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
19		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
20		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
21		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
22		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
23		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
24		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
25		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	

記入不要

(捕獲した猫を保護猫にする場合に申請者が記入)

※記入欄が不足する場合は別紙に記載してください (様式は任意)。

捕獲した猫を保護猫する目的で手術を行う場合に記入をお願いします

6. 獣医師による不妊手術等証明欄

「5. 実施の詳細」の猫に対し、不妊手術（雄の猫の去勢手術及び雌の猫の避妊手術（堕胎を含む。））等を実施したことを証明します。

不妊手術等を実施した猫の番号 1, 2, 3, 4, 5

不妊手術等に要した費用の領収金額 65,000 円

不妊手術等の実施日 令和7年8月10日

証明日 令和7年8月10日

診療施設の所在地 大阪府河内長野市原町1-1-1

診療施設の名称 河内長野動物クリニック

獣医師氏名 長野 太郎

（本人が自署しない場合は記名押印をしてください。）

※ 手術を実施する獣医師の方へのお願い

河内長野市飼い主のいない猫不妊手術費用補助金の実績報告の手続きに必要です。ので、手術実施の証明をお願いします。

（以下の欄については複数の動物病院にて不妊手術等を実施する場合に使用してください。）

「5. 実施の詳細」の猫に対し、不妊手術（雄の猫の去勢手術及び雌の猫の避妊手術（堕胎を含む。））等を実施したことを証明します。

不妊手術等を実施した猫の番号 _____

不妊手術等に要した費用の領収金額 _____ 円

不妊手術等の実施日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

証明日 _____ 日

診療施設の所在地 _____

診療施設の名称 _____

獣医師氏名 _____

（本人が自署しない場合は記名押印をしてください。）

※ 手術を実施する獣医師の方へのお願い

河内長野市飼い主のいない猫不妊手術費用補助金の実績報告の手続きに必要です。ので、手術実施の証明をお願いします。

ウ。譲渡会の開催

(第4条第3号「補助金の交付を受けて前号の処置が実施された猫が含まれる譲渡会の開催」に該当する場合)

1. 捕獲及び不妊手術の実施期間 _____
2. 活動地域 _____
3. 捕獲頭数 _____ 頭
4. 対象となる猫の実績報告書「5. 実施の詳細」の番号 _____
5. 譲渡会の開催日 _____
6. 譲渡会を開催した会場名 _____
7. 譲渡会を開催した会場住所 _____
8. 会場の使用に要した費用 _____ 円
9. 添付書類確認欄

No.	添付書類 記入不要	チェック
—	河内長野市飼い主のいない猫不妊手術費用補助金実績報告書(様式第3号) (譲渡会を開催する場合に申請者が記入)	—
①	譲渡会場で撮影された補助金の交付を受けて不妊手術等の処置が実施された猫の写真	☐
②	会場の使用に要した費用に係る領収書の写し	☐
③	その他市長が必要と認める書類	☐

※実績報告書を提出する前に添付した書類に必ずチェックを入れてください。

8-4-4. 飼い主のいない猫不妊手術費用補助金交付請求書

記入例

様式第8号（第13条関係）

令和7年9月30日

河内長野市飼い主のいない猫不妊手術費用補助金交付請求書

（宛先）河内長野市長

「河内長野市飼い主のいない猫不妊手術費用補助金交付確定通知書」の「右上記載の日付」と「文書番号」を記入してください

（請求者）

団体名 ××××自治会
 代表者氏名 長野 太郎
 住 所 河内長野市●町●●●
 電話番号 0721-53-1111

令和7年●月●日付け河内長野市指令環政第●●号により交付確定のあった河内長野市飼い主のいない猫不妊手術費用補助金について、次のとおり

請求者と口座名義が異なる場合は「委任状」欄に申請者名を記入してください。

額 65,000 円

「河内長野市飼い主のいない猫不妊手術費用補助金交付確定通知書」の「補助金交付確定金額」を記入してください。

フリガナ 口座名義	金融機関の名称		預金種 (どちら ○)	
	銀行等名	支店・支所		
××××シチカイ カクイ カチ カズオ	くろまる銀行	高向支店	普通 当座	●●●●●●●●
××××自治会 会計 河内 一男				

委任状 私は、上記の口座名義人に補助金の受領を委任し、その口座に補助金が振り込まれることをもって補助金を受領したものと認めます。

(申請者) 長野 太郎

(申請者と口座名義人が異なる場合、委任状の部分にも記名してください。)

発行責任者及び担当者（押印する場合は記載不要）

- ・発行責任者 長野 太郎 (連絡先: 090 - ●●●● - ●●●●)
- ・担当者 長野 太郎 (連絡先: 090 - ●●●● - ●●●●)

代表者氏名欄に押印いただいた場合は、記入不要です。

9. 參考資料

9-1. 河内長野市
飼い主のいない猫を減らす活動団体
登録要領

河内長野市飼い主のいない猫を減らす活動団体登録要領

(目的)

第1条 この要領は、河内長野市内で飼い主のいない猫を減らす活動を行う団体の登録（以下「団体登録」という。）について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) T N R 飼い主のいない猫を捕獲器等で捕獲し、不妊手術を実施し、及び元の地域に戻すことをいう。
- (2) T N T A 飼い主のいない猫を捕獲器等で捕獲し、不妊手術を実施し、人に馴れさせ、及び譲渡することをいう。
- (3) 地域猫活動 住民、自治会等団体、ボランティア団体等が、地域に住み着いた飼い主のいない猫にT N Rを施し、その命を全うするまで地域内で適切に管理していく活動をいう。
- (4) 保護猫 譲渡を前提に捕獲され、又は保護された猫をいう。
- (5) 飼い猫 飼い主が明確であり、飼い主から餌をもらい管理されている猫をいう。

(団体登録の要件)

第3条 団体登録ができる団体は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内の一定の区域において、地域猫活動を前提としたT N R又はT N T Aを前提とした猫の捕獲及び不妊手術を行うこと。
- (2) 同一の世帯に属さない3名以上のもので構成されていること。
- (3) 地域猫活動を前提としたT N R又はT N T Aを前提とした猫の捕獲を行う地域（以下「活動地域」という。）内の住民に対して活動の周知を行い、同意を得ること。
- (4) 現在の活動地域におけるT N R、T N T Aを前提とした猫の捕獲及び不妊手術及びT N R以降の地域猫活動（実施主体となる場合）に係る苦情、トラブル、損害等について、自らの責任において対応を行うこと。
- (5) 毎年度、市長の求めに応じて地域猫の状況（地域猫活動の場合）及び活動状況を報告すること。
- (6) 自ら動物を愛護するのみならず、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）の精神に則り、動物の愛護や適正な飼養に関する普及啓発その他の活動を行うこと。

(7) 河内長野市暴力団排除条例（平成26年河内長野市条例第22号）第2条第1号に規定する暴力団又は団体の代表者若しくは役員等が同条第2号に規定する暴力団員若しくは同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当しないこと。

（団体登録の区分）

第4条 団体登録を受けようとする団体は、次の各号に掲げる区分のいずれか又は両方の登録を受けることができる。

(1) 地域猫活動を前提としたTNR

(2) TNTAを前提とした猫の捕獲及び不妊手術

（団体登録の申請）

第5条 団体登録を受けようとする団体は、飼い主のいない猫を減らす活動団体登録申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 飼い主のいない猫を減らす活動団体構成員名簿（様式第2号）

(2) 団体の活動内容を規定した規約等

(3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査の上、団体登録の可否を飼い主のいない猫を減らす活動団体登録（更新）可否決定通知書（様式第3号。以下「可否決定通知書」という。）により、当該申請を行った団体に通知するものとする。

（団体登録の有効期間等）

第6条 団体登録の有効期間は、登録のあった日の属する年度の3月31日までとする。

2 前項の規定に関わらず、団体登録は更新することができ、更新後の団体登録の有効期間は、更新日の属する年度の3月31日までとする。

（団体登録の更新申請）

第7条 前条第2項に基づく団体登録の更新を行おうとする団体は、飼い主のいない猫を減らす活動団体登録更新申請書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 飼い主のいない猫を減らす活動実績報告書（様式第5号）

(2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査の上、団体登録の更新の可否を可否決定通知書により、当該申請のあった団体に通知するものとする。

（団体登録の変更）

第8条 団体登録を受けた団体は、団体登録の内容に変更が生じたときは、速やかに飼い主のいない猫を減らす活動団体登録変更届出書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（団体登録の廃止）

第9条 団体登録を廃止しようとする団体は、速やかに飼い主のいない猫を減らす活動団

体登録廃止届出書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（団体登録の取消し）

第10条 市長は、団体登録を受けた団体が次の各号にいずれかに該当すると認めるときは、団体登録を取り消すことができる。

(1) 団体登録を受けた団体が第2条各号のいずれかに該当しなくなった場合

(2) 虚偽、不正等の手段によって団体登録を受けた場合

(3) その他、団体登録が適当でないと市長が認める場合

（登録内容の閲覧）

第11条 団体登録を受けた団体が申請書において閲覧可能とした情報等については、その内容を自治会等団体の代表者が市環境政策課窓口で閲覧することができる。

（補則）

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年12月1日から施行する。

（施行期日等）

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

改正前の要領に基づいて登録を受けた団体は改正後の要領に基づいて第4条第2号に該当する区分の登録を受けたものとみなす。

9-2. 河内長野市

飼い主のいない猫用捕獲器貸出要領

○河内長野市飼い主のいない猫用捕獲器貸出要領

(趣旨)

第1条 この要領は、不妊去勢手術を行う目的で猫を捕獲する捕獲器（以下「捕獲器」という。）の貸出しについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 地域猫活動 住民、自治会、ボランティア団体等が、地域に住み着いた飼い主のいない猫に不妊去勢手術を施し、その命を全うするまで地域内で適切に管理していく活動という。

(2) 不妊去勢手術 オス猫の去勢手術及びメス猫の避妊手術をいう。

(3) TNR 飼い主のいない猫を捕獲器等で捕獲し、不妊手術を実施し、及び元の地域に戻すことをいう。

(4) TNTA 飼い主のいない猫を捕獲器等で捕獲し、不妊手術を実施し、人に馴れさせ、及び譲渡することをいう。

(貸出しの対象者)

第3条 捕獲器の貸出対象者（以下「対象者」という。）は、河内長野市内において活動する、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 市内の連合自治会、自治会、町会その他これらに準ずる団体

(2) 河内長野市飼い主のいない猫を減らす活動団体登録要領に基づく団体登録を受けている団体

(貸出しの対象事業)

第4条 捕獲器の貸出しを受ける事業は、河内長野市内において市の補助金を除く寄附金その他の収入を得ることなく地域の合意の上で実施される次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 地域猫活動を前提としたTNR

(2) TNTAを前提とした猫の捕獲及び不妊手術

(貸出期間)

第5条 捕獲器の貸出期間は、貸出日から起算して、貸出日が属する年度内における原則1箇月以内とし、再申請することを妨げない。ただし、市長が特別な事情があると認めたときはこの限りではない。

(申請)

第6条 捕獲器の貸出しを希望する対象者（以下「希望者」という。）は、河内長野市飼い主のいない猫用捕獲器貸出申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 活動地域の区域図（第4条第1号に該当する場合は捕獲器の設置場所、給餌場所等の主たる活動拠点が記載されたもの、同条第2号に該当する場合は捕獲器の設置場所が記載されたもの。）

(2) 賠償責任保険への加入を証する書類（申請者が第3条第2号に規定する団体の場合のみ）

（貸出し）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに審査を行い、その内容が適切であると認めるときは、職員に捕獲器の使用方法及び捕獲等の際の留意事項について十分な説明を行わせ、捕獲器に捕獲器標識を付けた上で、希望者に無償で貸出しするものとする。

2 市長は、前項の貸出しを行う際、希望者に捕獲器の状態を確認させ、破損等の状態が無い事を市と希望者の双方で同意するものとする。

（貸出し後の使用及び管理）

第8条 前条第1項の規定により捕獲器の貸出しを受けた者（以下「借受者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 捕獲器を不妊去勢手術の実施を目的とした捕獲以外に使用しないこと。

(2) 捕獲器を第三者に譲渡若しくは転貸し、又は改造しないこと。

(3) 捕獲器を第三者の土地等に設置する場合は、必ず所有者の承諾を得てから設置し、他の者及び財産に損害等を与えないように責任を持って管理及び使用すること。

(4) 飼い猫の誤捕獲を未然に防止するため、捕獲活動を行う前に、地域猫活動を前提としたTNR又はTNTAを前提とした猫の捕獲を実施しようとする地区の自治会及び隣接自治会等の会員に対し、捕獲予定日時を事前に周知すること。

(5) 餌の入替え、清掃等、捕獲器使用に伴い発生する各種作業は、近隣地域住民等とトラブルにならないよう、借受者が責任をもって行うこと。

(6) 捕獲器の設置場所は、直射日光が当たる場所を避け、風雨にさらされないようにするなど猫に配慮した場所とすること。

(7) 捕獲器を設置している間は、1日1回以上捕獲器を確認すること。

(8) 捕獲器の設置、猫の捕獲等に起因した苦情等については、借受者が自己の責任において誠実な対応を行うこと。

（返却及び活動報告）

第9条 借受者は、捕獲器を返却する際は、清掃し、借り受けたときと同程度の状態にあるかを確認し、第4条に規定する貸出期間の満了する日までに捕獲器を市長に返却するとともに、河内長野市飼い主のいない猫用捕獲器利用報告書（様式第2号）を提出しなければならない。ただし、既に捕獲器の貸出しを受けている者が再申請を行う場合は、当該再申請日の前1週間以内に撮影された捕獲器の写真を市長に提出することをもって、捕獲器の返却に代えることができるものとする。

(貸出しの取消等)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当したときは、捕獲器の貸出しを取り消し、貸し出した捕獲器を速やかに返却するよう求めることができる。

- (1) 第7条各号の規定に違反したとき。
- (2) 虚偽申請その他不正な手段により捕獲器の貸出しを受けたとき。
- (3) その他市長が必要と認めるとき。

(免責)

第11条 河内長野市は、捕獲器の貸出し及び使用に起因する全ての事故、紛争等について、その責任を負わない。

(損害賠償)

第12条 借受者の責めに帰すべき理由によって、捕獲器を滅失し、又はき損したときは、借受者がその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、免除することができる。

2 捕獲器の使用により、借受者が被った損害及び借受者が第三者に与えた損害に関しては、借受者がその責任を負うものとする。

(補則)

第13条 この要領の実施に関し必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この要領は、令和3年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

9-3. 河内長野市さくらねこ無料 不妊手術チケット利用要領

河内長野市さくらねこ無料不妊手術チケット利用要領

(目的)

第1条 この要領は、地域猫活動に取り組む地域団体等に対して、公益財団法人どうぶつ基金（以下「どうぶつ基金」という。）が発行する「さくらねこ無料不妊手術事業」のさくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）（以下「チケット」という。）を交付するにあたり、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域猫活動 住民、自治会、ボランティア団体等が、地域に住み着いた飼い主のいない猫に不妊手術を施し、その命を全うするまで地域内で適切に管理していく活動という。
- (2) 飼い猫 飼い主が明確であり、飼い主から餌をもらい管理されている猫をいう。
- (3) 不妊手術 オス猫の去勢手術及びメス猫の避妊手術をいう。

(交付対象者)

第3条 チケットの交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、河内長野市内において地域猫活動を行う、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 市内の連合自治会、自治会、町会その他これらに準ずる団体
- (2) 河内長野市飼い主のいない猫を減らす活動団体登録要領に基づく団体登録を受けている団体

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合はチケットを交付しない。

- (1) 譲渡し、又は飼い猫にする予定の猫の不妊手術を行う場合
- (2) 交付対象者が過去に同種の事業を実施するにあたり著しく問題があった場合
- (3) その他市長がチケットの利用が適当でないと認める場合

(申請)

第4条 チケットの交付を受けようとする交付対象者（以下「申請者」という。）は、河内長野市さくらねこ無料不妊手術チケット交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 活動地域の区域図（捕獲器の設置場所、給餌場所等の主たる活動拠点が記載されたもの）
- (2) 賠償責任保険への加入を証する書類（申請者が前条第1項第2号に規定する団体の場合のみ）

(交付決定等)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、申請内容を審査し、チケットの交付が適当であると認めるときは、どうぶつ基金にチケットを申請するものとする。

2 市長は、前項の申請に基づき、どうぶつ基金により発行されたチケットの枚数の範囲内でチケットの交付を決定し、河内長野市さくらねこ無料不妊手術チケット交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するとともに、チケットを交付するものとする。

（活動報告）

第6条 前条第2項の規定によりチケットの交付を受けた申請者は、チケット使用月の翌月末までに、河内長野市さくらねこ無料不妊手術チケット利用報告書（様式第3号）を、市長に提出するとともに、利用しなかったチケットを返却するものとする。

（交付決定の取消し等）

第7条 市長は、第5条第2項の規定によりチケットの交付決定を受けた申請者が次の各号のいずれかに該当する場合、河内長野市さくらねこ無料不妊手術チケット交付決定の取消し等通知書（様式第4号）により通知し、交付決定の一部若しくは全部を取り消し、又は交付したチケットの全部もしくは一部の返還を求めることができる。

(1) チケットの利用方法が不適當と認められる場合

(2) 本要領、どうぶつ基金が定める各種規程等に違反した場合

(3) その他市長が必要と認める場合

（苦情等の対応）

第8条 チケットの利用により生じた苦情、損害等については、チケットの利用者が責任をもって対応を行うものとする。

（補則）

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年7月1日から施行する。

9-4. 河内長野市飼い主のいない猫 不妊手術費用補助金交付要綱

河内長野市飼い主のいない猫不妊手術費用補助金交付要綱

令和6年3月1日

要綱第15号

(趣旨)

第1条 この要綱は、飼い主のいない猫を減らす活動を通じた地域の環境美化の推進を図るため、予算の範囲内において交付する河内長野市飼い主のいない猫不妊手術費用補助金（以下「補助金」という。）について、河内長野市補助金交付規則（平成14年河内長野市規則第18号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) TNR 飼い主のいない猫を捕獲器等で捕獲し、不妊手術を実施し、及び元の地域に戻すことをいう。
- (2) TNTA 飼い主のいない猫を捕獲器等で捕獲し、不妊手術を実施し、人に馴れさせ、及び譲渡することをいう。
- (3) 地域猫活動 住民、自治会、ボランティア団体等が、地域に住み着いた飼い主のいない猫にTNRを施し、その命を全うするまで地域内で適切に管理していく活動という。
- (4) 保護猫 譲渡を前提に捕獲され、又は保護された猫をいう。
- (5) 飼い猫 飼い主が明確であり、飼い主から餌をもらい管理されている猫をいう。
- (6) 不妊手術 雄の猫の去勢手術及び雌の猫の避妊手術（堕胎を含む。）をいう。

(交付対象団体)

第3条 補助金の交付を受けることができる団体（以下「交付対象団体」という。）は、市内において地域猫活動を前提としたTNR又はTNTAを前提とした猫の捕獲及び不妊手術を行い、かつ、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内の連合自治会、自治会、町会その他これらに準ずる団体
- (2) 河内長野市飼い主のいない猫を減らす活動団体登録要領に基づく団体登録を受けて

いる団体

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する団体は、交付対象団体としない。

- (1) 過去にTNR又はTN TAを実施するにあたり著しい問題があった団体
 - (2) 河内長野市暴力団排除条例（平成26年河内長野市条例第22号。以下「排除条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団
 - (3) 代表者、役員、従事者等が排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められる団体
 - (4) その他市長が適当でないと認める団体
- （交付対象事業）

第4条 補助金の交付を受けることができる事業（以下「交付対象事業」という。）は、市内で実施する次の各号のいずれか（不妊手術等が実施される動物病院及び譲渡会の会場については市外のものを含む。）に該当するものとする。

- (1) 地域の合意の上で実施する地域猫活動を前提としたTNR
 - (2) 地域の合意の上で実施するTN TAを前提とした猫の捕獲及び不妊手術
 - (3) 補助金の交付を受けて前号の措置が実施された猫が含まれる譲渡会の開催
- （交付対象経費等）

第5条 補助金の交付を受けることができる経費（以下「交付対象経費」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 不妊手術に要する費用
- (2) 識別を目的として猫の耳の一部を切除する手術（以下「耳カット」という。）に要する費用
- (3) 感染症予防等の目的で実施するワクチンの接種（以下「ワクチン接種」という。）に要する費用
- (4) ノミ、ダニ等の寄生虫の駆除（以下「駆虫」という。）に要する費用
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める措置に要する費用
- (6) 譲渡会の会場の使用に要する費用

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金を交付しないものとする。

- (1) 自ら飼う（譲渡を前提とする場合を除く。）予定の猫に対して実施する場合
- (2) 交付対象経費に対して補助金以外の寄附金その他の収入を得て実施する場合
- (3) 妊娠中の猫に不妊手術を行う際、堕胎の措置を実施しない場合
- (4) 前項第1号及び第3号から第5号までの措置を耳カットと併せて実施しない場合
（前条第2号に該当する場合を除く。）

（補助金の交付額）

第6条 第4条第1号及び第2号に係る補助金の交付額は、交付対象事業に要した交付対象経費の合計とし、別表第1に定める額を1頭あたりの上限とする。

2 第4条第3号に係る補助金の交付額は、交付対象事業に要した交付対象経費とし、10,000円を1回開催あたりの上限とする。

3 前2項の交付額は、交付対象事業ごとに100円未満の端数を切り捨てるものとする。
（交付の申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする交付対象団体は、交付対象事業の開始日までに河内長野市飼い主のいない猫不妊手術費用補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 河内長野市飼い主のいない猫不妊手術費用補助金誓約書（様式第2号）
- (2) 第4条第1号に該当する場合にあっては、捕獲器の設置場所、給餌場所等の主たる活動拠点が記載された活動地域の区域図、同条第2号に該当する場合にあっては、捕獲器の設置場所が記載された活動地域の区域図
- (3) 賠償責任保険への加入を証する書類（第3条第1項第2号に規定する団体に限り、第4条第3号に該当する場合を除く。）
- (4) 代表者の住民票の写し（マイナンバーの記載の無いものに限る。）、運転免許証の表面及び裏面の写し、パスポートの写し又はマイナンバーカードの表面（顔写真のある面）の写し（記載されている住所と交付申請書に記載する住所が一致しているものに限る。）その他本人であることを証する書類

(5) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第8条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定した場合には、河内長野市飼い主のいない猫不妊手術費用補助金（交付・不交付）決定通知書（様式第3号）により申請した交付対象団体に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができる。

(交付決定事業の変更等)

第9条 前条第1項に規定する交付の決定の通知を受けた交付対象団体（以下「補助金受領決定団体」という。）は、当該交付の決定の通知を受けた事業（以下「交付決定事業」という。）を変更し、又は中止しようとするときは、あらかじめ河内長野市飼い主のいない猫不妊手術費用補助金交付決定事業（変更・中止）承認申請書（様式第4号）に関係書類を添えて市長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

2 市長は、前項の規定により承認又は不承認を決定したときは、河内長野市飼い主のいない猫不妊手術費用補助金交付決定事業（変更・中止）（承認・不承認）通知書（様式第5号）により、速やかに補助金受領決定団体に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により承認の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができる。

(事情変更による決定の取消し等)

第10条 市長は、第8条第1項の規定により交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができるものとする。ただし、その時点で既に完了している事業については、この限りでない。

2 市長は、前項の規定により交付の決定を取り消し、又は決定の内容若しくは条件を変更したときは、速やかにその旨を補助金受領決定団体に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 補助金受領決定団体は、第8条第1項に規定する通知の日から当該通知日が属する年度の3月末日までの間に交付決定事業を開始し、及び完了しなければならない。

2 補助金受領決定団体は、第4条第1号又は第2号に該当する交付決定事業を完了したときは、当該事業の完了日が属する月の翌月の末日までに河内長野市飼い主のいない猫不妊手術費用補助金実績報告書（様式第6号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、当該完了日が属する月が3月の場合は3月末日までに提出することとする。

(1) 捕獲器の設置場所を示した区域図

(2) 猫の捕獲に係る活動現場の写真（捕獲器を設置している様子が確認できるもの）

(3) 手術等を行った飼い主のいない猫の手術前後の写真（耳カットを実施した場合は交付決定事業において耳カットが実施されたことが確認できるもの）

(4) 手術等に要した費用に係る領収書の写し

(5) その他市長が必要と認める書類

3 補助金受領決定団体は、第4条第3号に該当する交付決定事業を完了したときは、当該事業の完了日が属する月の翌月の末日までに河内長野市飼い主のいない猫地域猫不妊手術費用補助金実績報告書（様式第6号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、当該完了日が属する月が3月の場合は3月末日までに提出することとする。

(1) 譲渡会場で撮影された補助金の交付を受けて第4条第2号の措置が実施された猫の写真

(2) 会場の使用に要した費用に係る領収書の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第12条 市長は、前条第2項又は第3項に規定する実績報告を受けたときは、その内容を審査した上で補助金の額を確定し、河内長野市飼い主のいない猫不妊手術費用補助金交付確定通知書（様式第7号）により補助金受領決定団体に通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 前条の規定による通知を受けた補助金受領決定団体は、河内長野市飼い主のいない猫不妊手術費用補助金交付請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する請求があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第14条 市長は、補助金受領決定団体が次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付決定を取り消すことができるものとする。

(1) この要綱の規定又はこれに基づく市長の指示に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、補助金を交付することが不適当であると認められるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、その旨を補助金受領決定団体に通知するものとする。

(補助金の返還)

第15条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、補助金受領決定団体に対して当該補助金の全部又は一部の返還を求めることができるものとする。

(苦情等の対応)

第16条 交付対象事業により生じた苦情、損害等については、当該事業を実施した補助金受領決定団体が責任をもって対応を行うものとする。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表(第6条関係)

交付対象経費の組み合わせごとの1頭あたりの交付上限額

不妊手術 及び耳カ ット(雄) (※)	該当	該当	該当	—	—	—	—	—	—
不妊手術 及び耳カ ット(雌) (※)	—	—	—	該当	該当	該当	—	—	—
既に不妊 手術が実 施されて いる猫に 係る耳カ ット	—	—	—	—	—	—	該当	該当	該当
ワクチン 接種及び 駆虫	該当	—	—	該当	—	—	該当	—	—
ワクチン 接種又は 駆虫のう ちいずれ か一方	—	該当	—	—	該当	—	—	該当	—
1頭あた りの上限 額	12,200円	11,100円	10,000円	16,200円	15,100円	14,000円	5,200円	4,100円	3,000円

※第4条第2号に該当する場合で耳カットを実施しない場合を含む。

9－5． 団体会則例

「 」会則

(名称)

第1条 本会は、 と称する。

(目的)

第2条 本会は動物愛護の精神に基づき、活動区域内に存する住み着いた飼い主のいない猫を適正に飼育管理し、に不妊去勢手術を施し、その命を全うするまで地域内で適切に管理することにより周辺的生活環境の向上及び個体数増加の抑制を図り、もって人と猫との共存を目指すことを目的として設置する。

(所在地)

第3条 本会の事務局は河内長野市 に置く。

(活動内容)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するために、次のボランティア活動を行う。

- (1) 地域猫活動
- (2) 動物の愛護や適正な飼養に関する普及啓発 動物愛護に係る啓発

(役員)

第5条 本会は、次の役員を置き、運営する。なお、役員は会員の互選により選任する。

- (1) 代表
- (2) 副代表
- (3) 会計

(役員の職務)

第6条 代表は、この会を代表し会務を統括する。

- 2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故等あるときは代表の職務を代行する。
- 3 会計は、会の会計事務を行う。

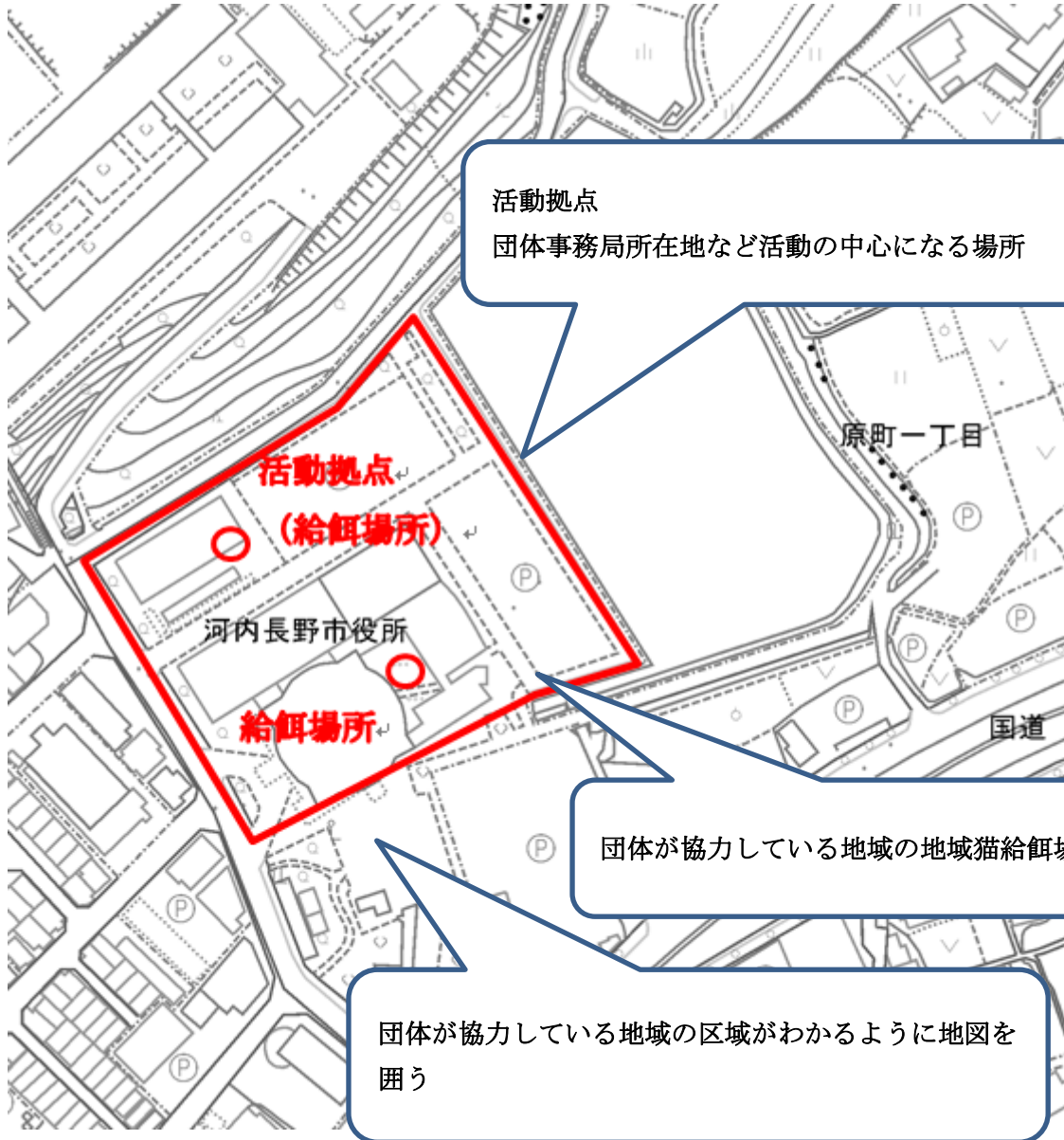
附 則

この会則は、 年 月 日から施行する。

9－6．活動地域の区域図例

活動地域の区域図

記入例



9-7. 地域猫活動用猫トイレの作り方

「地域猫のトイレ」の作り方

(地域猫活動の際のフン尿対策)

野外に地域猫が使いやすいトイレを準備できれば、猫がトイレを使用するようになり、花壇や道にフンや尿をされることが少なくなり、掃除もしやすくなります。

地域猫が使いたくなるトイレとは？

- ◆雨で濡れないところに設置する
- ◆定期的に土を耕すようにして、土を柔らかくしておく
- ◆フンはできるだけ毎日取り除き、清潔にしておく

○いい例

- ・トイレが雨に濡れない
- ・フンの片付けなど定期的に管理されている



×あまりよくない例

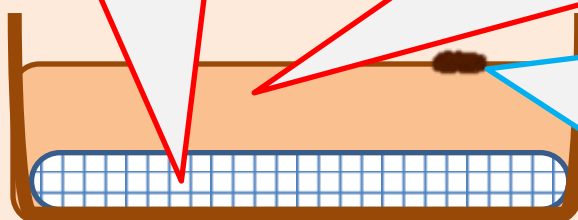
- ・トイレが雨に濡れてしまう
- ・フンを片付けておらず、管理されていない



地域猫トイレの作り方例

- ① プランターの底に底網シートや砂利を敷く
(水はけをよくして、トイレを衛生的に管理しやすくなります)

- ② ①の上に土や砂、ウッドチップなどを入れ、よくほぐしておく
(猫はトイレの際に掘り返しやすいやわらかい土などを好む傾向があります)



【ワンポイント】

(これを行うと猫がトイレを利用しやすくなります)

- ・少量の猫のフンを置いておく
(猫がトイレと認識しやすくなります)
- ・②にマタビを混ぜこむ
(多くの猫をトイレに呼び込みます)

10. 担当者あとかき

毎年、河内長野市内では少なくない数の飼い主のいない猫が交通事故などにより命を落としています。一方、住民からの猫の糞尿被害や鳴き声などに関する相談等も多数寄せられています。飼い主のいない猫を地域猫として管理することや引き取って保護猫にすることは、交通事故や病気になってしまう不幸な猫を減らすとともに、住民の生活環境を守り、飼い主のいない猫と住民が共に幸せに暮らせるまちづくり繋がります。

河内長野市内でもこれらの活動が行われており、そこでは住民の理解と協力のもと、大きなトラブルもなく人と猫が共に生活しています。

地域猫活動を行っている地域は「猫好きの人」だけが住む特別な地域だったのでしょうか？ そうではありません。これらの地域にも「猫嫌いの人」はいます。では「猫嫌いの人」の意見を無視して地域猫活動を行っているのでしょうか？ それも違います。これらの地域では、自分たちの住む地域を自分たちの手でより良くしようと、「猫好きの人」と「猫嫌いの人」が意見を出し合いました。結果、お互いの立場や考えを理解し、地域住民が課題解決に協力し合って皆が納得する仕組みを作り、活動が継続的に行われています。

この活動は、「猫好きの人」や「猫嫌いの人」、様々な考え方を持つ人がいる地域の中で長いスパンで「生活環境を改善すること」を目的とするものです。このため、「猫嫌いの人」の声にも耳を傾けるとともに、活動実績や成果を地域で共有し、この活動の継続が「地域の生活環境の向上」に役立つと住民の皆様にも認識してもらうことが重要です。また、全国の地域猫活動実施事例の中には、地域猫活動を通じて住民交流が増え、地域コミュニティの活性化に繋がるといった副次的な効果が見られた事例も報告されています。

地域猫活動の広がりや、生活環境の向上や地域コミュニティの活性化だけでなく、不幸にも交通事故等で亡くなってしまう猫の数にも表れています。近年、交通事故等で命を落とす市域の不幸な猫の数は、着実に減少しています。これは、この活動に取り組まれている皆様の力と地域の皆様のご理解の賜物であると思われま。

本ガイドブックをお読みにになり、この活動に少しでも興味を持たれましたら、一度河内長野市にご相談くださいますようお願いいたします。飼い主のいない猫の命と住民の生活環境が共に守られる幸せなまちを目指して。

